

文教厚生常任委員会次第

平成31年3月5日（火）午前10時

於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 福祉局関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（11件）

議案第 10 号 平成30年度明石市一般会計補正予算（第4号）〔分割付託分〕
…………… 佐々木 福祉政策室長

議案第 13 号 平成30年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
※ 資料参照 …………… 藤田 介護保険担当課長

議案第 1 号 明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例制定のこと
※ 資料参照 …………… 加藤 施設担当課長

議案第 8 号 明石市立総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定の
こと
※ 資料参照 …………… 菅野 福祉総務課長

議案第 17 号 あさぎり・おおくら総合支援センター新築（建築）工事請負
契約のこと
※ 資料参照 …………… 十川 地域総合支援担当課長

議案第 19 号 兵庫県と明石市との間の児童自立支援施設において行う児童
の自立の支援等に関する事務の委託のこと
※ 資料参照 …………… 岸川 児童相談所準備担当課長

議案第 21 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第3期中期計画認可の
こと
※ 資料参照 …………… 藤田 医療連携担当課長
…………… 菜虫 福祉局参事

議案第 23 号 平成 31 年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕
 佐々木 福祉政策室長

議案第 30 号 平成 31 年度明石市介護保険事業特別会計予算
 山口 高年介護室長

議案第 32 号 平成 31 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
 藤田 医療連携担当課長

議案第 33 号 平成 31 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
 予算
 田中 児童福祉課長

イ 請願（1 件）
 [新 規]

31.2.19 第 1 号	「明石市軽・中度難聴 児補聴器購入費等助 成事業」についての請 願	楠 本 美 紀 山 崎 雄 史 家根谷 敦 子	明石市北王子町 兵庫県難聴児親の会明石支部 会員代表 西岡 寿代
------------------	--	-------------------------------	--

② 報告事項（14 件）

ア （仮称）あかしインクルーシブ条例の検討状況について
 ※ 資料参照 山田 障害者施策担当課長

イ 明石市第 5 次障害者計画（案）の策定について
 ※ 資料参照 金 共生福祉担当課長

ウ 高齢者福祉施策の充実について
 ※ 資料参照 山口 高年介護室長

エ 消費税増税に伴う介護保険料の軽減について
 ※ 資料参照 藤田 介護保険担当課長

オ 妊婦健康診査費用助成の拡充について
 ※ 資料参照 春田 次長（こども総合支援担当）

カ 明石こどもセンター（児童相談所）の開設について
 ※ 資料参照 岸川 児童相談所準備担当課長

- キ 放課後児童クラブのあり方検討プロジェクトチームにおける検討結果について
 - ※ 資料参照 …………… 北條 次長(放課後児童クラブ担当)
- ク 保育所等の給食費(副食費)の無料化について
 - ※ 資料参照 …………… 鈴木 利用担当課長
- ケ (仮称)幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - ※ 資料参照 …………… 加藤 施設担当課長
- コ 待機児童緊急対策等の取り組みについて
 - ※ 資料参照 …………… 勝見 待機児童緊急対策室課長
- サ (仮称)ユニバーサル歯科診療所の建設について
 - ※ 資料参照 …………… 藤田 医療連携担当課長
- シ 風しん対策について
 - ※ 資料参照 …………… 小林 保健予防課長
- ス 明石市自殺対策計画(案)について
 - ※ 資料参照 …………… 西澤 保健指導担当課長
- セ 平成31年度 組織改正案について
 - ※ 資料参照 …………… 佐々木 福祉政策室長

③ その他

…………… (理事者入れ替え) ……………

(2) 教育委員会関係

① 付託された議案の審査

議案(2件)

議案第10号 平成30年度明石市一般会計補正予算(第4号)〔分割付託分〕
…………… 石田 次長(管理担当)

議案第23号 平成31年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕
…………… 石田 次長(管理担当)

② 報告事項（4件）

ア 勤務時間外の電話対応の実施について

※ 資料参照 植垣 学校教育課長

イ よりよい部活動の推進について

※ 資料参照 植垣 学校教育課長

ウ 本年度の教職員研修の実施状況について

※ 資料参照 廣岡 教育研修センター課長

エ 平成31年度明石商業高等学校の入試状況について

※ 資料参照 山脇 明石商業高等学校事務局長

③ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 社会福祉の充実及び介護保険について
- (2) 子育て支援及びこどもの健全育成について
- (3) 地域総合支援について
- (4) 保健衛生及び医療連携について
- (5) 教育の充実及び推進について

4 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

5 閉 会

以 上

議案第13号 関連資料 介護保険の保険者機能強化に係る国からの交付金について

1 概要

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進し、介護保険制度の持続可能性を維持するために、市町村には保険者として地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができる取組みを進めていくことが求められています。

そこで国は、市町村が地域の実情に応じて保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組みを進めることができるよう、平成30年度に保険者機能強化推進交付金（以下「交付金」という。）を創設しました。

2 交付金の活用

国の定めた評価指標に基づき、市町村が介護保険事業計画に定めた取組内容や目標の達成状況に応じて、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付されます。

交付金は、介護給付・予防給付以外のサービスを市町村独自で提供する市町村特別給付、要介護状態になることを予防するための介護予防教室など地域支援事業や保健福祉事業の充実に活用し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要取組みを進めることとなっています。

3 本市の評価指標に基づく評価結果及び交付額

(1) 評価結果

評価指標	本市の点数	兵庫県の平均点
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	61/82	58.85/82
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	315/460	343.90/460
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	50/70	48.17/70
合 計	426/612	450.93/612

(2) 交付額

39,092千円

(3) 交付金の活用方法

交付金は、市町村が地域の実情に応じて保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組みに活用するものです。

平成30年度の交付金については、2018年(平成30年)12月に内示があったため、介護予防や認知症の早期支援等の地域支援事業や保健福祉事業の既存事業に活用します。

議案第1号関連資料

明石市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の制定について

1 目的

平成30年6月の第8次地方分権一括法の成立を受け、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「こども園」という。）の認定に係る権限が、平成31年4月から都道府県から中核市に移譲されることに伴い、こども園の認定要件を定める市条例の整備が必要となったため、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例制定における基本的な考え方

原則として「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第45号）」で定める基準と同じ基準を設定し、こども園についても、在籍する園児の健やかな育ちを中心に置き、こども園に求められる機能の質の確保を図ります。

3 条例の対象となる施設

施設類型	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
施設概要	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園に移行した施設

(参考)

幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設。設置には本市の「認可」が必要。

4 条例に定める認定要件

- (1) 設置者の要件
- (2) 従事する職員配置及び必要な資格
- (3) 学級の編制
- (4) 施設の位置及び施設整備並びに園具又は教具
- (5) 非常災害対策
- (6) 設置者が遵守すべき運営に関する基準
- (7) その他園長や職員の禁止事項等

5 条例における本市独自基準（国基準に上乘せ）

- (1) 設置者の要件について（第3条関係）

設置者は、暴力団であるもの又は暴力団員等が役員等となっているものであってはならない。

- (2) 条例で定める要件について（第4条関係）

① 設置者は、条例で定める要件（以下「要件」という。）の遵守にとどまらず、設備及び運営の水準について、更なる向上を図ることに努めるとともに、要件を超えて、設備を有し、又は運営しているこども園においては、要件を遵守していることを理由として、その設備及び運営の水準を低下させてはならない。

② 市長は、設置者に対し、要件を遵守している場合であっても、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

- (3) 運営要件について（第9条関係）

設置者は、園児に対して差別的取扱いをしてはならない。また、暴力団及び暴力団員等の支配を受け、又はこれらと密接な関係を有してはならない。

- (4) 虐待等の禁止について（第9条、第11条関係）

職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。また、設置者は、職員による園児等への虐待等の防止のために必要な措置を実施しなければならない。

6 施行期日

平成31年4月1日

議案第8号関連資料

明石市立総合福祉センター条例の改正及び施設の運営方針について

総合福祉センター西隣で建設を進めている、新たな支援・交流施設について、条例改正の概要及び施設の運営方針について、下記のとおり説明いたします。

1 改正の目的

本市が掲げる「やさしいまちづくり」や「共生社会ホストタウン」の発信拠点として新たに設置する明石市立総合福祉センター新館（以下「新館」という。）について、位置及び名称並びに使用料その他施設の管理に関する事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

次に掲げる事項について規定する。

(1)新館の設置目的及び実施する事業（第1条、3条関係）

共生の社会づくりの推進に寄与するため、関連する事業を実施する。

(2)新館の位置及び名称（第2条関係）

位置 明石市貴崎1丁目5番46号

名称 明石市立総合福祉センター新館

(3)新館の施設を使用できる者の範囲（第6条関係）

市内で共生の社会づくりの推進に関する事業を行う個人又は団体。

ただし、市長が運営上支障がないと認めるときは、その他の者に多目的ホール及び新館会議室を使用させることができる。

(4)新館の施設の使用料（第8条、別表第1関係）

前号本文に規定する者が新館の施設を使用する場合は、無料とする。

前号ただし書に規定する者が多目的ホール及び新館会議室を使用する場合は、使用料は、次のとおりとする。

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時半から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール	1,000	1,300	1,100	2,200	2,300	3,300
新館会議室	500	700	600	1,100	1,200	1,700

(5)その他施設の管理に関する事項、文言の整理等

3 施行期日

2019年(平成31年)4月1日

4 運営について

本館との一体的運用を図るため、運営を明石市社会福祉協議会に業務を委託し、次に掲げる事業を実施する予定とする。

(1)各種障害者スポーツの体験イベント等の実施

(2)「食」を通して気づきと支え合いを育む『みんな食堂』の実施

(3)障害者を雇用し、交流スペースにおいて喫茶軽食類を提供

(4)センター利用者に対する啓発展示、障害者等の作品展示等の実施

(5)様々な福祉的課題に対する講演や研修会等の実施

(6)地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援の実施

議案第17号関連資料

あさぎり・おおくら総合支援センター新築(建築)工事請負契約のこと

1. 事業の概要

本工事は、2020年4月のあさぎり・おおくら総合支援センターの開設に向けて、同センターの施設の建築工事を行うものです。

2. 工事の内訳

工種	請負額(円)	消費税	小計	備考
建築工事	164,900,000	13,192,000	178,092,000	契約議案
機械設備工事	35,980,000	2,878,400	38,858,400	※
電気設備工事	30,300,000	2,424,000	32,724,000	※
合計(全体工事費)	231,180,000	18,494,400	249,674,400	

※機械設備工事及び電気設備工事は本契約議案とは別に発注しています。

3. 工事期限/2020年1月15日まで

4. 入札結果(2018年(平成30年)12月27日開札)

- (1) 落札者/明石市西新町3丁目1番12号
明石土建工業株式会社
- (2) 落札金額/164,900,000円(税抜)
- (3) 予定価格/194,800,000円(税抜)
- (4) 落札率/84.7%
- (5) 入札参加者/6者

議案第19号関連資料

児童自立支援施設（兵庫県立明石学園）に関する事務の委託にかかる規約の締結について

1 趣旨及び目的

児童相談所設置市は児童福祉法第35条の規定等により、「児童自立支援施設」を設置する義務がありますが、実施的に本市において同施設を設置することが、人的及び費用的に困難であることから、施設を設置したとみなすため、兵庫県が設置する児童自立支援施設において行う市所管の児童に対する指導及び児童の自立の支援等を、地方自治法の規定に基づき、兵庫県に委託するものです。

2 対象施設

児童自立支援施設「兵庫県立明石学園」
明石市魚住町清水2744

◆【児童自立支援施設とは】

- ・家庭環境その他の環境上の理由も含めて、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々のこどもの状況に応じた指導を行い、自立を支援するための施設で、児童福祉法に定められているもの。
- ・兵庫県内には2か所あり。（兵庫県立明石学園、神戸市立若葉学園）

3 事務委託内容

児童に対する指導及び児童の自立支援並びに退所したものに対する相談その他援助。

4 経費の負担

(1)委託額の計算方法（第3条第2項関連）

児童自立支援施設「明石学園」の運営費総額から国庫負担金通知に定める法定費用を差し引いた法定外費用等を、兵庫県と明石市の措置児童数の割合に応じて負担します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{明石学園運営費総額} \\ \hline \text{法定費用} \\ \text{(措置費等)} \\ \hline \text{法定外費用} \\ \text{(施設運営管理費)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{明石市分の措置児童}}{\text{全体の措置児童}} = \text{委託額}$$

(2)概算額

平成30年度の実績（運営費及び割合）を踏まえ、平成31年度当初に概算額を確定します。

5 施行期日

2019年（平成31年）4月1日から施行します。

議案第21号関連資料

地方独立行政法人明石市立市民病院 第3期中期計画の認可について

1 概要

地方独立行政法人明石市立市民病院が作成した「第3期中期計画」を認可するにあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

地方独立行政法人制度では、市が法人に対し中期目標を提示し、法人は目標を達成するための中期計画を作成しこれに基づき業務を遂行します。

市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を聴取し、中期目標期間の業務の実績に関する評価を行います。

2 第3期中期計画の経過

(1) 目標の策定

評価委員会の意見を踏まえ、市として、病院が法人の形態で引き続き業務を行うことを適当とし、次期の業務運営の指針となる第3期中期目標（2019.4.1～2023.3.31）を策定、議決（昨年12月議会）を経て法人に提示

(2) 計画の作成

法人は、市から指示された第3期中期目標を達成するための具体的な計画である第3期中期計画を作成し、市に提出

(3) 計画の認可

市は法人から提出された第3期中期計画の認可について、評価委員会における審議及び「認可することが適当である」との意見を踏まえ、3月議会に上程

3 第3期中期計画の概要

別紙のとおり

第3期中期計画の概要

ミッション 地域とともに歩み続ける市民のための病院

ビジョン (1)高度な総合的医療の推進 (2)地域密着型の切れ目のない病院診療の実現 (3)医療と経営の継続的な質の向上 (4)市と連携した政策医療の充実

第3期中期計画の構成

第1 中期計画の期間

○2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院としての役割の明確化

- 医療機能の明確化
 - ・高度な総合的医療を推進し、複合的な疾患を抱える患者にも対応
 - ・急性期医療を中心としつつ、回復期における疾患や病状に応じた医療の提供
 - ・在宅療養後方支援病院として在宅患者の急変時におけるバックアップの実施
 - ・病院併設の訪問看護ステーション等による入院から在宅まで切れ目のない支援等の取組
- 地域包括ケアシステムにおける機能の強化
 - ・急性増悪時の在宅患者にかかるサブアキュート機能の発揮
 - ・市の在宅医療・介護連携事業への積極的な協力
 - ・地域共生社会の実現に向け、在宅重度障害者（児）のレスパイト入院の受入
 - ・医療的ケア児の普通学校通学時の訪問看護師派遣などインクルージョンの推進
- 災害及び重大な感染症発生時への対応
 - ・あかし保健所をはじめとする市の関係機関との連携強化と有事の際の体制整備
 - ・「災害対応病院」としての役割の実施、災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定・見直し
 - ・感染症発生時の中核的な診療体制の確保

2 高度な総合的医療の推進

- 総合的かつ安定した急性期医療を提供
 - ・総合内科を中心とした専門診療科のさらなる連携強化
 - ・特徴的な専門診療や手術への取組
 - ・急性期から回復期、在宅に至るまで、病態に合った包括的な医療の提供
- 救急診療体制の維持に努め、救急患者の受入要請に最大限対応
 - ・他病院では受入困難な緊急・重篤な患者への対応
- 2020年度に敷地内に開設される市の障害者等歯科診療所との医科歯科連携の実施

3 利用者本位の医療サービスの提供

- インフォームド・コンセント上での看護師やMSWによる患者、家族のフォロー
 - ・入退院支援センターによる患者の入院への不安軽減、入院生活の支援
- アンケート等により患者や来院者のニーズを把握し、必要な改善策を実施
 - ・外国人や聴覚障害等を持つ患者の受診支援

4 地域とともに推進する医療の提供

- 地域の医療機関との連携強化、在宅医療を担う医療機関の後方支援
- 診療予約や当日急患などに対し、さらなる迅速な対応体制の整備
- 市と連携した保健医療情報の発信及び普及啓発の継続
- B1グランプリ全国大会等、市内で開催される行事等への職員派遣など、地域貢献への取組

5 総合力による医療の提供

- 最善の治療やケアを目指して専門性の高い多職種が連携し、より質の高いチーム医療を推進
- 情報の一元化と共有
 - ・DPC等のデータの比較・分析による医療の充実

6 医療の質の向上

- 医療安全、院内感染防止対策の徹底
 - ・医薬品関連のインシデント減少のための薬剤管理業務の充実
 - ・あかし医療安全ネットワークを通じた地域における医療安全風土の醸成
- 医療の質や患者サービスの向上を図るためのTQM活動のさらなる推進
- ISO9001の認証継続、BSCを活用したQC活動の定着
- クリニカルパス活用による診療の標準化
- 新たな高度専門医療の施設基準の取得
- 内部統制システムにかかる必要な制度の整備

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 医療職が集まり成長する人材マネジメント

- 大学医局との密接な連携等による優れた診療技術を有する医師の採用
- 医師や看護師が本来業務に専念するための医師事務作業補助者等の体制整備
- 若手医師にとって魅力ある、育成に重点を置いたシステムの確立

2 経営管理機能の充実

- 役員の経営力の向上のため、積極的な自己研鑽を推進
- 診療科長は、医局との連携の他、科の体制の維持、充実に係るマネジメントを実践
- 医療職との円滑な関係構築のため、業務への精通及び医療の基礎知識の習得

3 構造改革の推進

- 市民病院にふさわしい文化、風土の醸成へ職員の意識改革のさらなる推進
- BSCの徹底による帰属意識の向上
- 人事評価制度の運用による職員のモチベーションの向上、人材育成や組織の活性化
- 労働生産性の向上
 - ・ISOの取組を通じて業務効率化の推進による長時間労働の抑制

第4 財務内容の改善に関する事項

- 入院患者数の増加、診療単価の向上、診療報酬改定への迅速かつ的確な対応、未収金対策の徹底等による安定した収入の確保
- 収支予測に基づく支出コントロールや診療科別等の原価計算の活用による収支の改善
- 計画期間を通じた経常収支・資金収支の黒字額確保
- 運営費負担金のうち総務省基準以外の市独自負担分の段階的な削減
- 老朽化が進む病院施設について、市との連携のもと整備計画・投資計画を検討

(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について

本市が国から「共生社会ホストタウン」に指定されたことを受け、これまで本市が進めてきた「やさしいまちづくり」をさらに充実させ、その実現に向けた取組を加速させていくにあたって今後の指針となる新たな条例の制定に向け、現在検討を進めているところです。

つきましては、(仮称) あかしインクルーシブ条例の検討状況について報告します。

1. これまで実施した条例検討の取組

(1) 条例検討会の設置及び開催

市民と行政が一体となって検討を進めるため、障害当事者や支援者、学識経験者、民間事業者等、様々な立場の方々に参加いただく検討会を設置しました。

また、国が東京オリンピック・パラリンピックを機に「共生社会の実現」に向けた取組を推進していくにあたって作成した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえ、検討会に「心のバリアフリー部会」と「ユニバーサルデザインの街づくり部会」の2つの部会を設置しました。各部会で課題整理を行ったうえで、全体会において条例案を集約する予定です。

ア 第1回検討会(2018年(平成30年)8月27日開催)

全体会で条例のイメージを共有し、その後各部会で課題抽出を中心にした意見交換を実施しました。

イ 第2回検討会(2018年(平成30年)11月12日開催)

各部会で引き続き課題抽出に係る意見交換を実施し、併せて条例に盛り込むべき事項を確認しました。

ウ 第3回検討会(2019年(平成31年)1月30日開催)

各部会で中間とりまとめ案を提示し、中間とりまとめ案に係るグループディスカッションを実施しました。その後全体会において各部会の検討状況について報告しました。

(2) 障害当事者等の実質的な参加

当事者団体・支援者団体へのヒアリングを実施することにより、検討会以外でも広く意見を聴取する機会を確保するなど、障害当事者等の参加が形式的なものにならないよう努めました。

ア 2018年(平成30年)5月から6月にかけて、車いすユーザー、視覚障害者、聴覚障害者合計4名にそれぞれ個別ヒアリングを実施しました。

イ 2018年(平成30年)9月から10月にかけて、「あすく」に加盟しているそれぞれの障害当事者等団体にヒアリングを実施するとともに、条例の周知を図りました。

2. 条例案の方向性

インクルーシブの考え方を、市全体に浸透させ、かつ、市の様々な政策に落とし込むための拠り所となる基本的な理念を定める予定です。

《現時点の条例の構成案》

基本理念

市の責務、市民及び事業者の役割

当事者参画

庁内連携・関係機関連携

情報の利用

総合相談体制の整備

福祉人材の確保、障害者に対する就労支援

インクルーシブ教育の推進

バリアフリー化の促進

移動手段の確保に係る方針

災害時要配慮者の支援

ユニバーサルツーリズムの促進

3. 今後の取組予定

2019年

- ・ 関係団体等（「あすく」、ユニバーサルモニター、135E ネット等）へのヒアリング（3月～4月）
- ・ 第4回検討会開催（5月）
⇒ 中間とりまとめ案を踏まえた条例のとりまとめに向けた協議を実施
- ・ 第5回検討会開催（8月）
⇒ 条例素案のとりまとめ
- ・ 9月議会にて条例素案について報告予定
- ・ パブリックコメントの実施（10月）
- ・ 12月議会にて条例議案を提案予定

2020年

- ・ 条例施行予定（4月1日）

明石市第5次障害者計画(案)の策定について

本市における障害者施策について、障害者基本法の規定に基づき、障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定め、分野ごとに障害者の自立と社会参加を支援するための基本的施策を策定する「明石市第5次障害者計画」につきまして、12月議会での報告後、パブリックコメントによる意見公募、明石市地域自立支援協議会での審議を経て最終案がまとまりましたので、別添のとおり報告いたします。

1 計画策定の趣旨

本市において着実に実を結びつつある障害のある市民とない市民の支え合いによるやさしい共生のまちづくりの基本的な方向性をさらに推進していくために、本計画では、主に公共施設及び公共交通機関をはじめ民間施設等の生活環境整備を課題とする「ユニバーサルデザインへのまちづくり」と、個々の生活ニーズに対応できる障害福祉サービスや地域医療の充実、教育、就労支援を通じた障害理解と合理的配慮の促進などを課題とする「心のバリアフリー」に向けた施策を進めていきます。

2 計画の期間

2019年4月から2024年3月まで

3 意見公募の結果

2018年(平成30年)12月17日(月)から2019年(平成31年)1月18日(金)までの期間でパブリックコメントを実施した結果、17件(5名)の意見応募がありました。

<主な意見と市の考え方>

(1) 公共交通機関の利用について

バスやタクシーの利用の際に困ったこと(急発進の怖さ、筆談ボードの設置)への改善やユニバーサルデザインタクシーのわかりやすい周知と今後の取組を求める意見があり、市では、交通事業者に乗務員研修等を通じて適切な合理的配慮の対応を促し、ユニバーサルデザインタクシーやノンステップバスの導入支援を引き続き行うこととします。

(2) 災害時の支援について

視覚障害者は一人で避難できない、聴覚障害者は避難所で停電のときに筆談ボードが使えないなどの意見があり、市では、障害者が避難しやすい方法と災害情報を迅速・正確に伝えることができる仕組みを構築するために関係部署、関係団体と協議を行いながら取組を進めていきます。

(3) 福祉サービスの提供について

グループホーム、ショートステイ等は、どの程度改善されたのか、特に精神障害者用の短期入所施設が必要という意見があり、市では、障害福祉サービスについてのニーズは年々増加傾向にあり、特にショートステイの拡充では、当事者や家族からのご要望があることを踏まえ、事業所開設促進に向けできる限りの取組を検討してまいります。

(4) コミュニケーション支援について

視覚障害により意思疎通が困難な場合の音訳や点字・点訳の理解、普及を求める意見があり、市では、手話通訳者、要約筆記者の派遣や点字(訳)・音訳等がより市民に周知され利用しやすくなるよう充実を図っていきます。

(5) 雇用と就労支援について

精神障害者等の雇用が進んでいないため具体的施策の検討が必要という意見があり、市では、関係者のご意見をお聴きしながら就労支援機関との連携を強化し、平成30年度から導入された国の就労定着支援事業を踏まえて定着率向上に向けた支援を行っていきます。

4 計画素案からの主な修正事項

【変更前】	【変更後*下線部分】
<p>(P.54)1-2 移動・交通手段の整備</p> <p>1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援</p> <p><u>①乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、ノンステップバスの導入支援を行います。</u></p> <p>(P.66)4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成</p> <p>1 <u>手話通訳者の確保・養成</u></p> <p><u>①手話ボランティア養成講座などの開催を通じて、手話通訳者の確保・養成を図ります。</u></p> <p>2 <u>点訳ボランティアの確保・養成</u></p> <p><u>①点訳ボランティア養成講座などの開催を通じて、点訳ボランティアの確保・養成を図ります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(P.70)5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実</p> <p>8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実</p> <p>① (略) ② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(P.71)5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施</p> <p>1 障害のある子どもに対する教育の充実</p> <p><u>①特別支援教育に関する校園内委員会を設置し、校園の支援体制の確立を推進します。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>③個別指導計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた指導の充実を図ります。</u></p>	<p>(P.54) 1-2 移動・交通手段の整備</p> <p>1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援</p> <p><u>①誰もが移動しやすい環境を整備するために、対象利用者、提供すべきサービスなどの地域の実情を踏まえ、ユニバーサルデザインタクシーや、乗降負担の少ないノンステップバスの積極的な導入を交通事業者に働きかけ、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入支援を行います。</u></p> <p>(P.66) 4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成</p> <p>1 <u>手話通訳者・要約筆記者の確保・養成</u></p> <p><u>①手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。</u></p> <p>2 <u>点訳・音訳ボランティアの確保・養成</u></p> <p><u>①点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。</u></p> <p>3 <u>盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成【新規】</u></p> <p><u>①盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。</u></p> <p>(P.70)5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実</p> <p>8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実</p> <p>① (略) ② (略)</p> <p>9 <u>関係機関との連携の推進【新規】</u></p> <p><u>① 障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関の連携を推進します。</u></p> <p>(P.71)5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施</p> <p>1 障害のある子どもに対する教育の充実</p> <p><u>①特別支援教育に関する校園内委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>③支援が必要な子どもに対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。</u></p>

5 今後の予定 2019年(平成31年)3月末策定予定

明石市第5次障害者計画

【案】

2019年（平成31年）3月

明石市

目次

第1章 総論.....	1
はじめに.....	1
明石市の地理的条件	2
1. 計画策定にあたって	3
2. 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係.....	7
3. 計画の推進体制	10
第2章 第4次計画の現状と課題	13
1. 第4次計画の検証から施策目標設定までのプロセス	13
2. 第4次計画の検証及び各種調査の実施	14
3. 計画策定において踏まえるべき課題	43
第3章 本計画の基本理念と基本目標	48
1. 本計画の基本理念	48
2. 本計画の基本目標	48
3. 課題と施策の対応表	50
第4章 各論	52
基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために.....	52
基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	56
基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	61
基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	65
基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	68
基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援.....	72
基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために.....	76
基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために.....	78
資料編	82
1. 統計資料.....	82
2. 明石市地域自立支援協議会の委員構成	89
3. 策定経過.....	90
4. 用語説明.....	91

◆本計画書における年号の表記について

本計画書内では、2019年3月31日以前の年については平成、2019年4月1日以降は西暦で表記しています。図表やグラフについては、2019年3月31日以前のみのデータを掲載する場合は平成、2019年4月1日以降のデータも掲載する場合は西暦で表記しています。

第1章 総論

はじめに

明石市（以下「本市」という）では、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（以下「障害者配慮条例」という）などの条例整備や、全国で初めての合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の創設など、障害のある人もない人もともに支え合い、誰もが安心して暮らせる「やさしいまちづくり」の実現に向けた様々な取り組みを、障害のある人や支援者、事業者などと、協力して進めてきました。

とくに一人ひとりを大切にする「やさしいまちづくり」を進めていく本市の方向性は、国際的な共通目標「SDG s（Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標）」の「誰も置き去りにしない」という理念と合致しています。その理念をより実効性の高い施策へと導き、マイノリティや社会的弱者、子どもから高齢者まで、すべての人たちが大切にされ、安心して暮らせるインクルーシブな社会を目指しています。

平成 30 年 4 月から中核市へと移行したことに伴い、新しいステージの上で大きな役割を担うこととなり、関係各方面からこれまで以上に大いに注目されています。

本計画である「第5次障害者計画」を、本市のこうした取り組みと一体的な関係で策定していくことによって「やさしいまちづくり」をさらに加速させていきます。

エスディーシーズ
「SDG s」とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標です。「質の高い教育をみんなに」、「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」などの 17 の目標が設定されています。日本国内でも自治体に「SDG s」を積極的に推進するよう方針が出されています。

「インクルーシブな社会」とは、「インクルーシブ = 包括的な / 包み込む」という意味で、差別や区別なく、すべての人を尊重する社会を指します。

明石市の地理的条件

明石市は、東経 135 度の日本標準時子午線上にあります。

また、瀬戸内海に面しており、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができます。気候は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地です。さらに、阪神都市圏と播磨都市圏、そして海を隔てて淡路・四国を結ぶ位置にあり、海運交通のうえで重要な拠点となっています。

市の東と北は神戸市と、西は加古川市や播磨町、稲美町と接しています。市の面積は 49.42 km²であり、南北は最長 9.4 km、東西は最長 15.6 km です。東西に細長いまちを形成しています。



1. 計画策定にあたって

1-1 計画策定の目的と趣旨

現行計画の「明石市第4次障害者計画」（以下「第4次計画」という）は平成31年3月をもって計画期間を終了します。そのため、これまでの障害者福祉を取り巻く環境の変化や、国・兵庫県との動向をふまえ、第4次計画期間において取り組んだ障害者施策の実績や課題を確認するとともに、障害のある人のニーズや課題を把握したうえで、今後5年間の本市における障害者施策の方向性を示す「明石市第5次障害者計画」（以下、「本計画」とする）を策定します。

本市では、平成24年の「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」の発足を皮切りに、「障害者配慮条例」の施行（平成28年4月）をはじめ一人ひとりを大切にする「やさしいまちづくり」の実現を目指して多くの課題に取り組んできました。

平成30年4月から中核市に移行し、これまでの「やさしいまちづくり」の実現に向けた取り組みの方向性を、さらに市政全般にわたる包括的指針として発展させていくために、2019年度中に「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定を予定しています。

本計画においては、このような本市の大きな取り組みと方向性を踏まえ、次の二つの考え方を提起します。

第一に、本市の支え合いによるやさしい共生のまちづくりの方向性を推進していくために、本計画では、民間施設や公共施設、公共交通機関のハード面における環境整備や、災害時に備えた仕組みをつくる「ユニバーサルデザインのまちづくり」の課題と相談支援、教育、意識啓発と合理的配慮の促進などのソフト面における「心のバリアフリー」の実現の課題に対応した「8つの基本目標」と基本目標ごとの施策目標を掲げて、具体的な取り組みを展開していきます。

第二に、基本目標ごとの具体的な取り組みにあたっては、各施策の進捗状況を計画期間（5年）内において適切な時期に評価し、施策目標の進展を妨げている要因がある場合にはそれを明らかにするなど、「PDCA」サイクルを意識しつつ、その要因の解消と改善に向けて関係機関と協力して取り組みます。

1-2 市の障害者施策の動向

本市では、障害者施策の方向性を定める計画である第4次計画を平成26年3月に策定し、基本理念として「地域で安心していきいきと暮らせる自立と共生の社会の実現」を掲げ、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めてきました。また、平成30年3月には障害児者の利用するサービスの安定した提供を確保するための計画である「明石市障害福祉計画（第5期）・明石市障害児福祉計画（第1期）」を策定しました。

第4次計画の期間中に、上掲の基本理念の実現に向けて、二つの条例を制定しました。一つは、平成27年度より施行の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」であり、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用促進、手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備など、障害のある人の情報利用やコミュニケーションを支援する取り組みを進めていくことが位置づけられています。もう一つは、平成28年度より施行の「障害者配慮条例」です。「障害者配慮条例」では、市内の事業者や団体が合理的配慮の提供を支援する公的助成

制度の設置や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みが位置づけられています。

また、本市は平成 30 年 4 月より中核市に移行し、身体障害者手帳の交付や保健所の運営など、これまでは兵庫県が行っていた事務の一部が移譲されました。今後は、地域の実情に応じ、より迅速かつ適切な対応や福祉施策の実施が可能となりました。

今後の取り組みとして、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」の施行や「(仮称) あかしインクルーシブ条例」の制定を予定しています。とくに「(仮称) あかしインクルーシブ条例」の検討にあたっては、「SDGs」における理念を、本市が進める「やさしいまちづくり」と重ね合わせ、市政全般にわたる取り組み指針として整備することを目指しています。また、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを機に海外の障害者スポーツ選手との交流を通じた障害者理解の促進や、障害のある人にもない人にも「やさしいまちづくり」を推進します。

今後も、障害のある人もない人も一緒に暮らすことのできる共生のやさしいまちづくりの実現を目指して、多様な取り組みを進めていきます。

1 - 3 兵庫県の障害者施策の動向

兵庫県では、平成 27 年 3 月に「ひょうご障害者福祉計画」を策定しており、計画の最終年度である 2020 年度の目標を「障害のある人もない人も、皆が支え合い、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていけること」としており、目標達成のための基本理念として「自己決定」と「共生」をテーマとして掲げています。

また、兵庫県では平成 30 年 4 月に、誰もが平等に参画できるユニバーサルな社会の実現を目指して「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」が施行されました。さらに、障害のある人の情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する取り組みを進めていくために「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例」が同時に施行されています。

1 - 4 国の障害者施策の動向

平成 18 年に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国では条約の批准に向け、必要な国内法の整備が進められてきました。平成 23 年には障害者基本法が大幅に改正され、法の目的を「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、障害者の定義の見直しや地域社会における共生、意思疎通の手段としての言語（手話を含む）、差別の禁止に関わる合理的配慮と社会的障壁の除去などが規定されました。

また、平成 23 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立（平成 24 年 10 月施行）し、平成 24 年には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に大きく改正（平成 25 年 4 月施行）されました。平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成 28 年 4 月施行）、平成 25 年 9 月に「障害者基本計画（第 3 次）」が策定されました。これらの国内法の整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准しました。

「障害者権利条約」批准後も、平成 30 年には、「障害者基本計画（第 4 次）」が策定され、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正・施行され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われることになりました。

■ 障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月 「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等

2. 本計画の位置づけ、策定方法、他計画との関係

2-1 計画の法的な位置づけと対象期間

- 本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として策定した「明石市障害福祉計画（第5期）」ならびに「児童福祉法」第33条の規定による「市町村障害児福祉計画」として策定した「明石市障害児福祉計画（第1期）」との整合が保たれたものとします。
- 本計画の期間は2019年4月から2024年3月までの5年間としています。

年度	障害者基本法	障害者総合支援法 児童福祉法（2018年度から）
2014	明石市第4次障害者計画	サービス見込量の見直し
2015	計画の 推進	明石市障害福祉計画（第4期）
2016		計画の 推進
2017	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2018		明石市障害福祉計画（第5期） 明石市障害児福祉計画（第1期）
2019	明石市第5次障害者計画（本計画）	計画の 推進
2020	計画の 推進	サービス見込量の見直し
2021		明石市障害福祉計画（第6期） 明石市障害児福祉計画（第2期）
2022	次期計画の策定	計画の 推進
2023	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2024	第6次障害者計画・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）	

2-2 計画の策定方法

(1) 各種会議での審議

○計画策定にあたっては、「明石市地域自立支援協議会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 第4次計画の評価・検証の実施

○第4次計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

(3) 関係団体調査の実施

○これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見を把握するために、関係団体・支援機関への調査を実施しました。

(4) アンケート調査の実施

○障害のある人の生活状況やニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(5) 事業所アンケート

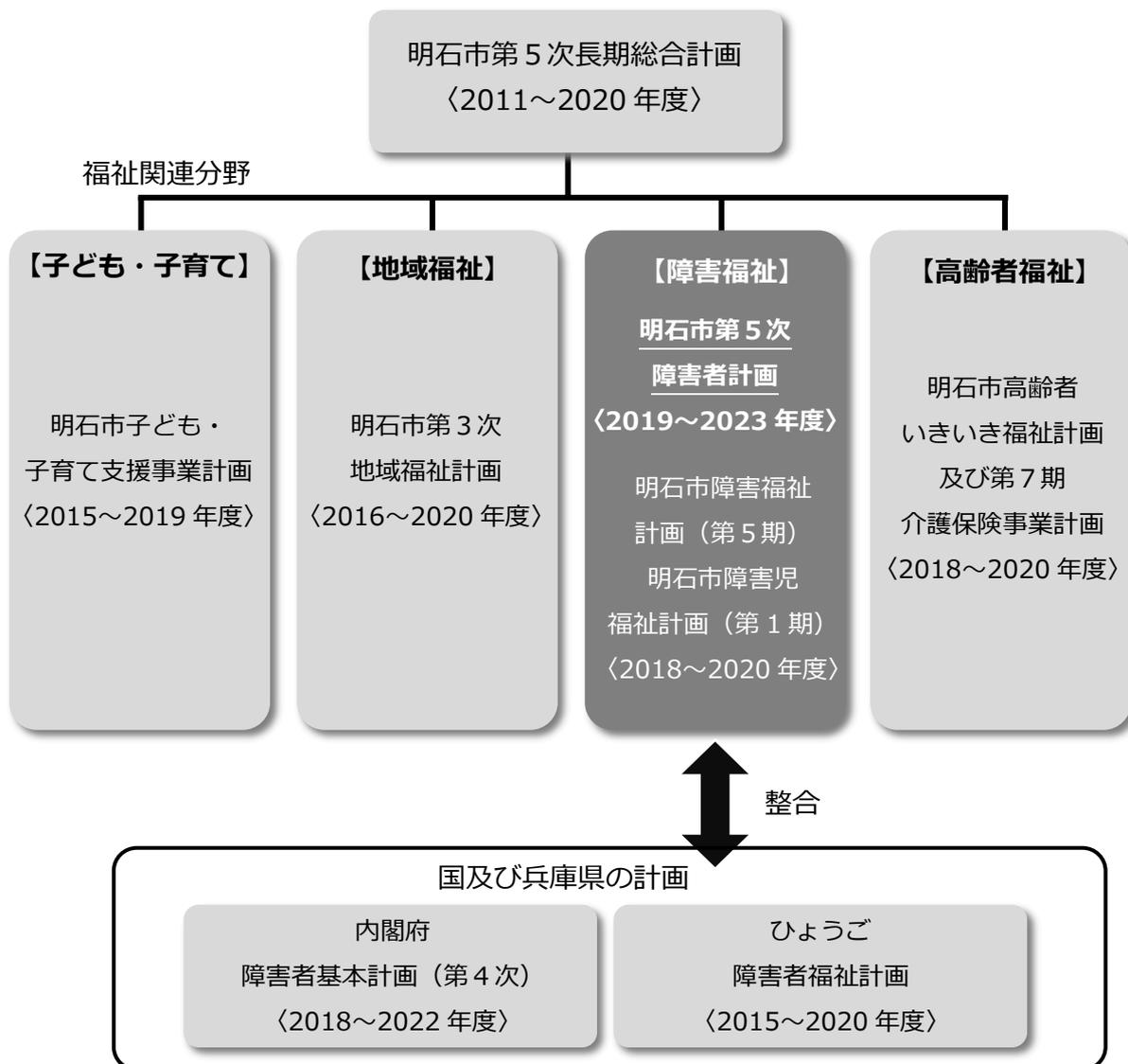
○平成29年9～10月に、「明石市障害福祉計画（第5期）」及び「明石市障害児福祉計画（第1期）」の策定の際に、各種サービスの見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握するために、事業所へアンケート調査を実施しました。

(6) パブリックコメントの実施

○計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。5名の方より、合計で17件のご意見をいただきました。

2-3 他計画との関係

- 本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」との整合性をふまえ、策定しています。
- 本計画は、「明石市第5次長期総合計画」を上位計画とし、「明石市子ども・子育て支援事業計画」「明石市第3次地域福祉計画」「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第7期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとし、また、小中学校区を中心とする地域社会の取り組みや他の関連分野における施策との連携を重視し、計画を推進します。



3. 計画の推進体制

3-1 地域とのネットワーク

- 社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

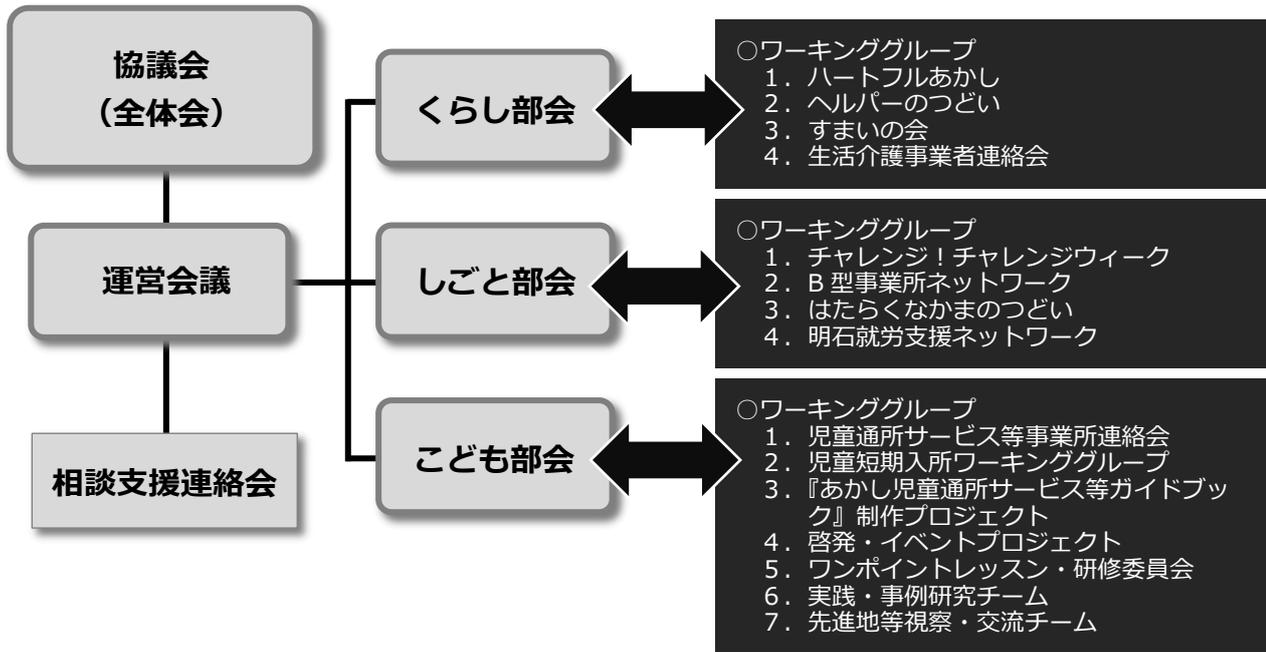
3-2 地域総合支援センター

- 障害のある人や高齢者、子どもなど生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、地域住民による支え合いと公的支援とが連動し、包括的・総合的に支える支援体制の構築をめざすため、総合福祉センターを核拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで、市内6か所において「地域総合支援センター」を運用しています。
- 地域総合支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による障害のある人や高齢者、子ども等の総合的・包括的な相談支援、地域の支え合い体制の構築等、地域福祉の充実について一体的な取り組みを推進していきます。

3-3 地域自立支援協議会

- 本市においては、明石市障害者計画、明石市障害福祉計画、明石市障害児福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況についての評価、並びに地域の関係機関の連携、ネットワーク化による支援体制の構築を目的として、平成21年度より、明石市地域自立支援協議会を開催しています。平成26年度の組織改編により、新たに発足した「暮らし」「しごと」「こども」の3つの専門部会や、その傘下に組織された各種ワーキンググループ等の活動を通じ、地域総合支援センターとの連携を図りながら、今後も障害のある人の地域生活を支援する体制づくりに取り組めます。

■明石市地域自立支援協議会組織図（平成 30 年 11 月 1 日現在）



3-4 庁内の推進体制

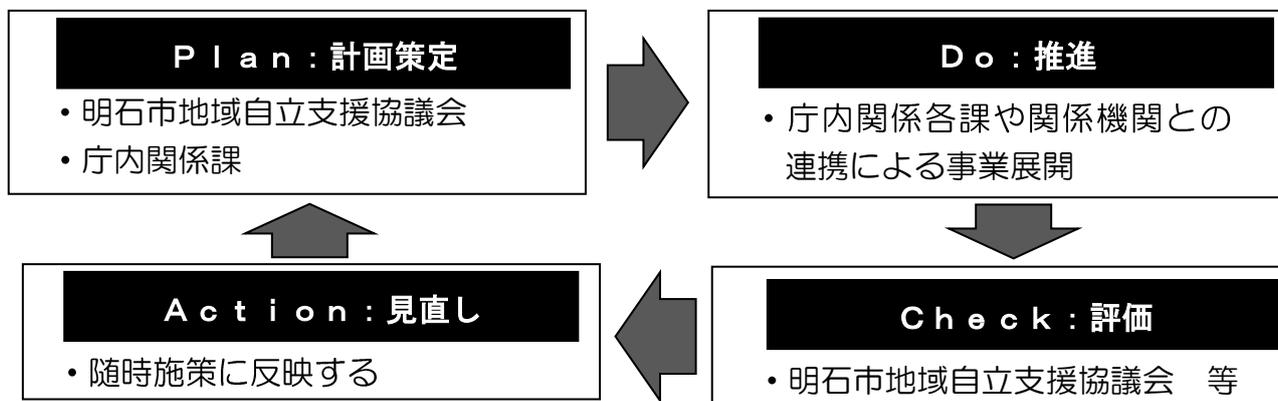
○障害者福祉施策については、保健、医療、教育、保育、福祉、防災、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係部課相互の連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

3-5 国・兵庫県との連携

○国及び兵庫県との整合性を保ちながら適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、東播磨保健福祉圏域との連携強化に努めます。

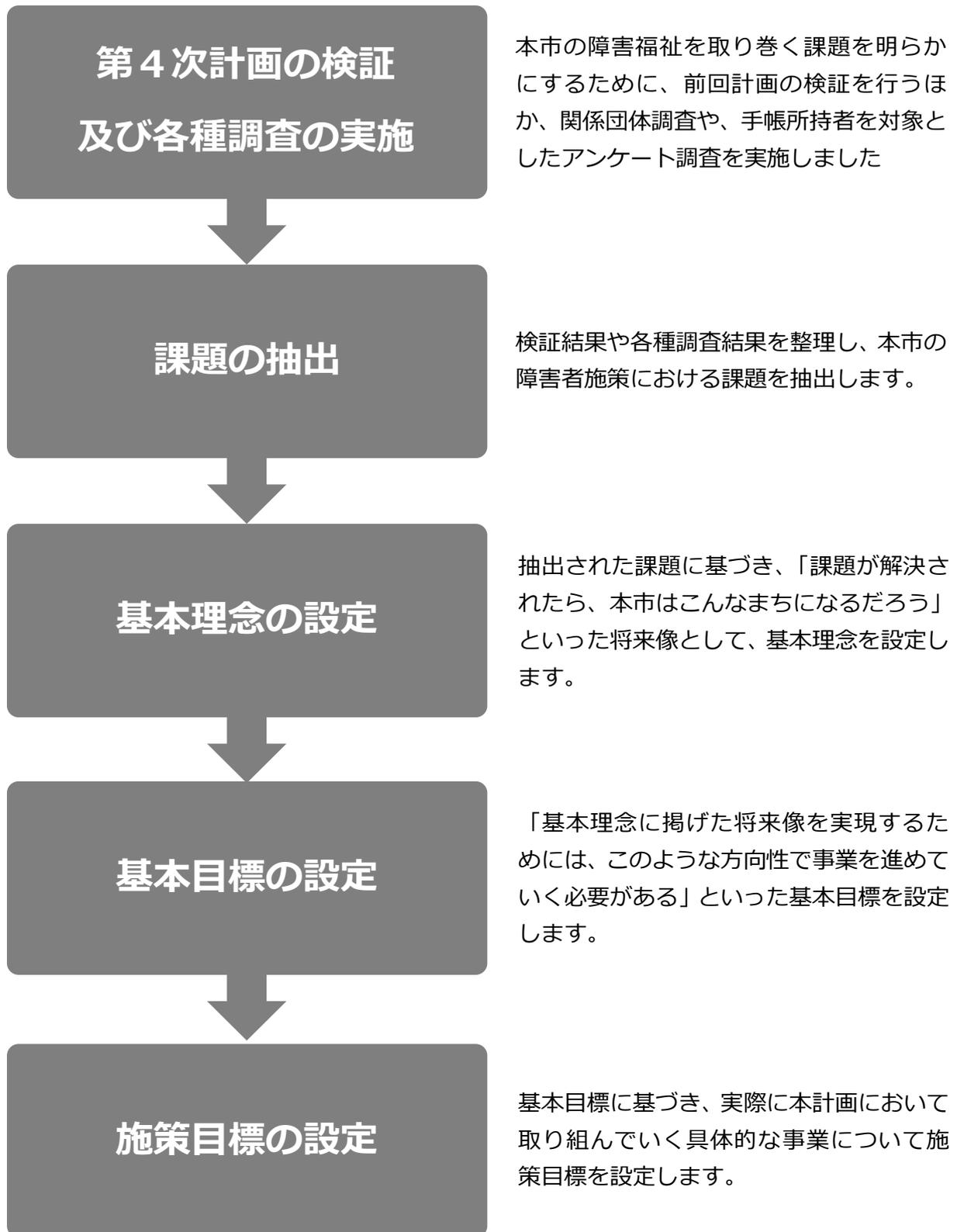
3 - 6 計画の進行管理

- 所管課である障害福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、明石市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。
- 「P D C A サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、明石市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、各施策の実施状況などを点検します。



第2章 第4次計画の現状と課題

1. 第4次計画の検証から施策目標設定までのプロセス



2. 第4次計画の検証及び各種調査の実施

2-1 第4次計画の取り組み状況

第4次計画（平成26年度から平成30年度）では、計画の基本目標を実現するために、「雇用・就労」「生活・支援」「保健・医療」「療育・保育・教育」「理解・情報・生きがいづくり」「生活環境」といった6つの分野ごとに施策の推進方策を設定しました。

そして、2019年度からの本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進方策のために、以下の「事業の実施状況」の基準に基づいて庁内関係各課や各関係機関に照会し、計画の取り組み状況についての検証を実施しました。

（事業項目については、第4次計画参照）

■評価基準

	基準
完了	計画書に記載してある事業は第4次計画中に完了している
継続実施	計画書に記載してある事業は現在実施中であり、第5次計画においても引き続き実施する予定である
検討中	計画書に記載してある事業の実施方法等を検討している段階であり、第4次計画期間中の実施の予定はない
廃止	計画書に記載してある事業は第4次計画期間中に廃止している
新規	計画書には記載していないが、第4次計画期間中に実施している事業

■全体の取り組み状況

名称	事業項目	取り組み状況			
		完了	継続実施	検討中及び廃止	新規
基本目標 1 自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために	24	0	24	0	0
基本目標 2 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるために	33	0	33	0	0
基本目標 3 穏やかで活力ある生活を支えるために	17	0	17	0	0
基本目標 4 子どもの健やかな発達のために	31	0	28	2	1
基本目標 5 とともに理解し合い、支え合うために	35	0	35	0	0
基本目標 6 すべての人にやさしいまちづくり	24	1	20	0	3
合計	164	1	157	2	4

▼ 1. 雇用・就労の充実

障害のある人の社会における自己実現や生きがいづくり、経済的自立を支援するために、明石市地域自立支援協議会（しごと部会）や障害者就労・生活支援センターあくと、ハローワーク明石等の関係機関とも連携しながら、障害のある人への就労支援、民間企業への障害者雇用に関する啓発、一般就労や福祉就労の場の確保などに取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
1-1 就労支援の充実	11	0	11	0	0	0
1-2 障害者雇用における企業などへの理解の促進	5	0	5	0	0	0
1-3 多様な就労の場の確保	8	0	8	0	0	0
合計	24	0	24	0	0	0

▼ 2. 生活支援の充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らすことができるよう、地域生活を支えるサービスの提供体制の充実、相談支援体制の充実強化、虐待防止や成年後見制度利用促進等の権利擁護推進などに取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	19	0	19	0	0	0
2-2 相談・マネジメント体制の充実	10	0	10	0	0	0
2-3 権利擁護の推進	4	0	4	0	0	0
合計	33	0	33	0	0	0

▼ 3. 保健・医療の充実

障害のある人の健康を保ち、元気に日常生活を送ることができるよう、疾病の予防・早期発見や地域全体で医療的サポートを提供する体制づくりなどを進めてきました。また、精神保健医療や難病対策等にも取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
3-1 疾病の予防・早期発見	4	0	4	0	0	0
3-2 地域医療体制の充実	6	0	6	0	0	0
3-3 健康の保持・増進	2	0	2	0	0	0
3-4 精神保健医療や難病対策の充実	5	0	5	0	0	0
合計	17	0	17	0	0	0

▼ 4. 療育・保育・教育の充実

障害のある子どもが、本人や保護者の希望する生活を営むことができるよう、療育や保育体制の充実、明石市障害児福祉計画（第1期）の策定及びインクルーシブ教育の推進などを進めてきました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
4-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	18	0	15	0	2	1
4-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の実施	13	0	13	0	0	0
合計	31	0	28	0	2	1

【廃止事業】

- 適切な相談指導が行えるよう、乳幼児期以降についても、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
- 発達障害児が早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。

【新規事業】

- 上記の廃止2事業を統一して一つの事業として実施。

▼ 5. 理解・情報・生きがいづくりの充実

普段の暮らしの中で、他者との交流や得られる情報において差別されることのないまちとなるよう、差別解消や情報利用の支援を進めてきました。また、障害のある人の生きがいづくりとしてのスポーツや文化芸術活動の充実、地域全体で障害のある人をサポートするための活動の推進にも取り組んできました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
5-1 差別の解消及び理解の促進	12	0	12	0	0	0
5-2 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進	6	0	6	0	0	0
5-3 学習、スポーツ、文化・芸術活動の充実	10	0	10	0	0	0
5-4 地域福祉の視点に立った活動の推進	4	0	4	0	0	0
5-5 行政サービスなどにおける配慮の推進	3	0	3	0	0	0
合計	35	0	35	0	0	0

▼ 6. 生活環境の充実

障害の有無にかかわらず、本市で暮らす全ての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた生活環境整備や福祉避難所の設置等による防災対策、利用しやすい移動手段の充実などを進めてきました。

名称	事業項目	取り組み状況				
		完了	継続実施	検討中	廃止	新規
6-1 ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	8	0	7	0	0	1
6-2 防災体制の充実	8	1	5	0	0	2
6-3 移動・交通手段の充実	6	0	6	0	0	0
6-4 障害のある人が暮らしやすい住まいの充実	2	0	2	0	0	0
合計	24	1	20	0	0	3

【完了事業】

○災害時要支援者の把握のために、引き続き災害時要支援者名簿の整備に努めます。

【新規事業】

○鉄道駅舎ホーム柵設置促進

○浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進

○地域における要配慮者対策の推進

2-2 関係団体調査結果

(1) 調査の趣旨

障害のある人の関係団体や支援機関に対して、本市の現状や課題、今後の意向を把握し、本市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

(2) ご協力いただいた団体一覧

本調査の実施にあたっては、以下の団体の皆様にご協力いただきました。

○明石市身体障害者福祉協会	○明石市視覚障害者福祉協会
○明石ろうあ協会	○明石市肢体不自由児者父母の会
○明石地区手をつなぐ育成会	○明石ともしび会家族会
○明石ピアポの会	○明石障がい者地域生活ケアネットワーク
○兵庫県立いなみ野特別支援学校	○明石市立明石養護学校
○明石市ボランティア連絡会	○明石市社会福祉協議会
○明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	○明石難聴者の会

(3) 調査方法及び調査期間

本調査は、記入式の調査票による回答及び面談による聞き取りの二種類の調査を実施しました。調査期間につきましては下表のとおりです。

	実施内容	期間
調査票の配布～回収	対象となる団体に対して記入式の調査票を配布しました。	平成 30 年 7 月 11 日～ 平成 30 年 7 月 31 日
面談調査の実施	面談を希望する団体に対して、事前に記入した調査票をもとに面談での聞き取りを行いました。	平成 30 年 8 月 3 日～ 平成 30 年 8 月 10 日

(4) 回答内容概要

▼ 1) 障害のある人への理解の促進、相談支援、差別の解消、権利擁護の推進

- ▼一般市民だけでなく、地域団体や支援者への啓発も重要である。
- ▼障害のある人への理解促進のきっかけとして、地域における交流を進めていく必要がある。

◆主なご意見

理解や啓発について	<ul style="list-style-type: none">●障害のある人への理解の促進については、まだまだ体系的に行えていないと感じる。何をどのように伝えていくのか、しっかりとした裏付けをもとに行われるべきものであり、体系化していくことが必要ではないかと思う。●学校教育を通じた理解啓発が重要と思う。●一般市民個人々に比べて、地域（自治会・町内会）や、関係団体の人が、障害のある人の理解・社会参加の意識が遅れていると感じる。●障害のある人への理解・配慮・社会参加の重要性を地域や関係団体に対して、より一層の周知が必要と感じる。
地域での関わりについて	<ul style="list-style-type: none">●障害のある人自身がボランティア活動に参加できる仕組みが有ってもよいと思う。参加することにより地域社会とのコミュニケーションが取れると考えられる。●障害のある人の地域社会への参加は、参加するきっかけや、社会の理解や支援が少なく難しいものだと思う。障害者団体への入会がきっかけとなり、相談支援、地域社会への参加等が可能になるのではないかと考える。この第一歩を踏み出せば自然に地域社会への参加の輪が広がり障害のある人に対する理解も深まっていくと考える。●「いっしょに過ごす」ことが「知る」ことの第一歩であり、理解を深めることになるので、障害のある人が地域で過ごしやすい環境（バリアフリー、多目的トイレ等）を整備して、交流がスムーズに行われるようにすることにより理解が深まると考える。●障害に関しての理解の促進のために研修等を実施することも大切なことではあるが、障害のある人が主体的に生きていくためには、地域の人との集まりに何事もなく普通に参加できている、という状況にあることが必須だと思う。地域のことを話し合う会議に参加し、意見を述べたり、自分のことを知っていただくなど、直接の関わりが理解の一番近道になるのではないかと考える。

▼ 2) 生活環境

- ▼ヘルプカードやバリアフリーなど、障害のある人への配慮に関する取り組みをもっと周知する必要がある。
- ▼ハード面のバリアフリー化だけでなく、一人ひとりの心のバリアフリーも広まっていくことが重要である。

◆主なご意見

障害のある人への 配慮に関する 理解の促進について	<ul style="list-style-type: none">●ヘルプカードやヘルプマークの配布・周知が、兵庫県内で広がり始めている。他市ではヘルプマークのポスター掲示をしている。このような方法を取り入れ、一般市民の目に留まる広報も必要と考える。明石市でもポスター掲示の拡大など検討してほしい。●駅など公共交通機関において、外部障害のある人へのバリアフリー、移動補助などは認められているが、知的障害・精神障害のある人への配慮については、少し足りていないと感じる。電車やバスへの乗車誘導や、乗車までの見守りなどの窓口があるといい。そうしたことにより、電車やバスの利用促進となる可能性もあると思う。●困られているなと思ったときに一声かける。気を遣わずにスツと言葉が出る人が大勢いる。そのようにならないと心のバリアフリーは進まないように感じる。
バリアフリー環境の 整備について	<ul style="list-style-type: none">●バリアフリー化をしている事が一般市民に知ってもらえるような宣伝ポスター等人目につく工夫をすることが良いと思う。●店の入り口にバリアフリーのマーク、ポスターなどの表示があれば分かりやすい。盲導犬マークのようなマーク。一般のお客とのトラブルも減るのではないかと考える。●以前、公共交通機関との話し合いの場を持ったが、そういう機会が今後もほしい。

▼ 3) 安全・安心

- ▼情報入手が難しいために、災害時に逃げ遅れる可能性を不安に感じる人が多くいる。
- ▼避難所内で十分な配慮が得られない可能性を考え、避難にためらいを感じるという意見がみられる。

◆主なご意見

<p>地域での支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体が一堂に会し、情報を持ち寄り市職員とともに、災害・緊急時の支援を検討できる場を作ってほしい。 ●地域との関わりがある人は支援があると思うが、関わりのない人は情報が入らないと感じる。 ●高齢者の場合、地域での見守り等が進んできているとの印象はあるが、障害のある人の場合、見守り等が途上にあるように思われる。特に精神障害を持つ人について感じる。そのため、災害・緊急時の支援はなかなか受けにくい状況にあるのではないかと考えられる。 ●災害・緊急時の支援に関しては、視覚障害や聴覚障害のある人等への情報提供がどこまでできるかが、大きな課題だと思う。
<p>避難所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所ができて避難所に行くつもりがない人もいる。「周りに迷惑をかけるから」という意識と、そういった精神的疲労が積み重なって避難所を利用したくないという意識があると思われる。介助者（特に母親）の支援など、現実を見つめた支援が必要と感じる。 ●精神障害のある人は一般避難者と一緒の避難生活を長期に続けることは、困難な場合が多い。スペース的な配慮や人的支援が必要。 ●災害時に必要な薬を持って避難できる障害のある人が少ないと思われる。避難所での対応として、例えばヘルプカードを活用して支援できないか。最低限の情報を記入しておき、そこから必要な薬の情報を探り出すことは可能かもしれない。記入する内容の指針を示しておけば書きやすいかもしれない。今あるものを有効活用できればと思う。 ●自然災害の時には福祉避難所が設置されるが、その避難所について具体的な情報をもっと発信してもらえると安心感が高まると思う。支援者側でも見えにくいと感じる部分があるため、利用者はもっと見えておらず、不安が大きいと思われる。

▼ 4) 文化芸術・スポーツなど

▼障害への理解促進のためにも、当事者だけでなく、一般市民にも障害のある人たちが主となって開催するイベントに参加してもらうための取り組みが必要である。

◆主なご意見

イベントの周知・PRについて

- 展示などをしても一般の来場者が少ない。市民の発表の場もあると思うが、一般の中に位置づけしていただくと「理解」にもつながり、交流もしていけるのではないかと感じる。全体としてのコーディネーターが必要だと感じる。
- 現在、ARTSHIP 明石が実施されているが、来場者が関係者にやや偏る傾向にあるのではないかと推察される。一般市民を呼び込むような工夫ができないものだろうか。市の広報力をさらに利用できないだろうか。
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されたことで、市もこれに基づく取り組みが必要になってくると思う。一般市民に見ていただける場所で展示を行うとか、交流につながる機会をつくっていけると、やりがいにもつながって良いのでは。是非検討してほしい。

▼ 5) 療育・保育・教育

- ▼人材の確保及び育成を進めていくことが今後の大きな課題である。
- ▼現在利用されている特別支援学校以外においても、障害のある人を受け入れられる場所づくり、体制づくりを進めていく必要がある。

◆主なご意見

<p>人材の確保・育成について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●療育、教育、保育ともに人数面、専門性の面でまだまだ足りていないと思う。 ●明石養護学校、支援学級の教師、ゆりかご園の職員の資質を高めてほしい。また理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職が明石養護学校等に今後も配置されるようにしてほしい。
<p>支援機関等の連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ゆりかご園、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、事業所の各ステージの連携を充実させてほしい。 ●医療的ケアが必要な子どもが保育所・普通校に通えるようにするために、実態把握をした上で関係機関の協議と調整を進めてほしい。 ●地域への啓発活動を行うために、自治会との関係を強くしていかなければいけない。社協など、他の関係機関や団体との協力・連携が必要と感じる。
<p>受入先の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●明石市独自の知的障害も受け入れる事が出来る特別支援学校が必要と感じる。現在『兵庫県立いなみ野特別支援学校』の児童生徒数が増大している。また、高等部の希望者も増加しており、地域に密着した特別支援学校が必要である。今後、就学を希望する明石在住の子ども達が入学できない状況になるのではないかと不安を保護者は抱いている。 ●知的障害のある子を受け入れることができる学校が必要と感じる。明石養護学校の機能がもっと充実して、活用されれば良いのではないかと考える。 ●支援学校、支援学級から高校に進学するにあたっては、選択肢が少ないと感じる。明石市内にトータルのケアができる特別支援学校が必要だと感じる。交流教育の面でも現状は困難が多いので、解決するためにも、あると良いのではと思う。検討してほしい。

▼ 6) 雇用・就労・経済的自立への支援

- ▼工賃の上昇も重要だが、まずは企業側への障害に対する理解促進が必要である。
- ▼精神障害のある人の特性や、必要な配慮について企業に理解を求めたい。

◆主なご意見

<p>障害のある人への理解について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークから派遣されるジョブコーチの支援は数か月で終わってしまう。1年、2年という単位での継続的な支援が必要と感じる。企業内にメンタルコーチを配属し、就労した障害のある人の支援母体と連携した支援ができるのが理想のあり方と思う。こうした仕組みをつくるための話し合いの場に一般企業側が入ってくることも必要。一般企業側との相互理解が必要と感じる。 ●障害のある人の雇用に向けて企業になお一層の理解をいただくようにしてほしい。特に仕事の内容を工夫することで、障害のある人が取り組みやすい仕事を生み出せることもあるので、職域開拓アドバイザーのような人を増やしてほしい。 ●障害のある人の雇用に向けた地域の関心を促すための啓発活動を更に推進してもらいたい。
<p>関係機関の連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人の定着率はそれほど変わっていない。平成30年4月から就労定着支援事業が始まった。定着支援については考えておられるが、始まったばかりのため、実行はスムーズに感じていないように感じる。支援者・団体、ハローワーク、一般企業側等、関係機関が対話できる機会が必要と感じる。
<p>就労支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●就労継続支援A型、B型、就労移行支援、一般就労それぞれが個別に動いているが、それらがつながって流れとなっていない状態と感じる。A型やB型を利用している障害のある人の中にも、一般就労が可能な人もいると思われる。それらをどうやって流れにしていくかが課題だと考える。 ●精神障害のある人は、中々長時間就労は難しいのが実情である。3時間、4時間の就労なら対応可能な場合がある。短時間就労から始めて、次第に就労時間を延長するなどを配慮してほしい。 ●精神障害のある人の就労後の定着率が悪い。打開策として、会社内に精神障害を理解・支援する支援者を配置し、相談事業所と本人の3者の連携が定着率を高めるとのデータがある。ハローワークを通して、就労先への啓発活動を進めてほしい。

▼ 7) 保健・医療

- ▼医療機関の中でも、障害のある人に対する理解が不十分と思われる場面がある。
- ▼地域において個人が望む生活が実現できるよう、医療機関との連携体制の強化を求める声がある。

◆主なご意見

<p>医療機関における 障害のある人への 配慮について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の歯科診療所が明石市民病院敷地内で開設予定であり、重度の障害のある人にとっては安心して治療を受けられるようになりありがたい。今後は、他の診療科についても検討していただきたい。 ●健診の受診機会を増やしたり、出張検診車の利用など医療機関との接点を増やす検討をしていただきたい。様々な診療科で診察してもらえよう、医療機関と関係機関での話し合いの場を持つなどしてほしい。 ●不調の時に通院治療を頻回する場合がある。心身が不自由な状態の時は理解してほしい。
<p>医療機関との 連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に住む重症心身障害のある人の日中活動や、生活支援のための社会資源の充実と障害のある人に対する地域と連携した医療体制の整備をお願いしたい。 ●医療的ケアの子ども達が修学旅行に行く際、ドクターの随行が不可欠である。その為、今後より一層市内の病院との連携を深めていく必要があると感じる。 ●あかし保健所と障害福祉課との強固な連携が必要と感じる。保健所では自殺対策も含め、計画をつくっていると思われる。障害者計画の中にもこういった問題に関する内容も含めていただけたらと思う。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な健康診断の受診の機会を増やす。 ●ゆりかご園の訓練は、22歳で訓練終了となる。また、兵庫県立リハビリセンターでは大人になってから、初めて訓練を受けようとしても受けることができない場合もあり、18歳で打ち切られることもある。拘縮予防、現状の機能の維持にリハビリが欠かせない障害のある人のためにリハビリの場を確保する必要がある。

▼ 8) 情報・コミュニケーション

- ▼インターネット等における情報入手のために、情報機器や SNS の利用方法を教える機会を望む声が多くみられる。
- ▼情報が入手できないと様々な場面において孤立してしまう恐れがあるため、障害の特性に応じた多様な支援を検討してほしい。

◆主なご意見

<p>情報機器や インターネットの利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者など、インターネットの使えない人にとっては、ウェブサイトや SNS による情報発信は苦痛に感じる場合もある。 ●SNS やインターネットなどによる情報発信が普及している。しかし障害のある人の中には、障害などの理由から使い方がわからないことがある。またトラブルに対する恐怖や不安から使うことが苦手できない障害者が少なくない。SNS やインターネットの使い方、動画のアップの仕方などを安心して使えるよう教えたり安心できるような対応を検討してほしい。市、関係機関、地域住民、ボランティア団体など、それぞれの持ち味を生かして支援してほしい。 ●近年では iPad 等の携帯情報端末を利用した学習や生活・コミュニケーションツールとしての活用が特に増加している。活用方法の検討や、利用方法を学ぶための教室の開催などを考えていただきたい。
<p>情報入手のための 支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ろう、視覚、知的、精神での情報提供が不足しているように感じる。確実に理解してもらうには、専門の人を増やさねばならないと思う。 ●手話等の条例ができて聴覚障害のある人への支援が広まりつつあると思われるが、重度の障害のある人は自分で情報を得るのは難しいため、家族が代わって情報を得ている。高齢の親になるとインターネット等が難しい場合もあるので、家族を含めた支援がほしい。 ●精神障害のある人は、単純な受け答えなどの真面目な話なら大丈夫だけれども、日常会話が苦手であるため、話す場であっても、話すことが苦手な人に話しかけてくれるようなボランティアの人がいてくれると助かる。

▼ 9) 行政サービスにおける配慮

- ▼福祉に関係する課だけでなく、すべての課において障害のある人に対する理解が浸透して欲しい。
- ▼ハローワークの相談窓口など一部に利用しにくい窓口があるので、改善をお願いしたい。
- ▼グループホームやショートステイの更なる確保をお願いしたい。

◆主なご意見

<p>窓口や手続きについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークの障害者窓口がもっと使いやすくなるように市が働きかけてほしい。 ●障害福祉課の職員は障害のある人と接する機会が多く、対応の仕方を自然に習得していくと思うが、その他の職員はどうかと考えると温度差があるように感じる。逆に福祉局の対応が向上したからその他の課の対応が気になるという面もあるかもしれないが、今後、職員全体のスキルアップを図る方策を考えていただきたい。研修での体験など、検討してほしい。 ●市障害者施策担当の人は、障害のある人との関わりをていねいに持たれ、市の施策を前進させ、障害のある人との身近な関係を築くことが普通となっているように感じる。このような姿勢が市全体に広がっていけばよいと思う。
<p>障害福祉サービスについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人の自立に向けてのグループホームが不足している。 ●グループホーム施設の不足についても、施設のあり方や利用者の意識など、様々な課題について考えていかなければいけない。 ●家族の入院や冠婚葬祭等どうしても精神障害のある人の世話をできない時がある。このような場合の緊急時のショートステイ施設が明石市にはない。 ●ショートステイの施設は障害種別が異なる場合利用できない。療育手帳では利用できるが、精神保健福祉手帳では利用できない場合もある。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害のある人が利用できる施設が限られていると感じる。利用したいときには利用できないなど、数が不足している。本当は新たに施設が必要だと思うが、利用者確保することや人材の配置など、施設の維持を考えると現実的ではないと思う。例えば大きな病院の精神科病床を確保していただくなど、他の方法での解決策も考えていくことが必要と感じる。 ●地域総合支援センターや明石市立総合福祉センターと連携し、福祉研修等も行い、障害に対する啓発を行ってほしい。

2-3 アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、本計画の策定にあたり、障害者手帳の所持者より、本市が取り組んでいる施策についてのご意見や、今後の障害福祉の発展に望むことなど、様々なニーズを把握したうえで、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 調査方法…郵送による配布・回収
- 調査実施期間…平成30年7月25日～平成30年8月10日

(3) 調査の対象・配布数

調査対象者	18歳以上対象調査			18歳未満 対象調査
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	手帳所持者
配布数	1,155人			345人
	415人	370人	370人	
調査方法	郵送配布・郵送回収			
回収数	624人			199人
回収率	54.0%			57.7%
※前回調査の回収数・率 (平成25年9月)	※652人 ※56.5%			※224人 ※64.9%

(4) 回答内容概要

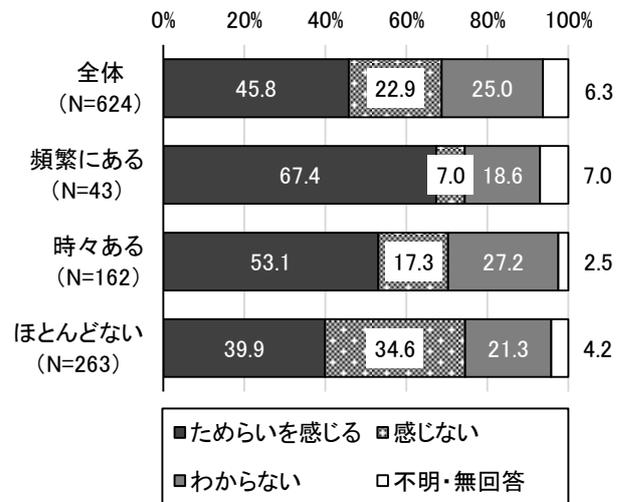
▼ 1) 安全・安心

- ◆避難所への避難にためらいを感じる人が多くおり、避難所の設備が十分でないことや、周囲の目が気になることなどがその理由として多くなっている。
- ◆災害時に必要なこととしても、避難所の整備を求める声が多くなっている。

■ 避難所への避難について

- 「避難所への避難にためらいを感じるか」については、全体では「ためらいを感じる」が高い。
- 差別を受けることが多いと感じている人ほど、避難所の利用にためらいを感じている傾向がうかがえる。
- 「避難所で過ごす際の不安は何か」については、身体障害のある人では「設備が不十分なこと」、知的障害のある人では「意思疎通が困難なこと」、精神障害のある人では「服用している薬が手に入らないこと」がそれぞれ高くなっている。

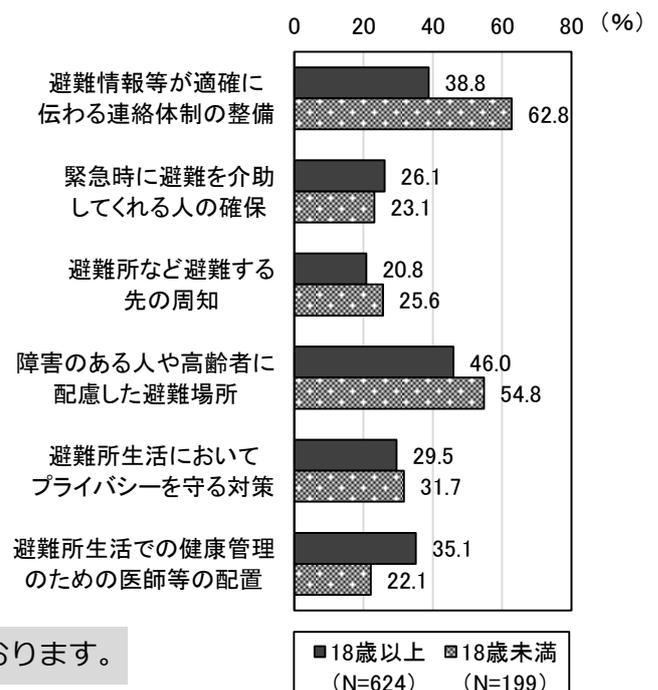
◆避難所への避難にためらいを感じるか
(「差別や偏見を感じることもあるか」とのクロス集計)



■ 災害時に必要なことについて

- 「災害時に必要なこと」については、18歳以上、18歳未満ともに「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」「避難情報等が適確に伝わる連絡体制の整備」が高くなっている。
- 18歳以上の調査結果を平成25年実施の前回調査と比較すると、「障害のある人や高齢者に配慮した避難場所」に加え、「避難所生活においてプライバシーを守る対策」が高くなっている。

◆災害が発生した時に必要なこと
(上位項目のみ抜粋)



表に対応する内容について、下線を引いております。

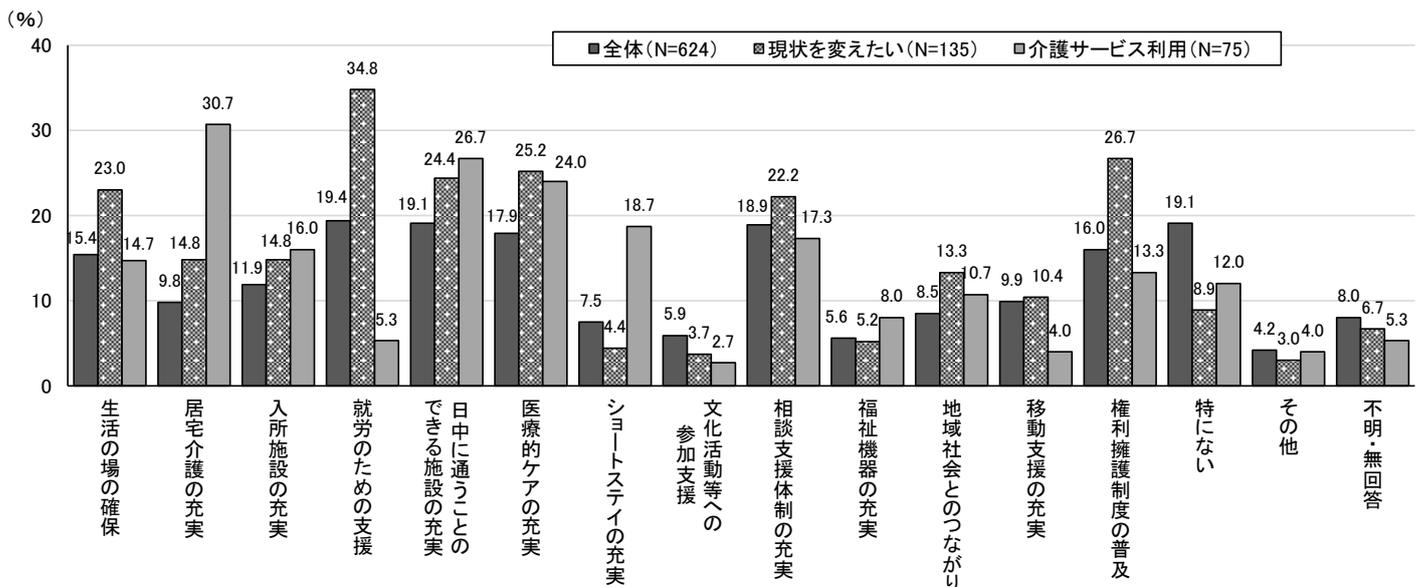
▼ 2) 生活支援

- ◆ 毎日の生活を送るうえで必要な支援として、就労支援や日中の通いの場を求める声が多い。
- ◆ 現在の生活から変わりたいと考えている人は、就労支援や権利擁護を必要とする割合が高くなっている。

■ 生活において必要な支援

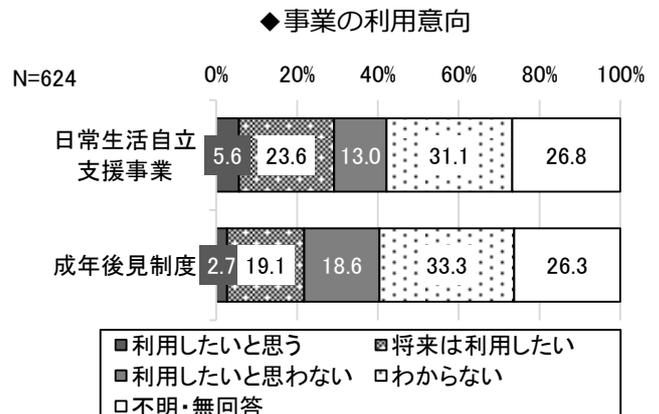
- 「現在の暮らしを続けたいか」では「続けたい」が7割、「変えたい」が2割となっている。
- 「今後どのように暮らしたいか」では「家族と一緒に暮らしたい」が5割と高くなっている。
- 「日常生活を送るうえで必要な支援」については、「相談支援体制の充実」「就労のための支援」などが高い。現在の暮らしを「変えたい」と考えている人の場合に、特に「就労のための支援」が高くなっている。
- 介護保険サービスを利用されている人では、「居宅介護の充実」「日中に通うことのできる施設の充実」を求める声が多くなっている。

◆ 毎日の生活を送るうえで必要な支援



■ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用状況

- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用状況については、どちらも「利用していない」が7割となっている。
- また、日常生活支援事業及び成年後見制度の利用意向については、「利用したいと思う」は低いものの、「将来は利用したい」は2割程度となっている。一方で、「わからない」がどちらも3割程度となっている。

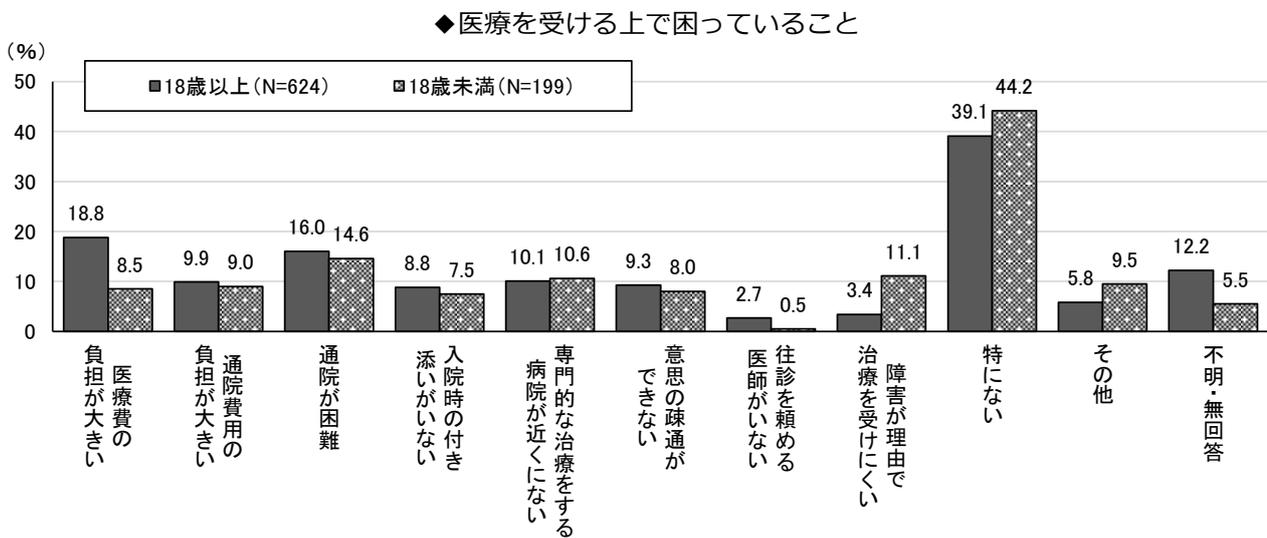


▼ 3) 保健・医療

◆前回調査と比べると、医療費の負担が大きいという回答が減少した一方で、通院への負担を感じるという回答が増加している。

■医療を受けるうえでの問題について

- 「医療を受ける上で困っていること」については、18歳以上では「医療費の負担が大きい」18歳未満では「通院が困難」が高くなっている。
- 18歳以上では、知的障害のある人の場合に「意思の疎通ができない」が平成25年実施の前回調査と比べて高くなっている。



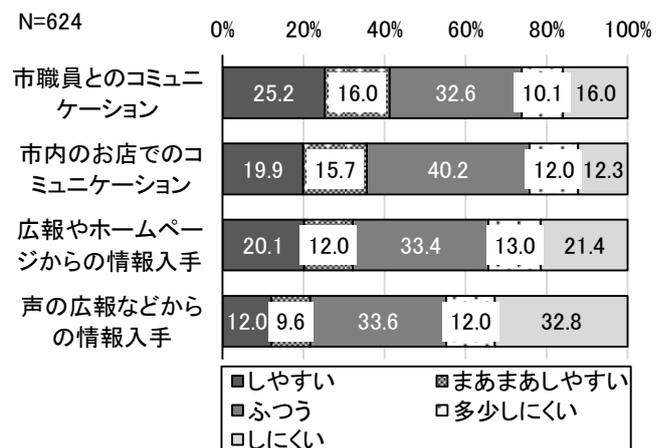
▼ 4) 情報・コミュニケーション

- ◆はじめての場所や病院においてコミュニケーションに困るという声が多い。
- ◆コミュニケーションよりも、情報の入手において困難を感じる場合が多い。

■情報利用・コミュニケーションについて

- コミュニケーションに困る機会としては「外出して知らないところに行くとき」「病院にかかったとき」が多い。
- 市役所や飲食店等でのコミュニケーションについては「しやすい」が「しにくい」を上回っているが、広報やホームページからの情報入手については「しにくい」が「しやすい」を上回っている。

◆コミュニケーション・情報入手のしやすさ



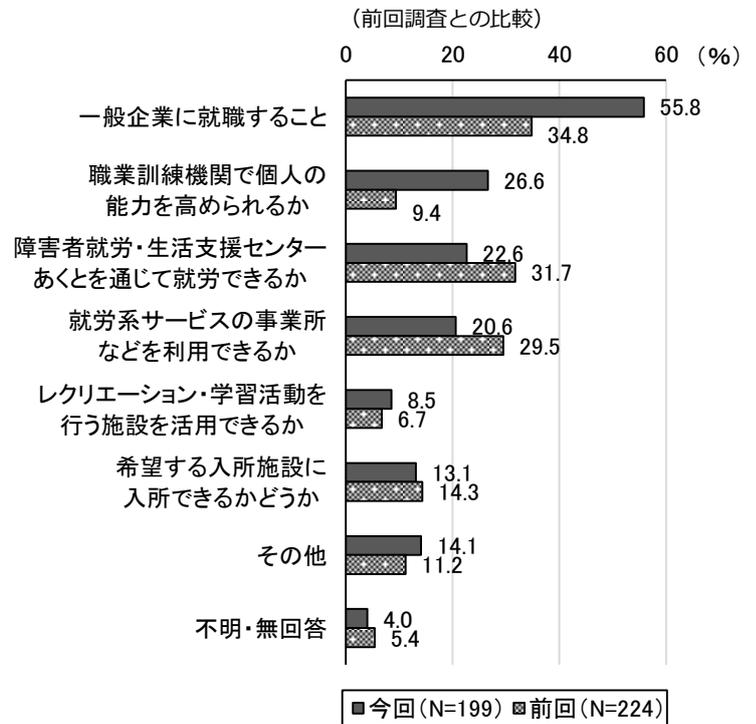
▼ 5) 障害のある子どもへの支援

- ◆ 前回調査と比べて、一般企業への就労意向が非常に高くなっている。
- ◆ 保護者が求める支援として、サービスや窓口をより利用しやすくしてほしいという声が多くなっている。

■ 就学環境について

- 「進学時に希望した学校に通っているか」については、9割以上が通っていると回答している。
- 「現在通っている学校において、他の児童と変わらない教育を受けるための配慮がなされているか」については、「配慮されている」が約7割となっている一方で、「配慮されていない」は約1割となっている。
- 「進路の不安」については、「一般企業に就職することへの不安」「障害者就労支援センターあくとを通じて就労できるかどうかの不安」が高くなっている。
- 平成25年実施の前回調査と比較すると、「一般企業に就職することへの不安」が高くなっている。

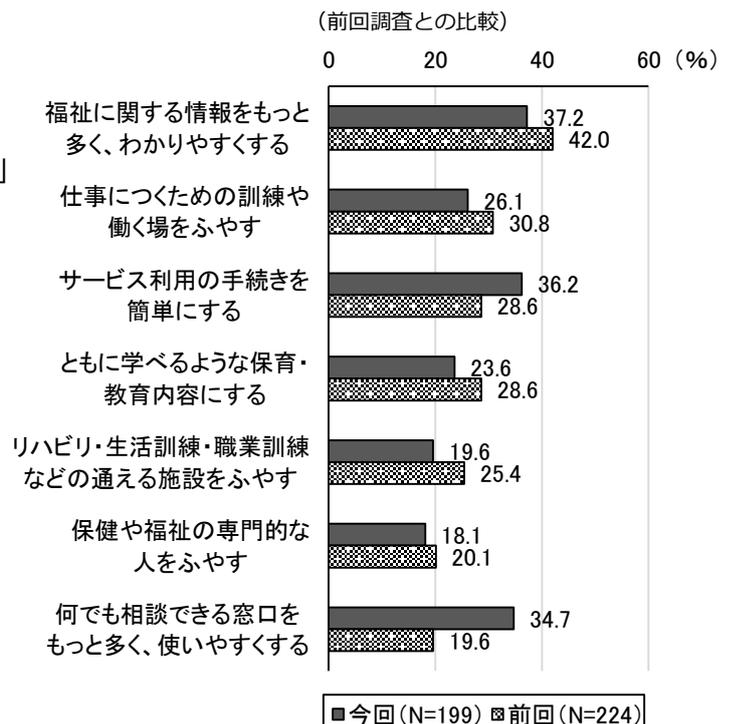
◆ 進路を考える際の不安



■ 保護者への支援について

- 「子どもへの支援について援助してくれる人はいるか」については、「少し援助してくれる人がいる」「援助してくれる人はいない」がそれぞれ3割程度となっている。
- 「住みなれたまちでより良く暮らすために必要なこと」については、「福祉に関する情報をもっと多く、わかりやすくする」が高くなっている。

◆ より良く暮らすために必要なこと (上位を抜粋)



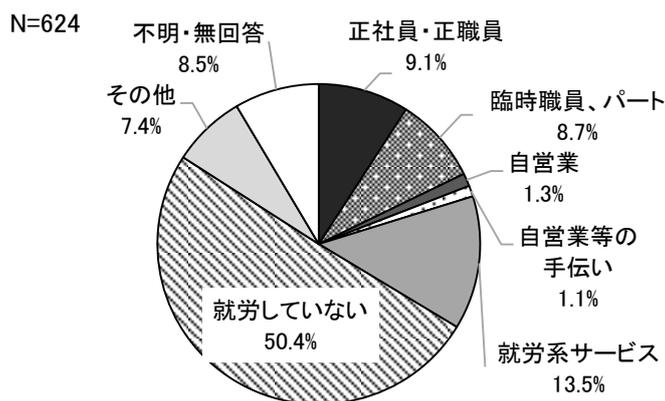
▼ 6) 雇用・就労・経済的自立への支援

- ◆アンケート調査において、就労（就労系サービス含む。）している割合は約 3 割。
- ◆給料・工賃の上昇や、継続的に雇用されるかを不安に感じる人が多い。
- ◆就労のために、周囲の理解がある、自分の特性に合った仕事を重要視する人が多い。

■ 就労の状況

- 「現在の就労状況」については、「就労していない」が最も高い。
- 「一般就労をしていない理由」については、「障害の状態にあった仕事がない」「健康状態がすぐれない」が高い。
- 月収総額については、全体では「5～9万円」が最も高くなっているが、「正社員・正職員」では「20～24万円」、「臨時職員、パート」では「10～14万円」、「就労系サービス」では「5～9万円」がそれぞれ最も高くなっている。

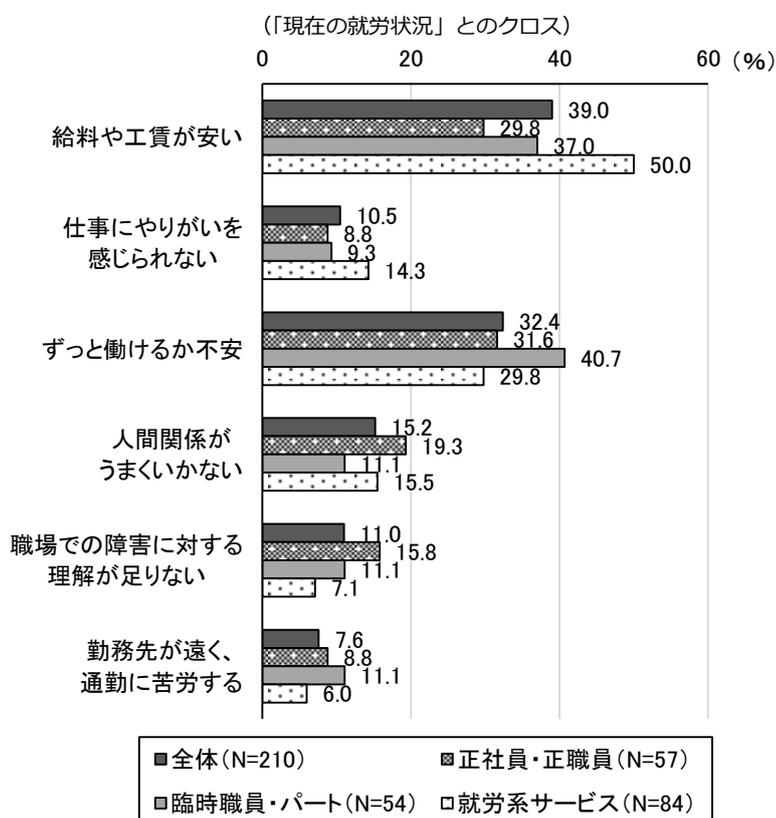
◆現在の就労状況



■ 就労において求めることについて

- 「仕事や職場における不満」については、「給料や工賃が安い」「ずっと働けるか不安」が高い。
- 「臨時職員、パート」の場合に「ずっと働けるか不安」、「就労系サービス」の場合に「給料や工賃が安い」が他の場合と比べて高くなっている。
- 「働く上で必要な条件」については、「障害に合った仕事であること」「障害に対する周囲の理解があること」が高くなっている。

◆仕事や職場における不満（上位を抜粋）

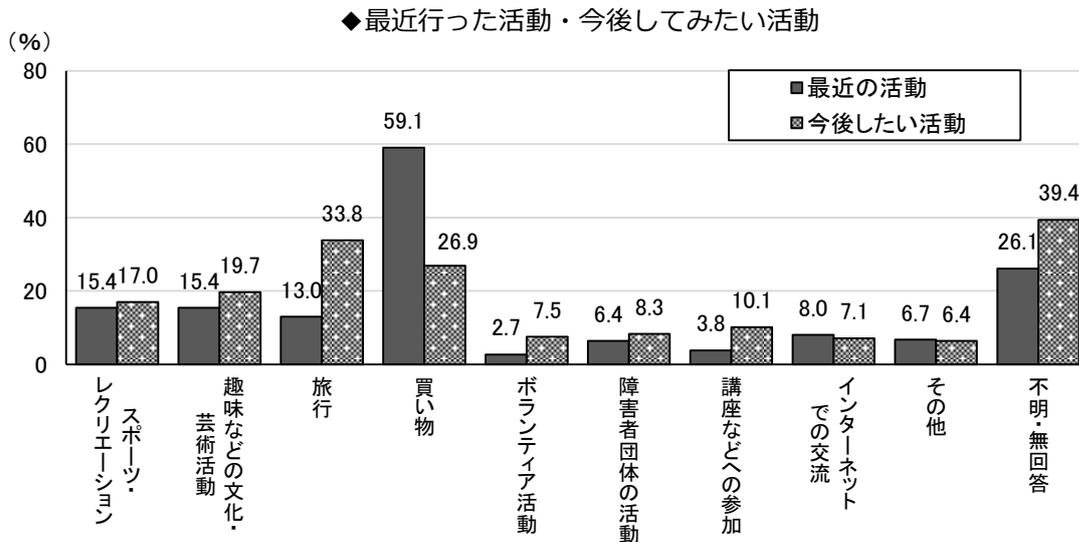


▼ 7) 文化芸術・スポーツなど

- ◆健康や体力面で活動に参加できないと回答する人が多い。
- ◆活動を行う上での問題として「移動が大変」と回答する人が前回時よりも多くなっている。

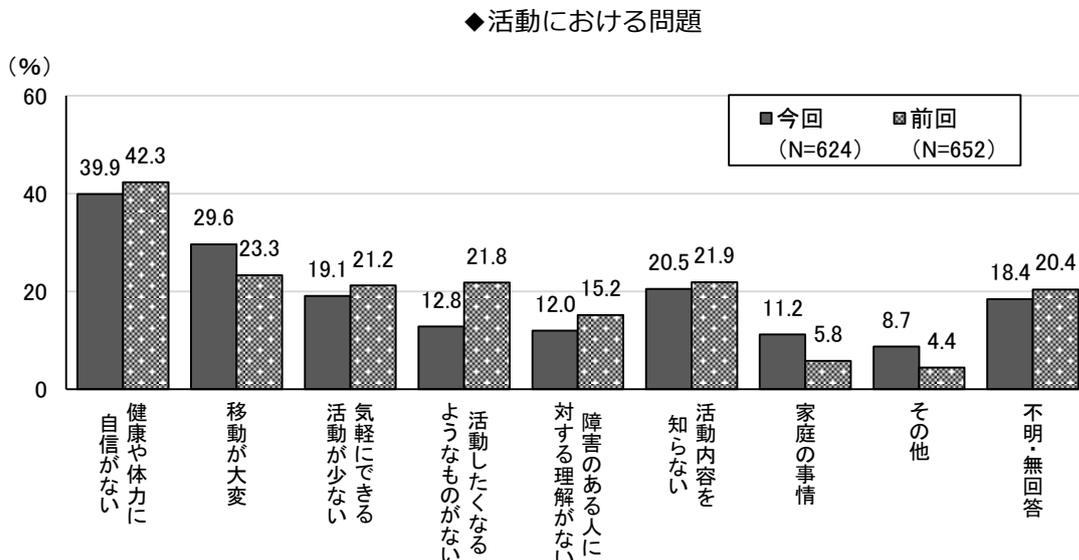
■文化芸術・スポーツ等の活動の状況

- 最近行った活動としては、「買い物」や「スポーツ・レクリエーション」「趣味などの文化・芸術活動」が高くなっている。
- 今後してみたい活動としては、「旅行」「買い物」が高くなっている。



■活動における問題

- 上記の活動を行う上での問題については、「健康や体力に自信がない」「移動が大変」が高くなっている。
- 平成 25 年実施の前回調査と比べると、「移動が大変」が高くなっている。



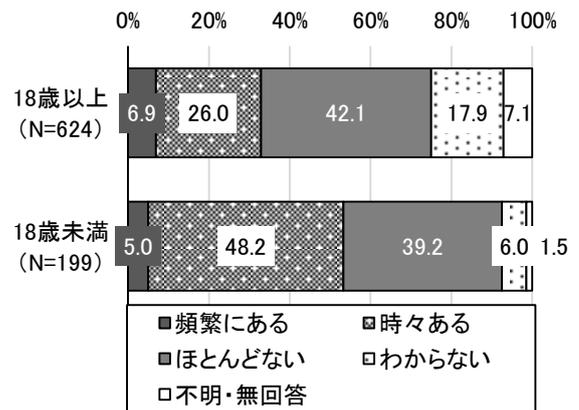
▼ 8) 理解の促進、相談支援。差別の解消、権利擁護の推進

- ◆差別・偏見を感じる頻度は、前回調査時と大きな変化はない。
- ◆相談窓口の利用意向は約 5 割で、「相談しても変わらない」と考える人が多い。
- ◆いつでも相談できること、支援機関と連携してくれることを相談機関に求める声が多い。

■差別や偏見の有無について

- 「差別や偏見の経験があるか」については、平成 25 年実施の前回調査と大きな違いはみられない。
- 18 歳未満の場合に「時々ある」が高くなっている。
- 「差別や偏見を感じる場面」については、18 歳以上、18 歳未満ともに「学校や職場での人とのつきあい」が高くなっている。

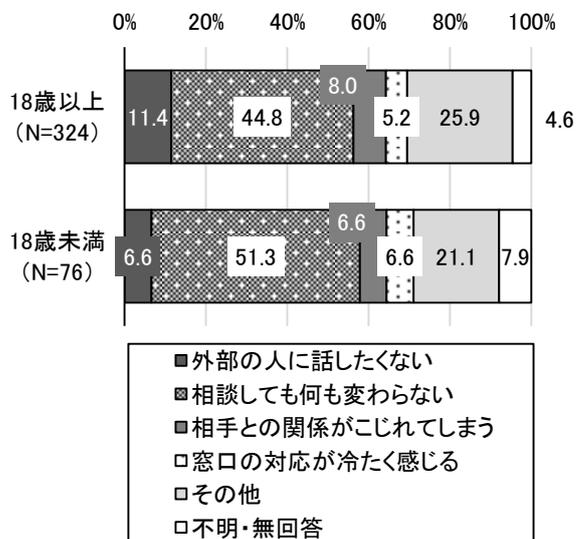
◆差別や偏見を感じる経験の有無



■相談窓口の利用意向について

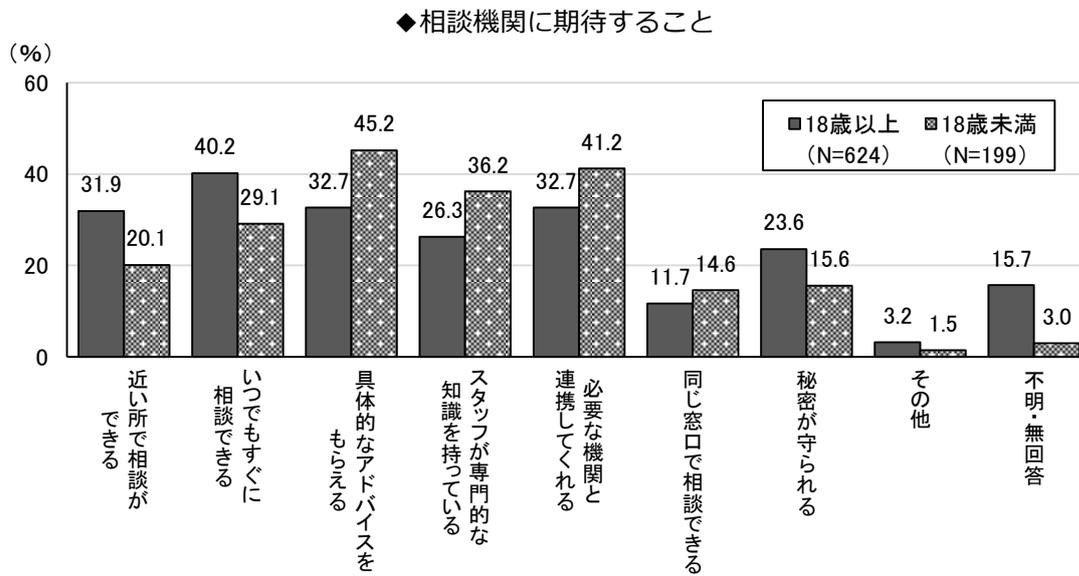
- 「差別や偏見等を感じたときに、市の相談窓口を利用したいと思うか」については、18 歳未満では「思う」が半数以上となっている一方で、18 歳以上では「思わない」が半数以上となっている。
- 「相談したくない理由」については、18 歳以上、18 歳未満ともに「相談しても何も変わらない」が最も高くなっている。

◆相談窓口を利用しない理由



■相談・情報入手について

- 相談先・情報入手先として家族や友人・知人が多くなっている。また、医療機関や学校も多くなっているが、市の機関を回答した人は少ない。
- 相談機関に期待することとしては、「いつでもすぐに相談できる」「必要な機関と連携してくれる」が多い。



2-4 事業所アンケート調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、「明石市障害福祉計画(第4期)」の各種サービスについて見込数と実績値の点検、評価を行うとともに、「明石市障害福祉計画(第5期)」における見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握し、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的に実施しました。

(2) 調査方法・実施期間

- 調査方法…郵送による配布・回収
- 調査実施期間…平成29年9月11日～平成29年10月2日

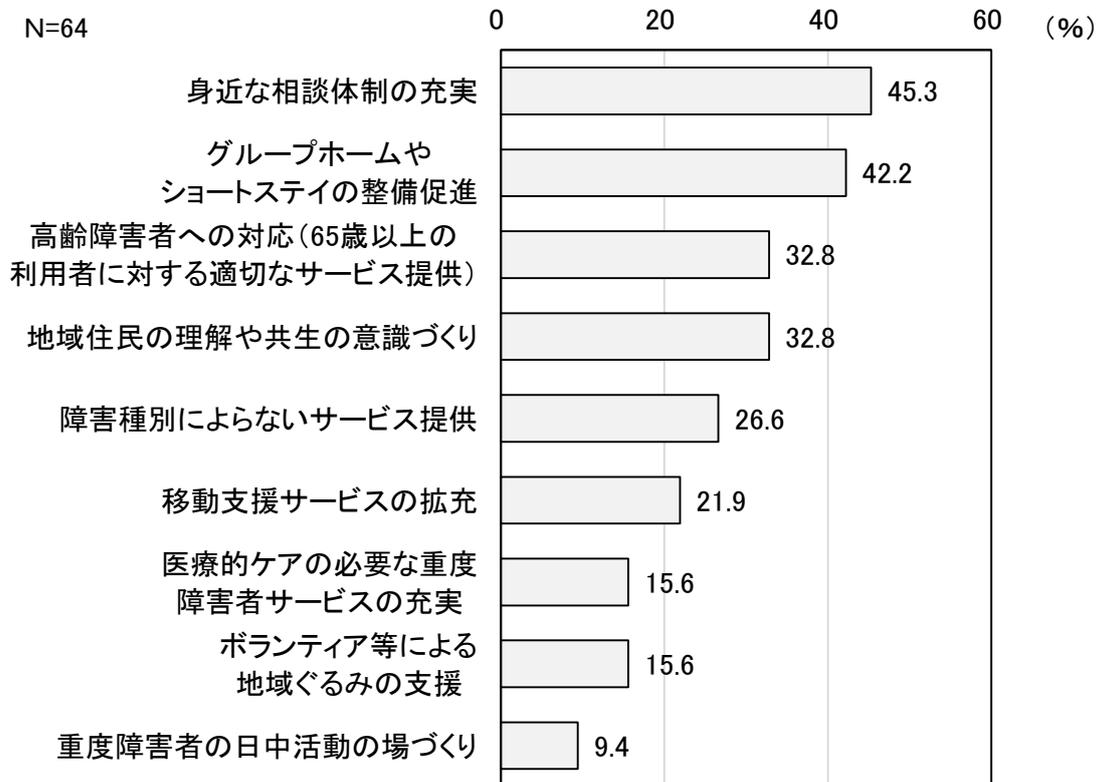
(3) 調査の対象・配布数

調査対象者	明石市内の障害福祉サービス等提供事業者
配布数	133件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	86件
回収率	64.7%

(4) 回答内容概要

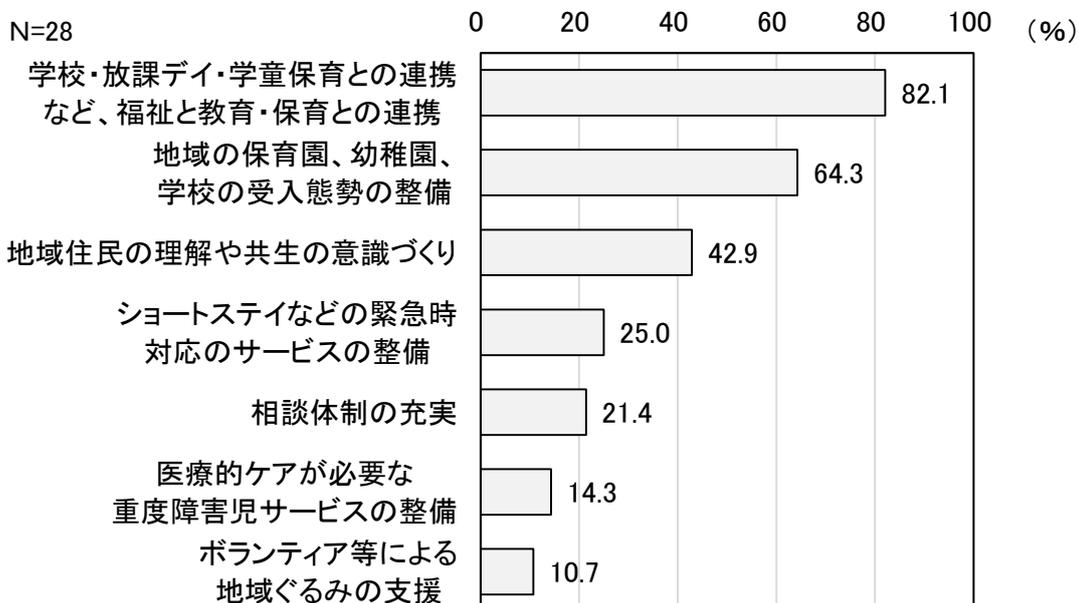
▼ 1) 地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み

地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みについては、「身近な相談体制の充実」が45.3%と最も高く、次いで「グループホームやショートステイの整備促進」が42.2%となっています。



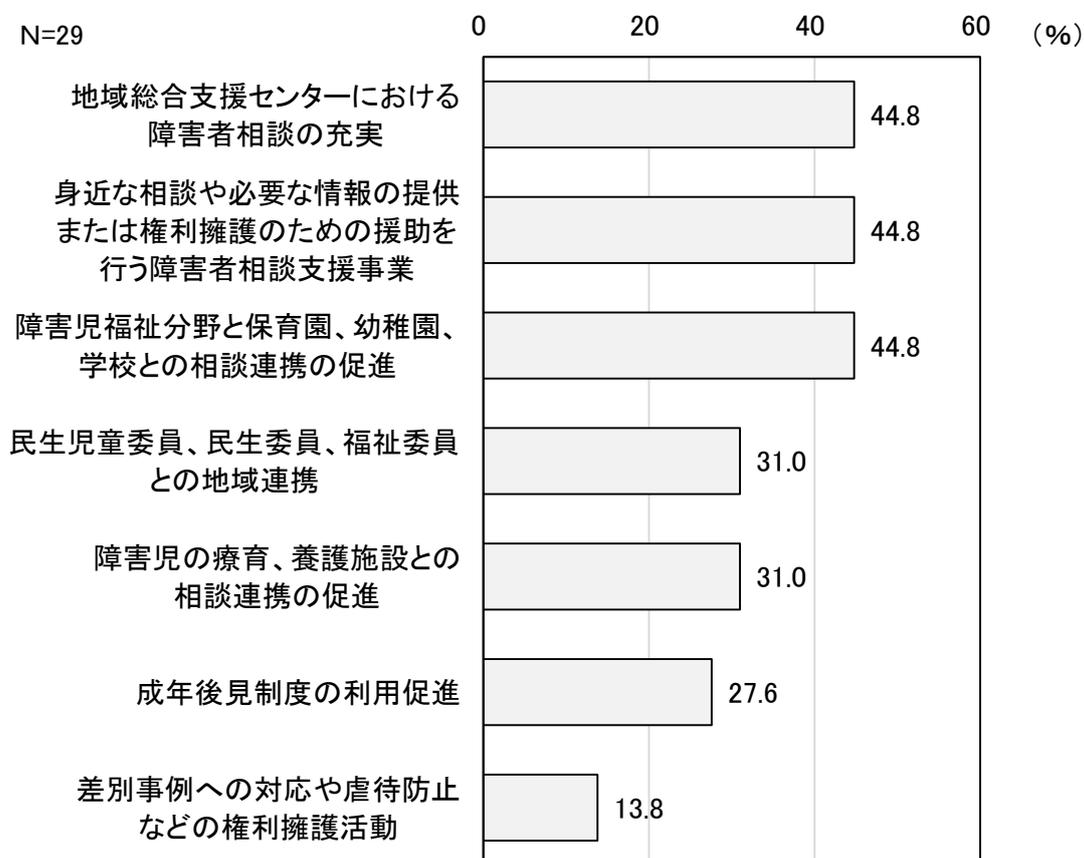
▼ 2) 障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み

障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組みについては、「学校・放課デイ・学童保育との連携など、福祉と教育・保育との連携」が82.1%と最も高く、次いで「地域の保育園、幼稚園、学校の受入態勢の整備」が64.3%となっています。



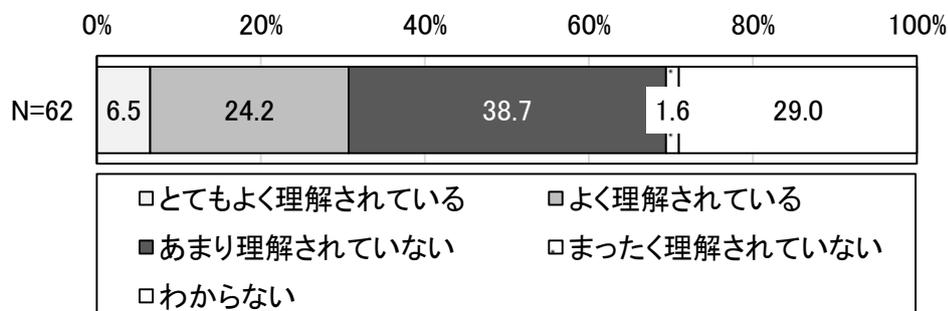
▼ 3) 相談支援を進めるために必要な取り組み

相談支援を進めるために必要な取り組みについては、「地域総合支援センターにおける障害者相談の充実」「身近な相談や必要な情報の提供または権利擁護のための援助を行う障害者相談支援事業」「障害児福祉分野と保育園、幼稚園、学校との相談連携の促進」が44.8%と最も高くなっています。



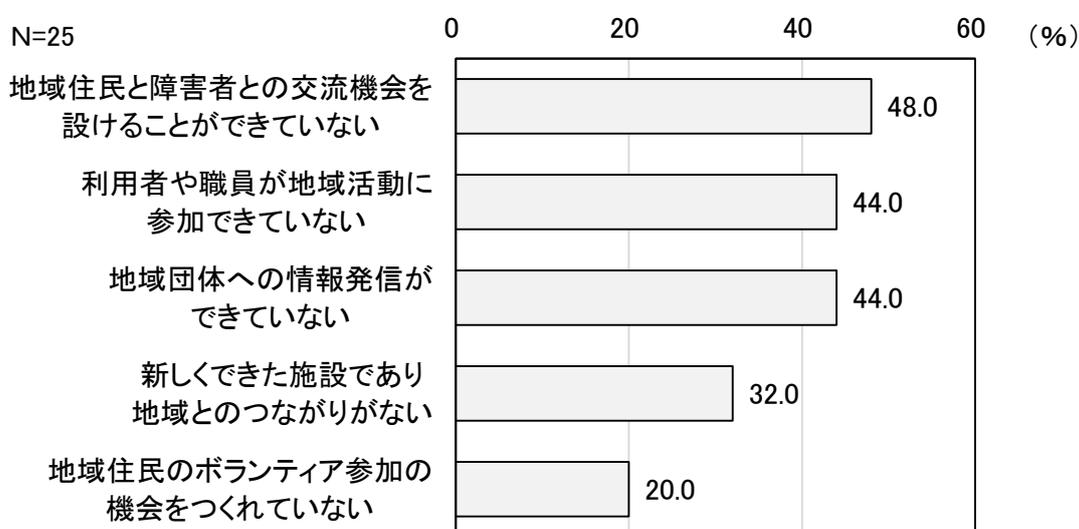
▼ 4) 事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解

事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解については、『理解されている（「とてもよく理解されている」と「よく理解されている」の合算）』が 30.7%、『理解されていない（「あまり理解されていない」と「まったく理解されていない」の合算）』が 40.3%となっています。



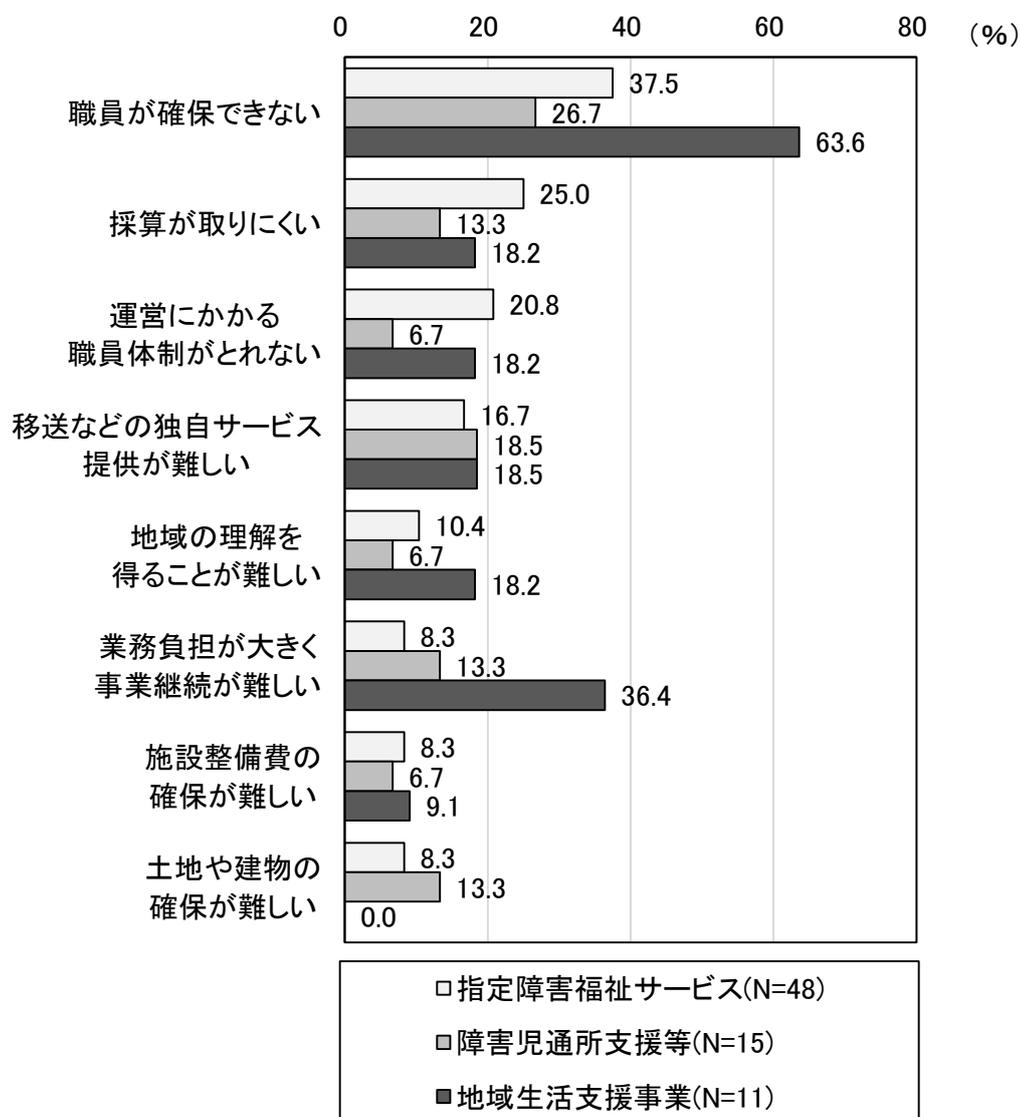
▼ 5) 地域住民の理解が得られていない理由

地域住民の理解が得られていない理由については、「地域住民と障害のある人との交流機会を設けることができていない」が 48.0%と最も高く、次いで「利用者や職員が地域活動に参加できていない」「地域団体への情報発信ができていない」がそれぞれ 44.0%となっています。



▼ 6) 利用者を集めることが難しかった理由

利用者を集めることが難しかった理由については、すべての事業所種類において「職員が確保できない」が最も高くなっています。また、[指定障害福祉サービス]では「採算が取りにくい」、[地域生活支援事業]では「業務負担が大きく、事業継続が難しい」も他の事業所種類と比べて高くなっています。



3. 計画策定において踏まえるべき課題

各種調査結果を踏まえ、本市における課題を以下の通りに抽出・整理しました。

(1) 障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進

- 差別を受けた場合に、迅速かつ的確に対応できる相談体制を整備する必要がある
- 市民だけでなく、市内事業者や支援団体、市職員など、あらゆる対象に理解促進を図る必要がある
- 障害のある人と一般の人が交流できる機会を提供する必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆差別を受けたことが「ある」という回答が18歳以上で約3割、18歳未満で約5割 ◆『差別を受けたときに相談したいか』という質問に対して、「思わない」は18歳以上で約5割、18歳未満で約4割 ◆『相談したいと思わない理由』については、「相談しても何も変わらない」が18歳以上・18歳未満ともに約5割 ◆『誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくために必要なこと』では「差別や偏見が無くなること」が約5割 ◆広報やホームページ等からの情報入手については、「しにくい」と感じている人が「しやすい」と感じている人を上回っている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域や関係団体への理解促進も求められている ◆地域や事業者、医療機関に精神障害のある人への理解を求める意見もみられる ◆文化・芸術に関するイベントを開催する場合、当事者だけでなく一般の人の参加や交流、非差別化を求める意見もみられる
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『事業所の活動や障害のある人に対する地域住民の理解の程度』では「あまり理解されていない」が約4割、「分からない」が約3割

(2) 災害対策の更なる取り組み強化

- 障害のある人が避難しやすい避難所づくりを進める必要がある
- 情報が入手できずに孤立してしまうことがないように、正確に情報を伝えることができる仕組みを構築する必要がある
- 災害時に、障害のある人に対して地域が支援できる関係づくりを進める必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『避難所へ行くことにためらいを感じるか』では「感じる」が約5割 ◆『災害時に一人で避難できるか』では「できない」が18歳以上で5割弱、18歳未満で6割強 ◆避難所に求めることとして、障害のある人に配慮した環境整備や服用している薬の備蓄が多くなっている ◆避難情報や災害情報が適確に伝わる連絡体制整備を求める声も多くなっている ◆普段の情報入手先として「家族・親族」や「医療機関」が多くなっている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害に関する情報が入手できず、逃げ遅れてしまうのではという不安の声がある ◆障害のある人でも参加できる防災訓練を考えてほしいという意見がみられる ◆避難所において、障害のある人に配慮した環境を整備してほしいという意見がみられる
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『事業所の活動や障害のある人が地域に理解されていない理由』として「利用者や職員が地域活動に参加できていない」が4割以上

(3) 障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ等）の拡充

- 障害のある人が安心して暮らせるよう、サービスの質・量ともに確保する必要がある
- 現在の生活の継続だけでなく、将来的な自立・地域移行を見据え、今後もグループホームやショートステイ等のサービスの確保に努める必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、療育手帳所持者の場合に「生活の場の確保（グループホームを含む）」が特に高くなっている ◆『誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくために必要なこと』では「必要な時に必要な支援を受けられること」が18歳以上で約6割、18歳未満で約7割と非常に高くなっている
関係団体調査	◆グループホームやショートステイが不足しているという意見がみられる
事業所アンケート調査	◆『地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み』として「グループホームやショートステイの整備促進」が4割程度と高くなっている

(4) 障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保

- サービスの提供・事業所の運営の両面から、人材確保・育成が求められている

調査項目	調査結果
関係団体調査	◆障害福祉を支える人材を確保することや、育成を進めることが課題であるという意見がみられる
事業所アンケート調査	◆『利用者を集めることが難しい理由』として「職員が確保できない」がどの事業においても最も高い ◆管理者等対象の必須研修回数や研修参加要件の緩和を求める意見がみられる

(5) 家族への支援

- 介護者の高齢化が進んでおり、介護負担の更なる増加が懸念されるため、当事者だけでなくその家族も含めた支援が必要となる
- レスパイトケアや緊急時の、ショートステイなどのサービスの充実が必要。今後、「親亡き後」に向けた体験の場としても必要となる。

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『介護者の年齢』については、60歳以上が全体の半数以上を占めている ◆経済的負担や時間的拘束など、介護において負担を感じる機会があると回答する人は多い ◆特に、『将来の見通しがたてられない』については半数以上が「大いにある」と回答している
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族が留守の場合でもサービスの利用が可能になるよう望む声がある ◆家族への支援を望む意見がみられる

(6) 医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充

- 事業所の確保や人材育成などを通じた、医療的ケアが必要な人に対応できる体制づくりを進めていく必要がある
- 医療にかかる費用負担を軽減するための助成等の方策を検討する必要がある。

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、身体障害者手帳所持者の場合に「医療的ケアの充実」を求める声が多くなっている ◆『医療的ケアを必要とする人が安心して生活するために充実すべきサービス』については、「医療的ケアに対応できる施設職員などの育成」が4割弱と高くなっている
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療的ケア児への支援充実や医療関係者の配置促進を望む声がある ◆障害のある人の健診、予防接種助成を望む声もある
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『障害のある子どもが地域で育ち、学び合っていくために必要な取り組み』として「医療的ケア児や重度の障害のある子どものサービスや施設」を望む声がある

(7) 相談支援、就労支援体制の強化

- 就労意向は高いが職場への定着に不安を感じている人がいるため、関係機関同士の連携も含め、包括的に定着支援を進める必要がある
- どこに相談すればよいかわからず、孤立してしまうことを防ぐために、地域の身近なところでより相談しやすい体制を整備する必要がある

調査項目	調査結果
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『毎日の生活を送る上で特に必要な支援』については、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合に「就労のための支援」「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が高くなっている ◆『現在困っていることや不安に思っていること』として、18歳未満で療育手帳所持者の場合は「就学・就労相談」が5割以上と高くなっている ◆『現在の職場に対する不満や改善してほしい点』として、「給料や工賃が安い」が約4割と高い。「ずっと働けるか不安」も約3割となっている ◆『相談する相手』として、「障害のある子どもをもつ親同士」が8割程度と高くなっている ◆相談相手がいない人の3割強は「どのようにつながりをつくれれば良いかわからない」と回答している
関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労定着率の上昇のために、関係機関同士が連携・対話できる機会を持つ必要がある ◆特に重度の障害のある人の収入を確保できる方策が必要である
事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ◆『地域移行や生活支援継続のために必要な取り組み』として「身近な相談体制の充実」が約4割 ◆相談支援を進めるために、「地域総合支援センターでの障害者相談の充実」「身近な相談や必要な情報の提供」を望む声がある ◆「親亡き後の後見人や住まいの相談支援」「相談支援事業所が少ない」といった意見もみられる

第3章 本計画の基本理念と基本目標

1. 本計画の基本理念

★基本理念

誰もが地域で安心していきいきと暮らせる 支えあいによる共生のまちづくりの実現

「共生のまちづくり」とは、地域で暮らす全ての人々が、障害などによって分け隔てられることなく、誰もが自らの意思で判断・選択できるような支援があり、その能力を最大限に発揮して自己実現を達成するための環境が整った社会であるといえます。住み慣れた地域で、個人の人格や多様性が尊重され、安心して暮らしていける社会の実現を本市は目指します。

このような観点から支えあいによる共生のまちづくりの実現に向け、障害のある人の社会参加を制限する社会的障壁を取り除く支援（合理的配慮の提供など）を進めるとともに、誰一人として排除することのない、包括的な支援も進めていきます。

こうした包括的な支援は、市外から本市を訪れる多くの人への受け入れ対応にもなり、「共生社会ホストタウン」構想の具体化にもつながります。このような総合的、包括的支援を進めていくためにも国際的な指針となっている「SDGs = (持続可能な開発目標)」を十分に踏まえ、本計画の基本理念の実現をめざします。

2. 本計画の基本目標

基本理念の実現及び計画策定において抽出された課題を踏まえて、障害のある人の自立及び社会の様々な機会での自己実現を支援するための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の8つの基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

◆ユニバーサルデザインや防災・防犯の視点を踏まえた生活環境の整備

障害の有無を問わず、明石市で暮らす全ての人にとって利用しやすく、また、災害などが発生した場合にも被害を最小限に抑えることのできる、安心・安全の生活環境の整備と充実を進めていきます。

基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

◆サポートを受けた自立生活と意思決定支援の推進

障害のある人が、自分の望む生活ができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、誰もが自らの意思で判断・選択できるようサポートする意思決定の支援や、本人の希望や障害の特性に応じたサービスのコーディネートなどを行います。

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

◆身近な地域で保健・医療、リハビリを受けられる体制の充実

現在疾病などを抱えている人の重度化防止や状態の改善に向けて、疾病の早期発見や予防に加え、地域での医療体制の充実を図っていきます。また、精神保健医療や難病対策の充実も進めていき、日常生活を健康に過ごせるよう支援します。

基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加の拡充

◆意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実

障害のある人が孤立することなく、皆と変わらず社会に関わることができるよう、本人の意思表示を支援するための体制を充実させるとともに、必要な情報を困難に感じることなく入手し発信できるよう、情報アクセシビリティの向上を進めていきます。

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

◆一人ひとりのニーズに応じた療育・保育・教育の推進

障害のある子どもが、障害のない子どもと変わらずに教育を受けることができるよう、障害のある子どものライフステージに応じた切れ目ない支援を展開するとともに、一人ひとりのニーズに応じたインクルーシブ教育の推進を図ります。

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

◆雇用・就労（経済的自立）支援の充実

経済的な自立を通じて、自分の望む生活ができるよう、就労の場の確保や就労先のマッチングなどを行うとともに、雇用や就労を通じた更生支援にも取り組んでいきます。また、公的機関や民間事業者に対する雇用の促進に向けた理解啓発にも取り組みます。

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

◆学習、スポーツ、文化・芸術活動を通じた社会参加の促進

障害のある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、学習機会やスポーツ、文化・芸術活動の場の充実に取り組みます。また、スポーツや文化・芸術活動等の情報提供を通じて、各種活動の活性化を図ります。

基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

◆地域総合支援センターと連携した権利擁護の体制整備の推進

障害のある人の日常生活における権利が侵害されることのないよう、虐待や差別などを防ぐための取り組みを進めるとともに、判断能力に不安のある人が詐欺などの被害に遭うことがないよう、成年後見制度等の充実を図ります。

3. 課題と施策の対応表

主な課題	
1	障害のある人への理解促進、差別解消、権利擁護の更なる推進
2	災害対策の更なる取り組み強化
3	障害福祉サービス（グループホーム、ショートステイ等）の拡充
4	障害福祉サービス事業所の人材育成・人材確保
5	家族への支援
6	医療的ケア対応を含めた保健・医療施策の拡充
7	相談支援、就労支援体制の強化

基本目標	施策目標
基本目標 1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備 1-2 移動・交通手段の整備 1-3 暮らしやすい住まいの充実 1-4 防災対策の充実
基本目標 2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実 2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進 2-3 相談・マネジメント体制の充実 2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施 2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進
基本目標 3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-1 疾病の予防・早期発見 3-2 地域医療体制の充実 3-3 健康の保持・増進 3-4 精神保健医療と難病対策の充実
基本目標 4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成 4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進 4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実
基本目標 5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実 5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
基本目標 6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-1 就労支援の充実 6-2 障害者雇用における企業などへの支援 6-3 多様な就労の場の確保
基本目標 7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実 7-2 スポーツ活動の充実 7-3 文化・芸術活動への支援
基本目標 8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-1 障害者虐待への対応 8-2 差別解消及び障害理解の促進 8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進 8-4 成年後見制度の利用支援 8-5 消費者相談の充実 8-6 更生支援の実施

第4章 各論

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

▼現状の課題

- 本市では、公共施設を新設（新築）する場合、ユニバーサルデザインの観点から、関係法令等に基づき施設の整備内容を決定し、設計しています。また、関係法令等の対象にならない規模の施設である場合においても、可能な限りバリアフリーになるよう配慮しています。
- ハード面のバリアフリーに加え、障害のある人に対して必要な配慮が提供できるよう、「心のバリアフリー」の普及にも取り組んでいます。
- アンケート調査では、外出時に困ることとして、段差が多いために移動が困難であるという意見が多くみられます。
- 平成30年7月から始まった、「(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会」では、「ユニバーサルデザインの街づくり部会」を設置して、民間施設、公共空間、交通、観光、災害などの課題について、検討が行われています。今後も引き続き、様々な市民の視点に立って、まちを見直し、バリアフリー化はもとより、ユニバーサルデザインの考えに基づくまちづくりの取り組みを進めていきます。
- 視覚障害のある人等の転落事故防止対策として、平成29年度までに市内全鉄道駅への内方線付き点状ブロックを設置しました。
- JR明石駅、JR西明石駅へのホームドアの早期設置を、交通事業者と協議を進めています。
- 平成27年度に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、平常時に自治会等に提供する避難行動要支援者名簿についても、原則として本人からの拒否申出がない限り、同意がなくても登録できることとし、平常時用名簿の登録者数を増やす取り組みを進めています。
- アンケート調査では、避難所への避難にためらいを感じると回答した人が多くいます。避難所へ避難ができずに逃げ遅れてしまうことのないよう、障害のある人に配慮した避難所の運営が求められます。
- 災害発生時に必要な情報が得られず、孤立してしまうことを不安視する回答も多くみられます。障害のある人にも情報が伝わる体制を整備するとともに、地域による支援体制を構築し、いざという時に地域からも避難支援ができるようにする必要があります。

1 - 1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 地域包括ケアシステムの構築とコンパクトシティ形成の連携 【新規】	
①	障害福祉サービス施設等の立地検討については、利用者がサービスを利用しつつ、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要であることから、利用者の居住地、地域、公共交通ネットワーク等や、医療、介護サービスを含む各種サービスについて、将来の都市像を考慮し、適切に検討します。
2 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	
①	公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。
②	施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の障害の特性等を把握したうえで、障害者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターを設置などを推進します。
③	歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。
④	通行の支障となる放置自転車等の減少をめざした取り組みを進めます。
⑤	今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインを踏まえ、すべての市民が利用しやすい整備を促進します。
3 兵庫県福祉のまちづくり条例などの周知・啓発	
①	民間施設の整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などの周知を図るとともに、これらの法律や条例に基づき、障害のある人などに配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。
4 心のバリアフリーの普及	
①	障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力し、障害のある人に必要な配慮についての広報・啓発を行うなど、「心のバリアフリー」の普及に努めます。

1-2 移動・交通手段の整備

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援	
①	誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、導入支援を行います。
2 各種交通機関における助成	
①	福祉タクシー利用券の交付をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知するなどして、障害のある人の移動を支援するための取り組みを推進します。
3 移動支援事業の推進	
①	重度の障害や視覚障害のため単独外出が困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を支援します。
4 行動援護の推進	
①	自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害のある人へ、危険回避のために必要な支援や外出支援を推進します。
5 盲導犬、介助犬、聴導犬についての普及・広報	
①	「身体障害者補助犬法」に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設やデパート、レストランなどでの受入れについて啓発・広報を推進します。
6 鉄道駅舎ホーム柵設置促進事業 【新規】	
①	誰もが安全に安心して公共交通を利用できるようホーム柵の設置を促進します。
7 視覚・聴覚障害のある人に対する情報バリアフリー【新規・拡充】	
①	適切な乗降補助や筆談対応など、視覚・聴覚障害のある人への案内情報の充実を交通事業者に働きかけるとともに、交通事業者からの相談に対する助言や乗務員研修の支援などを行います。

1-3 暮らしやすい住まいの充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 住まいのバリアフリー化の推進	
①	居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。
2 市営住宅のバリアフリー化の促進	
①	市営住宅の改修においては、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなどのバリアフリー化の要望を認め、障害のある人が安心して生活できる住環境の整備を図ります。

1 - 4 防災対策の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 防災訓練の参加促進	
①	防災訓練に障害のある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。
2 避難誘導體制の確立	
①	避難行動要支援者名簿を周知するとともに、避難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを引き続き推進します。また、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。
3 避難のための情報伝達	
①	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者（要援護者）に確実に伝達されるよう、その伝達方法について特に配慮します。各種伝達方法の特性を踏まえた有効な伝達システムの構築を図ります。
4 避難先での支援	
①	医薬品の提供などの災害時における医療救護活動に努めます。
②	災害対応病院等による医療支援や、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能向上に努めます。
5 避難時の合理的配慮の提供 【新規】	
①	市内各避難所へのコミュニケーションボードの設置検討等、災害時でも円滑にコミュニケーションを行うことができるよう取り組みを進めます。
6 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進 【新規】	
①	平成 29 年の「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に防災体制や避難誘導、訓練等の事項を定めた避難確保計画の作成が義務付けられことから、新たに対象となる施設に計画の作成を促進します。
7 地域における要配慮者対策の推進 【新規】	
①	モデル校区での検証を経て地域向けの要配慮者対策ガイドラインを作成し、各小学校区に提供するとともに、要配慮者の安否確認や避難支援などの対策を進めます。

基本目標 2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

▼現状の課題

- 各種調査や地域自立支援協議会それぞれで、人材の確保・育成が喫緊の課題として挙げられています。今後、会議等で人材の確保・育成に向けた課題や実施方法について検討を行い、具体的な方策を固めていく必要があります。
- 年齢や性別、障害の種別、障害の程度、利用時間帯など、利用者のニーズに沿ったサービス提供の在り方が求められています。
- 障害の重度化、支援を担ってきた家族の高齢化に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービスにおいて、サービス利用量のさらなる増大が予想されます。特に、居宅介護については、利用人数及び利用量ともに急増しており、今後もその傾向が続くものと考えられます。また、地域での生活基盤となるグループホームについては、国における家賃助成制度や施設整備に要する経費の補助制度等により、その整備が進んでいます。
- 精神障害のある人の地域移行に向けた取り組みが課題となっています。精神障害のある人の地域移行と地域定着を進めるためには、病院、家族、事業所、市が、地域生活を希望する当事者の意向を踏まえた支援のあり方をお互いに理解・共有し、それぞれの役割を果たしながら協働して病院の内と外との連携した取り組みを行うことが重要になります。明石市障害福祉計画（第5期）においては重点施策に位置づけていることを踏まえ、本計画においても継続した取り組みを行っていきます。
- 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への助言・指導や、資質向上研修を実施する機関である「基幹相談支援センター」の法制化に伴い、本市では、すべての障害に対応した地域における相談支援の拠点として、「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」を平成24年10月に開設し、相談支援体制の強化を図りました。
- アンケート調査では、安心して暮らし続けるために必要な取り組みとして、必要な時に必要な支援を受けられる環境を求める声が非常に多くなっています。サービスの質・量の確保に向けて、各種サービス事業所の拡充が求められます。
- 平成30年度より、総合的な相談対応や支援調整を行う「地域総合支援センター」を市内6か所に設置しています。このセンターは、保健師や社会福祉士等の専門職が、総合的な相談対応や支援調整を行うなど、地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。

2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 人材育成と確保に向けた取り組み 【新規】	
①	障害のある人に必要なサービスを今後も確保するため、人材育成と確保について協議・検討を行います。
2 居宅介護等の訪問系サービスの充実	
①	移動が困難な障害のある人の外出を促進するための移動支援事業を支援します。
3 短期入所の充実	
①	障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を支援します。
4 日中活動の場の確保と支援	
①	障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
5 住まいの場の確保、居住の支援	
①	入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業を促進し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。
②	障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくために、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。また、公営住宅を活用したグループホーム等の設置を支援します。
③	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取り組みを推進します。
6 補装具、日常生活用具等の給付	
①	障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。
7 入浴サービスの充実	
①	自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある人などへの訪問入浴サービスについて、利用者のニーズを踏まえ、サービスを引き続き実施します。

No.	施策目標
8 難病患者への支援	
①	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。
②	難病患者の交流の場に対する支援を行います。
9 サービス事業所への支援	
①	介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。
②	中高生への実習機会の提供など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。
③	障害のある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。
10 各種年金・手当の支給	
①	障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について、継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。
②	障害基礎年金（国民年金）について、障害のある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。
11 高齢の障害のある人への生活支援	
①	高齢化する障害福祉サービス利用者にふさわしい支援のあり方について検討し、関係機関との調整を図ります。
②	介護保険制度の対象となる障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。

2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 意思決定支援ガイドラインの普及 【新規】	
①	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を相談支援に関わる関係者や障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障害のある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。

2-3 相談・マネジメント体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 相談支援体制の充実	
①	障害のある人の相談に対応し、適切なサービスにつなぐ役割として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の活動の充実を図ります。これら障害者相談員や同じく地域で活動する民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を充実します。
②	障害のある人自身もしくはその家族が仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターとの連携に努めます。
③	相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。
④	地域総合支援センターでは、高齢者、障害のある人、子ども等の総合的、包括的な相談支援と、住民全体の多様な支え合い体制の構築等を一体的に推進し、地域福祉の充実を目指します。
2 相談支援事業の充実	
①	必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに進め、障害のある人のサービス利用を支援します。
②	「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組みます。
③	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。
④	相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員との連携を図ります。
3 地域移行・地域定着の支援体制の強化	
①	入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置を支援します。
4 地域自立支援協議会の機能強化	
①	障害のある人に対する保健、医療、教育、保育、福祉などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。

No.	施策目標
5	専門相談機能の充実
①	明石市立発達支援センターのさらなる相談機能の充実を図るとともに、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。

2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	第三者評価事業の推進
①	サービス事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業所の自己評価や施設利用者による利用者評価に加えて第三者評価機関による評価事業の推進を図ります。

2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	ボランティア活動への支援
①	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。
②	ボランティアの確保・育成とともに、障害のある人とボランティアをコーディネートする明石市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
2	福祉ニーズを把握するための仕組みづくり
①	障害者相談員や民生委員・児童委員の各活動の連携を強化し、地域で支援が必要な障害のある人の状況と福祉ニーズの把握に努めます。
3	地域での助け合い活動の推進
①	地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障害のある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

▼現状の課題

- 本市が中核市に移行したことに伴い設置したあかし保健所との連携強化を図り、障害のある人が身近な地域で保健、医療、リハビリなどを安心して受けられる体制の整備、充実を進めています。
- 長期入院している精神障害や、常時医療的ケアを必要とする重度障害のある人の地域移行・地域定着を図るため、福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスの充実が求められています。
- 「精神疾患」の患者は、うつ病や統合失調症を中心に増加しており、今では「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」及び「糖尿病」と並んで国民病の一つになっています。うつ病は、患者が増加しているだけでなく自殺との関連が指摘されており、うつ病に対する正しい知識の普及、早期発見・早期治療、相談機関のネットワーク体制づくりが必要となっています。
- 「障害者総合支援法」の制定・一部施行（平成 25 年 4 月）により、政令で定める難病を有する人も障害福祉サービス等の利用対象者となりました。難病患者の適切な療養環境や生活の質が確保されるよう、在宅療養に関するケアマネジメント機能を、保健、医療、福祉関係機関と連携して強化することが必要です。
- 明石市障害福祉計画（第 5 期）・明石市障害児福祉計画（第 1 期）においては、新たに精神障害のある人の地域移行促進と、医療的ケアを必要とする子どもへの支援が位置づけられました。それぞれのテーマについて、地域課題の抽出や対応方法を検討していく協議の場の設置や、対応できる事業所や人材の確保を進める必要があります。
- 医療的ケアを必要とする子どもを抱えている保護者は、ケアを必要としない場合と比べて介護負担が大きくなっています。医療的ケアに対応できる事業所の確保を進め、保護者のレスパイトケアが可能となる環境づくりが求められます。

3 - 1 疾病の予防・早期発見

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 各種健康診査における体制の充実	
①	乳幼児健康診査において、障害や疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。
②	市民一人ひとりが健診などで、自分の健康状態を把握し、望ましい生活習慣を実践していく生涯を通じた健康管理の推進を図ります。
2 各種保健相談の充実	
①	母子保健において、発育・発達相談として家庭訪問や乳幼児健康相談等での個別相談や集団での教室を行い、就園・就学までの切れ目のない支援に努めます。
②	保健、医療、福祉全般における相談を実施し、地域生活を安定して続けられるために関係機関の紹介等を行い適切な支援に努めます。
3 関係機関との連携促進	
①	各種健康診査や保健相談等より、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、支援体制の充実を図ります。

3-2 地域医療体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 利用しやすいサービス提供体制の充実	
①	障害のある人が身近な地域で安心して医療サービスを受けることができるよう、利用しやすい施設の整備促進や市内医療機関への障害のある人の理解・啓発に努めます。
②	障害のある人の生命に危険があるなどの緊急時の通報等に適切な対応ができるよう、救急医療体制の整備に努めます。
③	重度障害者訪問看護医療費の助成を実施し、指定訪問看護で支払った保険診療にかかる自己負担額を軽減します。
2 在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実	
①	在宅で療養する障害のある人がより安定した生活を送ることができるよう、市内医療機関と連携します。
②	退院時にはスムーズに在宅生活につなげることができるように関係機関との調整を図ります。
3 障害者歯科検診事業の充実	
①	「明石市立障害者歯科診療所」については障害のある人の歯科診療の専門施設として、その周知に努めます。
4 医療的ケアが必要な人への支援の充実 【明石市障害児福祉計画（第1期）重点施策】	
①	医療的ケアに係る理解を拡げていくために、事業所等を対象とする啓発研修の開催や、医療機関等関係機関との連携を促進します。
②	医療的ケアに一定の対応ができる事業所を増やしていくために、事業所の従事者を対象とする研修会の開催などを支援します。
③	保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障害のある子ども及びその家族への支援を図ります。

3-3 健康の保持・増進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	健康増進施策の充実
①	子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守っていけるように健康づくりに関する正しい知識の普及と啓発に努めます。

3-4 精神保健医療と難病対策の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	精神保健活動の推進
①	心の健康づくりに関する理解が市民に深まるよう、広報・啓発に努めます。
②	精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙などによる啓発に努めます。
2	精神障害のある人の地域生活移行支援の推進 【明石市障害福祉計画（第5期）重点施策】
①	精神保健を担当する健康推進課と連携し、現状の会議の場の工夫を含め、協議の場を設定します。精神障害のある人に関わる関係機関の協議においては、地域移行支援にかかる課題の共有とその対応策を検討し、各機関の役割を明確にします。そのことにより、精神障害のある人への福祉サービスや就労支援などの切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。
3	在宅難病患者の療養支援
①	在宅難病患者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、保健、医療、福祉関係者の資質の向上とネットワークの構築を図ります。

基本目標 4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充

▼現状の課題

- 本市では、平成 27 年度より「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を施行しており、市役所職員や市内小学生を対象とした手話の普及、タブレット端末を活用した市内各所での遠隔手話通訳対応体制の整備、また電話リレーサービスを活用した市への手話や文字での直接の問い合わせなど、情報入手やコミュニケーションのための様々な支援に取り組んでいます。
- また、「障害者配慮条例」に基づいた合理的配慮提供支援の一環として、民間事業者などへの折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用の助成を行っています。
- 「障害福祉のしおり（点字版）」や「声の広報」、「点字広報」など、障害のある人に対応した情報提供の媒体を作成しています。

4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 手話通訳者・要約筆記者の確保・養成	
①	手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。
2 点訳・音訳ボランティアの確保・養成	
①	点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。
3 盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成【新規】	
①	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。

4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害福祉サービスなどの情報提供の充実	
①	「障害福祉のしおり」や「あかし市民便利帳」、ホームページ及び広報紙等により、サービスなどの情報提供を充実します。
2 コミュニケーション支援事業	
①	「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。
3 要約筆記者派遣事業の周知と利用促進	
①	要約筆記者を十分活用してもらえよう、要約筆記者派遣事業の周知と利用促進に努めます。

4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害のある人に配慮した情報発信の充実	
①	必要な情報を分かりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にとっても見やすい、読みやすい広報紙やホームページを目指します。また、必要な情報を得られるよう、今後も内容の充実を図っていきます。
②	行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。
2 「声の広報」「点字広報」の充実	
①	視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、「声の広報」や「点字広報」の情報内容充実を図ります。
3 聴覚障害のある人に配慮した通信・コミュニケーション手段の充実 【新規】	
①	遠隔手話通訳の継続実施や電話リレーサービスの更なる周知の啓発、手話フォンの利用促進などと合わせて、それぞれの事業内容を広く市民に周知啓発します。

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

▼現状の課題

- 障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成24年4月の「児童福祉法」改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化することになりました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。
- 地域において、障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、保健、医療、教育、保育、福祉などの関係者が連携し、乳幼児期、学齢期、青年期、成年期などのライフステージに応じた支援を行うことが求められています。
- 事業所アンケート調査においても、障害のある児童が地域で育ち、学び合うために必要な取り組みとして、福祉と教育・保育との連携が重要であるという意見が非常に多くなっています。
- 国においては、障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念に基づき、すべての子どもに最も適した学びの場を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が検討されています。本市では平成30年度現在で「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の検討が進められており、市政全般において、だれ一人として取り残すことのないやさしいまちづくりをより強化していきます。
- 稲美町にある「兵庫県立いなみ野特別支援学校」については、本市からの利用者も多くいますが、対象となる障害のある子どもの増加により、受け入れが困難になる可能性が関係団体調査において指摘されています。明石市内で受け入れが可能な学校の整備や支援体制の構築を求める意見もみられます。

5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 発達相談の充実	
①	発達の遅れや障害の疑われる子どもに対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。
2 明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実	
①	保育所・幼稚園・認定こども園・学校において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの発達障害のある子どもを早期に発見し、実態を適確に把握し、必要な支援を行います。
②	発達障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。また、乳幼児期以降についても、日常生活に関するさまざまな相談に応じるなど、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。
③	地域での生活支援、権利擁護、就労支援、発達障害のある人の家族への支援などを行います。
3 明石市立ゆりかご園、明石市立あおぞら園の充実	
①	明石市立ゆりかご園は、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターとして、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活指導、相談支援などの療育を行います。 また、学齢期以降の人に対しても、必要に応じて機能訓練や生活指導を実施します。
②	明石市立あおぞら園は、就学前の知的障害のある子どもが通園する福祉型児童発達支援センターとして、セラピストと保育士による多角的な療育を実施し、子どもの発達を促します。
③	保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を実施し、専門相談機関として、機能の充実を図ります。
4 児童発達支援の提供体制の充実	
①	身近なところで児童発達支援が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
5 専門指導員による支援体制の充実	
①	専門指導員（臨床心理士等）が各校園を巡回し、保護者や教職員に対して指導助言を行います。

No.	施策目標
6 地域における支援の担い手の育成	
①	発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や幼稚園・認定こども園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。
7 保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	
①	保育士や介助員の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入れ体制の充実を図ります。
②	様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた「個別の指導計画」に基づき、保育を進めます。
③	保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。
8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実	
①	障害のある子どもの居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの利用を促進します。
②	放課後児童クラブで受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。
9 関係機関との連携の推進【新規】	
①	障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉など関係機関の連携を推進します。

5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害のある子どもに対する教育の充実	
①	特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。
②	各校園内に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の中心的役割を担えるような体制を整えます。
③	支援が必要な子どもに対して、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。
2 通級指導教室の充実	
①	通級指導教室を活用し、対象となる子どもへの支援の充実を図ります。
②	通級指導担当者は、各校園の通級指導の情報共有や、校内外での連携を図り、効果的な支援に努めます。
3 インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築	
①	障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、医療、福祉、教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や、「サポートノート」の活用等による就学期における情報の共有化に努めます。
②	障害のある子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、校内外の施設及び設備の充実に引き続き努めます。
4 障害のある人への理解を促す教育の推進	
①	総合的な学習の時間などを活用し、市内の校内外の子どもを対象に、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人への正しい理解・認識と、思いやりの心を育む活動を支援します。
②	校内外での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図ります。
5 特別支援教育への地域の理解の促進	
①	校内外行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある子どもとの自然なふれあいを通じて相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育の推進に努めます。
6 卒業後の支援体制の充実	
①	学校教育終了後、障害のある子どもが適切な進路選択ができるよう、支援体制の更なる充実を図ります。
②	教育機関と障害者支援施設、地域活動支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関との連携を促進します。これらの関係機関とともに、障害福祉サービス等の内容や卒業前・卒業後のサービスへの手続きなどについて、保護者に周知できるように、調整を図ります。

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

▼現状の課題

- 障害のある人の一般企業への就労（一般就労）を促進していくためには、労働行政機関や企業等は障害のある人の障害の特性や配慮の内容を、福祉行政機関や障害福祉サービス事業所等は企業のニーズや実情を把握する必要があり、相互の連携は欠かせません。また、心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障害福祉サービス事業所等での就労（福祉的就労）の場を適切に確保し、工賃水準の向上を図っていく必要があります。
- 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」等で行われていますが、引き続き障害のある人それぞれの意欲や能力、適性に応じた対応が必要です。さらに就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立や、離職後の再就労へのチャレンジを支援できる体制づくりが求められています。
- 法定雇用率については、平成30年より水準が引き上げられており、また、精神障害のある人が法定雇用率の対象となりました。今後も、障害のある人の働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- 雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止、及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）」に基づき、障害のある人と障害のない人との均等な機会及び待遇の確保、並びに障害のある人が自己の能力を有効に発揮できる環境の整備を促進することが必要です。
- 発達障害や高次脳機能障害のある人、または難病患者であっても、障害者手帳を所持しない人は法定雇用率の対象外となっており、手帳を所持している人に比べ、企業への就職がより厳しい状況となっています。
- 企業などにおいては、法定雇用率の達成に加え、障害特性を十分に理解し、障害のある人への「必要かつ合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。
- ヒアリング調査では、障害のある人が職場に定着することができるよう、各事業所をはじめ、障害福祉に関わる機関や団体同士の連携による包括的な支援が必要であるという意見がみられます。

6 - 1 就労支援の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 就労支援体制の充実	
①	「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の企業就労を支援します。
②	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センターなどの関係機関と連携し、引き続き就労支援体制の充実を図ります。
2 「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	
①	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を引き続き推進します。
3 職業リハビリテーション施策の推進	
①	障害のある人の職業能力、社会適応能力の向上のため、情報交換の場の設置を検討する等、関係機関と連携を図りながら取り組みを支援します。
②	鍼灸・マッサージなどの職業に関する技能の修得や、IT関連分野の技術習得につながる訓練施設や職業能力開発校の紹介を行います。
③	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知を図ります。
④	職場実習を行うために、実習協力企業の確保に努めます。
4 職業的自立に向けた生活に関する助言、援助等の生活支援の実施	
①	日常生活に関する問題についての相談援助、金銭管理や衣食住関係、健康管理等への支援を関係機関とともに行います。

6-2 障害者雇用における企業などへの支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者雇用に関する啓発	
①	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知に取り組みます。
②	障害のある人の雇用に積極的に取り組む市内の企業や事業所を広報紙や市ホームページ等により紹介するなど、障害者雇用に関する啓発に取り組みます。
③	兵庫労働局や兵庫県などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて市内の企業や事業所の障害者雇用に関する啓発に取り組みます。
2 障害者雇用に関する情報提供	
①	公共職業安定所（ハローワーク）など各種関係機関と連携し、事業主への障害のある人の雇用に関する各種助成制度、税制上の優遇措置などの周知に継続して取り組みます。
②	障害のある人の雇用についての広報や助成制度に関する情報提供などを通じて、障害のある人のニーズに合った職場の開拓に努めます。また、現在障害のある人を雇用している企業・事業所に対して必要な助言等を行います。

6-3 多様な就労の場の確保

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 日中活動事業所の運営基盤強化への支援	
①	「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。
②	就労支援事業所などで作られた製品について、市のイベントなどでの積極的な活用や、市役所や市の関連施設のスペースを活用した販売を継続し、障害のある人の工賃向上への取り組みを支援します。 また、自主製品の販路拡大を図る目的から、民間企業のイベント開催時への働きかけや大規模小売店などでの店頭販売などの協力支援を働きかけます。
③	障害のある人を支援する事業所などで作られた製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大など、利用者の工賃向上に向けた取り組みを支援します。
2 市役所を通じた障害者雇用の促進	
①	障害のある人の雇用において先導的な役割を果たすため、市における障害者雇用率の向上と障害のある人の計画的な雇用を図ります。
②	市役所内に設置されている就労継続支援B型事業所「時のわらし」や「福祉コンビニ」などを通じて障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、市が出資・補助などを行っている法人への雇用の働きかけを行います。
③	障害のある人の雇用を拡大するため、市が取り組む事業について、市内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などへの委託を推進します。 公共工事の品質評価型入札制度において、障害のある人の積極的雇用の項目を追加するなどし、障害のある人の雇用の促進に努めます。
④	障害者支援施設などからの随意契約の範囲が、役務の提供を受ける場合にも拡大されており、この制度の周知を図り、受注機会の拡大を図れるよう取り組みを進めます。

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

▼現状の課題

- 平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、障害があっても、その特性や程度に応じて、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援する必要があります。
- 2020年には、東京でのオリンピック・パラリンピック開催が決定しており、本市は共生社会ホストタウンとして指定されています。障害のあるスポーツ選手との交流を通じて、障害に対する理解促進が期待されますが、本市を訪れる選手の人々が過ごしやすいまちとなるよう、引き続き理解啓発を進めていく必要があります。
- 障害のある人の文化・芸術活動について、作品そのものの芸術性を評価する動きが本市でもみられるようになってきています。本市では、「ARTSHIP 明石」が平成25年度より毎年開催されています。
- 平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されており、障害のある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。
- ヒアリング調査においては、障害のある人が主となって開催されているイベント等で、障害のない人も一緒に参加し、活動することが今後の理解促進に重要であるという意見がみられます。

7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 各種活動の充実	
①	障害の有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮した取り組みを充実します。
②	障害のある人の団体に対して、障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。
③	スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動により、様々な団体や通所施設間での交流が図れるよう、場所や機会の確保についての支援の充実に努めます。

7-2 スポーツ活動の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 スポーツ活動の充実	
①	障害のある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。
②	活動成果の発表と交流の場として、障害のある人のスポーツ大会などへの参加を促進します。

7-3 文化・芸術活動への支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 文化・芸術活動への支援	
①	障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に取り組みます。

基本目標 8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

▼現状の課題

- 平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見と迅速・的確な対応に積極的に取り組んでいます。
- 「障害者基本法」第 4 条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を学校や企業、地域社会などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充に努めることが必要です。
- 現在国においては、「障害者差別解消法」の制定にともない、差別の定義、「合理的配慮」の考え方、差別事案に対応する体制や具体的な対応手順など、法制度の内容について議論が行われているところです。今後、国や兵庫県と連携し、法制度に基づく取り組みを推進していく必要があります。
- 本市では、平成 28 年度より「障害者配慮条例」を施行しており、この条例に基づき、市内の事業者や団体が行う合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の実施や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みを進めています。
- 普段の暮らしの中で差別を受けていると感じている人は依然として多くいます。法律や条例に基づき、今後も差別解消・合理的配慮提供を促進するための取り組みを進めていく必要があります。
- ヒアリング調査では、市民だけでなく、地域で活動している人や事業者、医療機関も、障害のある人に対する配慮が、現状よりも更に必要であるという意見がみられます。

8-1 障害者虐待への対応

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者虐待への対応	
①	虐待対応の窓口となる「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」などの虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。

8-2 差別解消及び障害理解の促進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1 障害者差別解消への取り組みの充実	
①	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。
②	国の基本方針を踏まえ、「障害者差別解消法」及び「障害者配慮条例」に基づく様々な取り組みを推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。
2 障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	
①	イベント、広報紙やマスメディア、企業や学校、地域社会などを通じ、「日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という社会モデルに基づく障害のある人の定義や、「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の必要性」など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。
②	広報紙や出前講座などを通じた啓発・広報活動を引き続き実施します。
③	「障害者基本法」で定める「障害者週間」（12月3日～9日）についてイベントなどを通じて周知を図ります。
④	障害のある人への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。
⑤	施設の整備が円滑に進むよう、近隣住民の理解・協力を得るために法人・事業者が行う取り組みを支援します。

No.	施策目標
3 精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等への理解の促進	
①	精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会などを開催し、障害への正しい知識の普及に努めます。さらに、患者会や家族会などの関係団体への支援に努めます。
4 民生委員・児童委員に対する研修の実施	
①	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員へ障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。
5 人権意識の普及・高揚	
①	人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及・高揚を図ります。
6 市職員の障害のある人に関する行事、イベントなどへの参加	
①	市職員に障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などへの積極的な参加を促します。
7 地域における自発的な各種交流活動への支援	
①	障害のある人の団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。
8 「障害者配慮条例」に基づく合理的配慮提供の支援 【新規】	
①	民間事業者や地域の団体が合理的配慮を提供していくために、折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用を助成します。

8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	事業実施における合理的配慮の提供
①	市の事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。
2	市職員への研修の実施
①	市の職員に対して、障害のある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮を周知します。

8-4 成年後見制度の利用支援

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	成年後見制度の利用等による権利擁護の推進
①	明石市後見支援センターは、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図っていきます。

8-5 消費者相談の充実

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	消費者相談の充実
①	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、ファクシミリやEメール等での相談の受付や、障害のある人に関する理解を促進するための研修へ相談員が参加するなど、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めます。

8-6 更生支援の実施

▼基本的な施策

No.	施策目標
1	罪に問われた障害のある人に対する支援 【新規】
①	判断に不安のある人が罪に問われた場合、刑事司法関係機関（検察庁、刑務所等）と連携を図り、障害者手帳の申請、障害福祉サービスの受給、就労の支援等、円滑に社会復帰するための支援を行います。

資料編

1. 統計資料

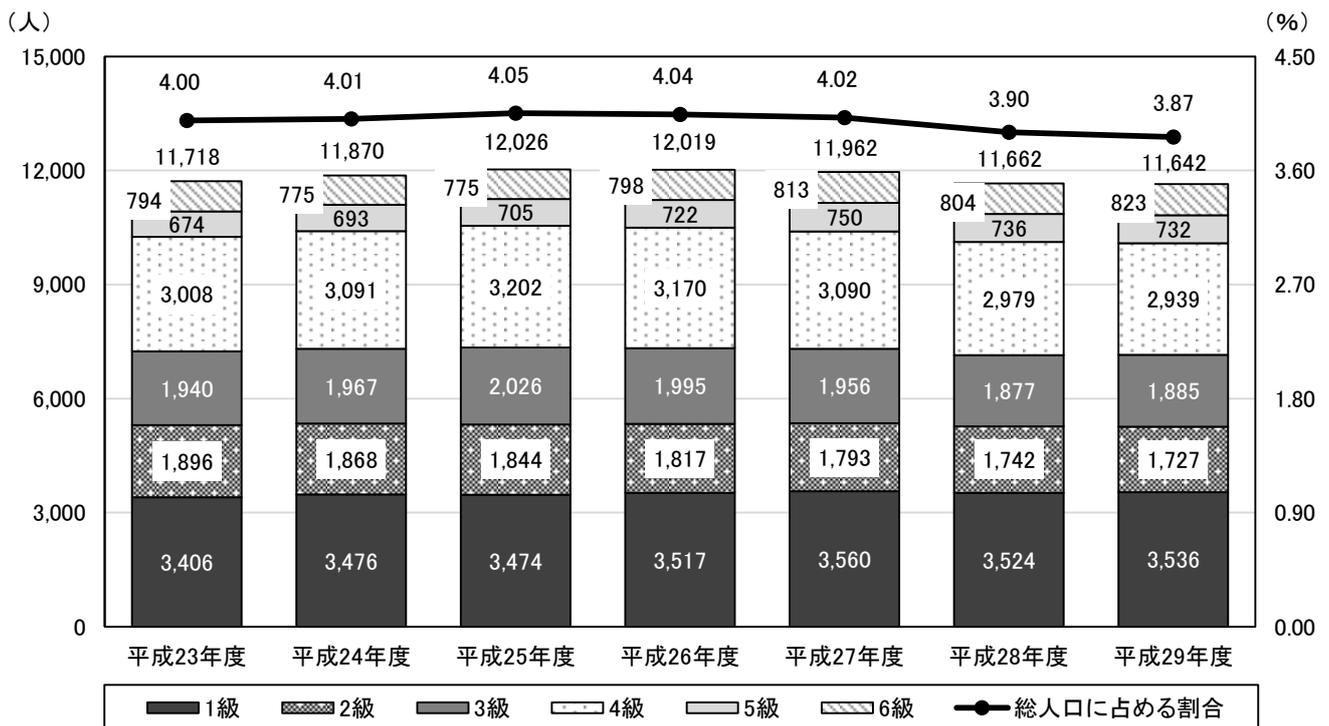
1-1 障害のある人の人数の推移

(1) 身体障害のある人

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

- 本市の身体障害者手帳所持者数は、平成23年度から平成25年度にかけて増加していましたが、平成26年度以降は減少傾向となっています。
- 平成29年度時点での身体障害者手帳所持者数は11,642人で、本市の総人口301,199人に対して3.87%を占めています。
- 等級別で見ると、平成29年度で1級が3,536人と最も多く、次いで4級が2,939人となっています。平成23年度と比較すると、1級は130人増加、4級は69人減少しています。

◆ 障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移



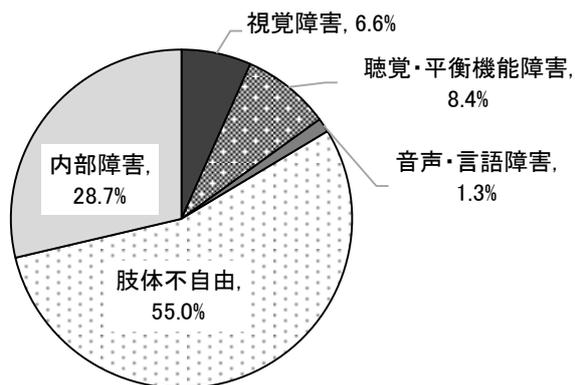
資料：明石市障害福祉課（身体障害者手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度4月1日現在）

■ 障害の種別構成割合

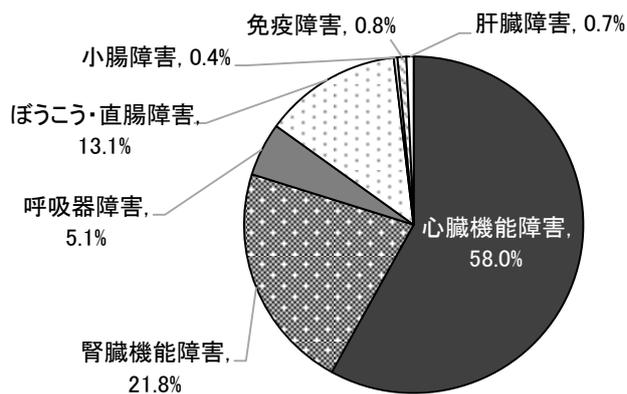
○平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数を障害種別で見ると、肢体不自由が 55.0%と最も高く、次いで内部障害が 28.7%となっています。また、内部障害の内訳をみると、心臓機能障害が 58.0%と最も高く、次いで腎臓機能障害が 21.8%となっています。

◆ 身体障害者手帳所持者の障害種別の状況

身体障害者（合計：11,642 人）



内部障害（合計：3,340 人）

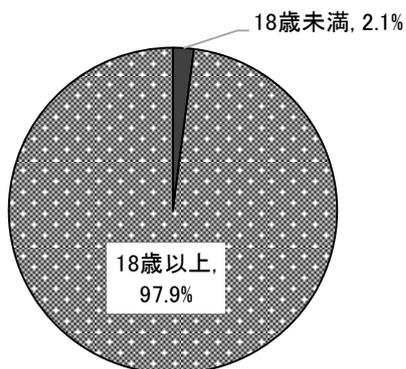


資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

■ 年齢別内訳

○平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、18 歳未満が 2.1%、18 歳以上が 97.9%となっています。

◆ 身体障害者手帳所持者の年齢別の状況



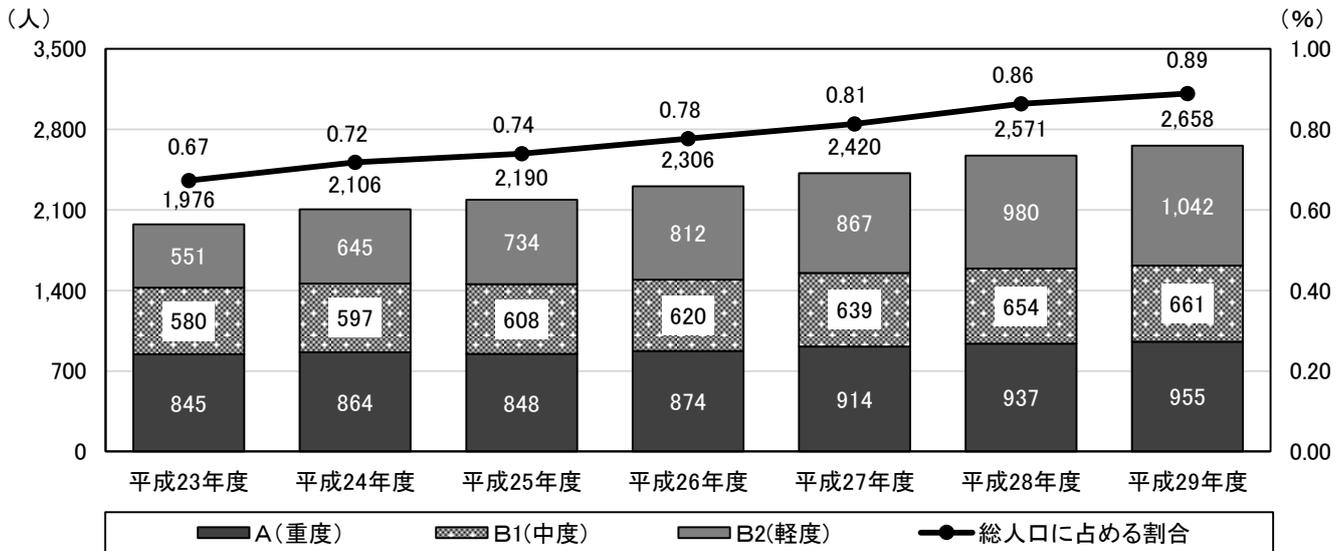
資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

(2) 知的障害のある人

■療育手帳所持者数の推移

- 本市の療育手帳所持者数は年々増加している傾向にあります。
- 平成 29 年度時点での療育手帳所持者数は 2,658 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.89%を占めています。
- 程度別で見ると、平成 29 年度で B2（軽度）が 1,042 人と最も多くなっています。平成 23 年度と比較すると、B2（軽度）は 491 人増加しています。

◆障害の程度別療育手帳所持者数の推移

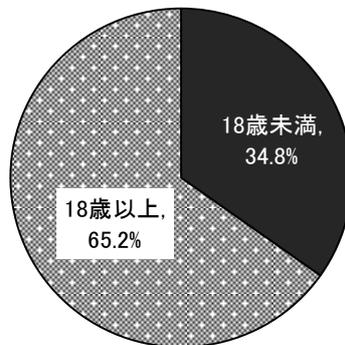


資料：明石市障害福祉課（療育手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

■年齢別内訳

- 平成 29 年度の療育手帳所持者数を年齢別で見ると、18 歳未満が 34.8%、18 歳以上が 65.2%となっています。

◆療育手帳所持者の年齢別の状況



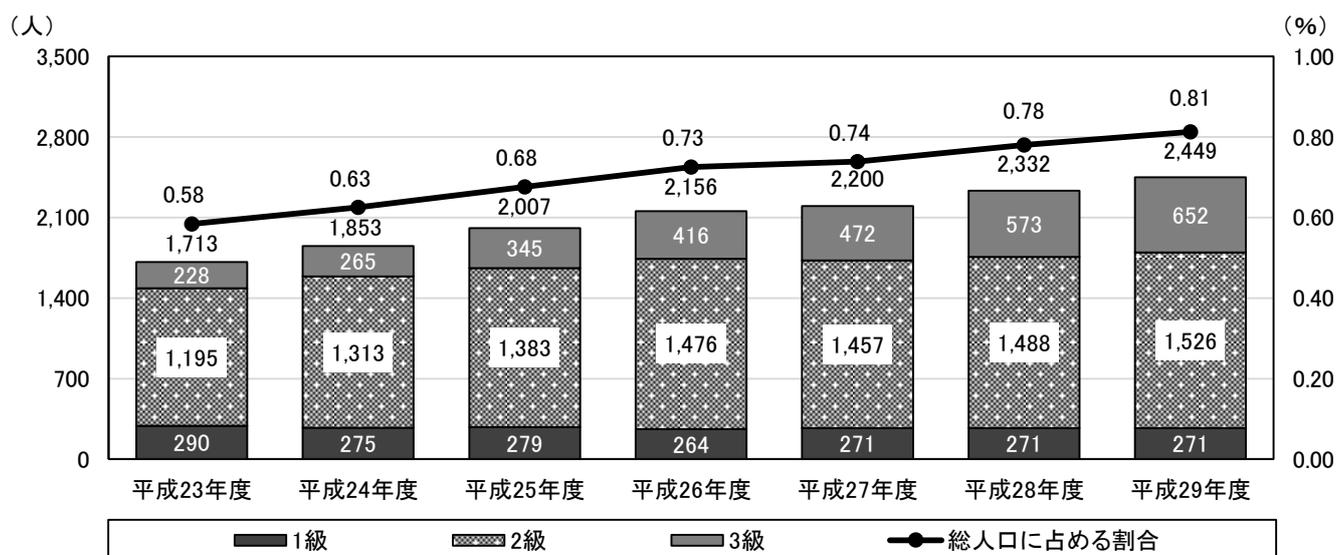
資料：明石市障害福祉課（平成 29 年度末現在）

(3) 精神障害のある人

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

- 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加している傾向にあります。
- 平成 29 年度時点での精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,449 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.81%を占めています。
- 等級別でみると、平成 29 年度で 2 級が 1,526 人と最も多くなっています。平成 23 年度と比較すると、2 級は 331 人増加しています。

◆ 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

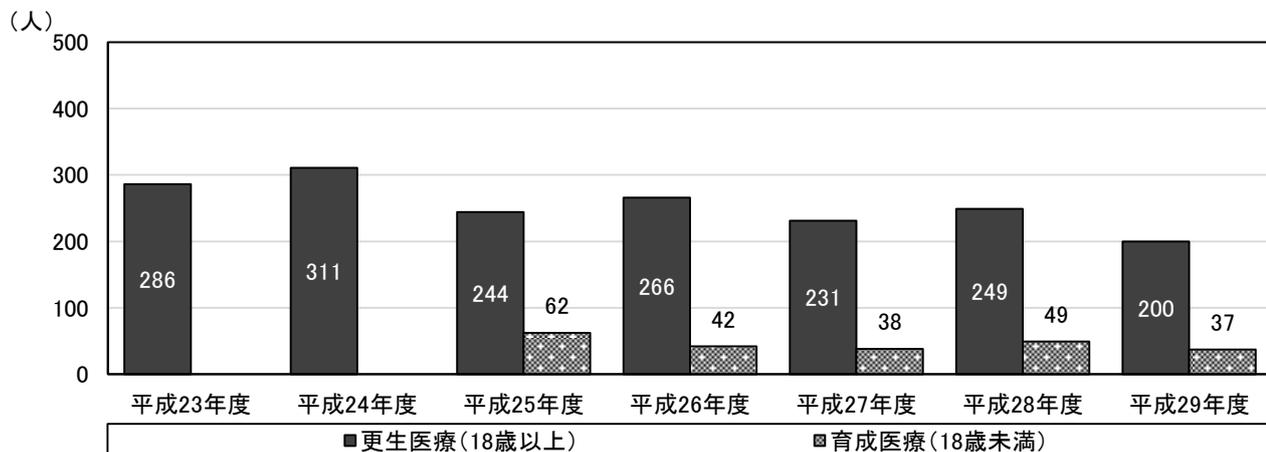


資料：明石市障害福祉課（精神障害者保健福祉手帳所持者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

■ 自立支援医療の支給状況

○本市の更生医療受給者数及び育成医療受給者数は減少傾向となっており、平成 29 年度時点での受給者数は、更生医療受給者数が 200 人、育成医療受給者数は 37 人となっています。

◆ 自立支援医療受給者数の推移



資料：明石市障害福祉課（各年度末現在）

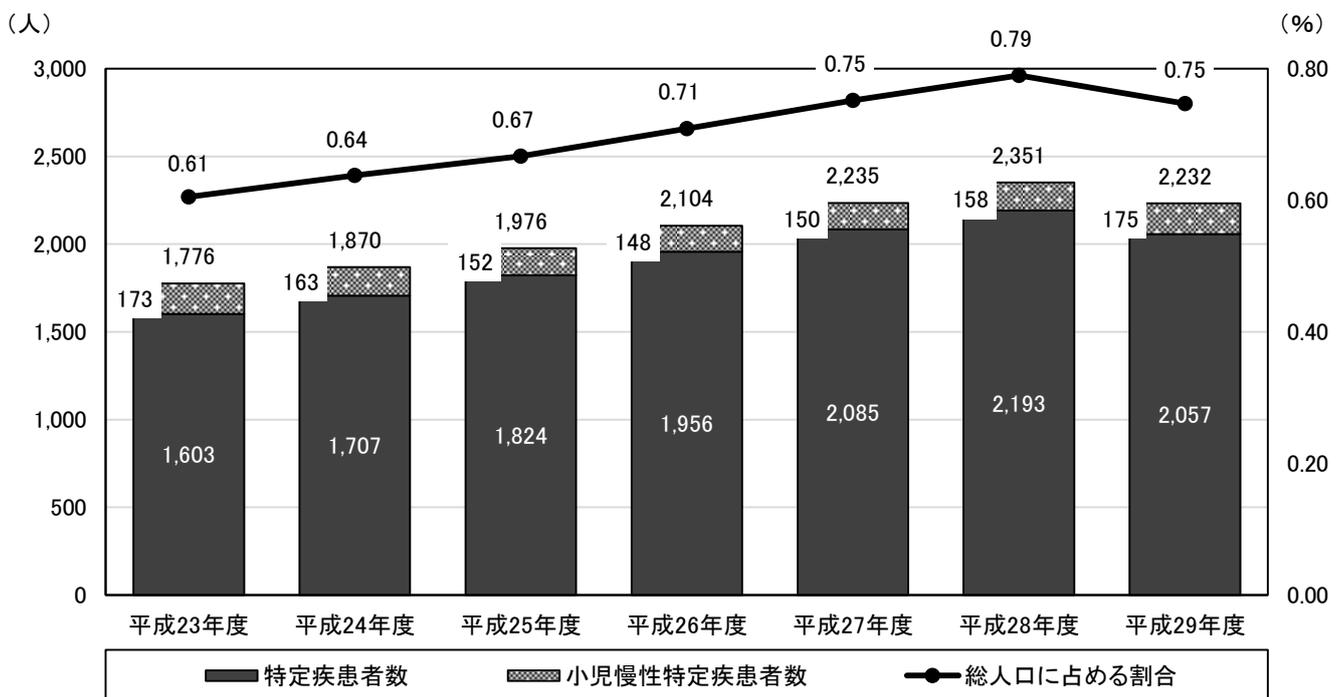
※育成医療事務は平成 25 年度に兵庫県から市へ移譲

(4) 難病患者

■ 特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

- 本市の特定医療費（指定難病）受給者数は、増加傾向でしたが、平成 27 年の「難病法」改正^{※1}による 3 年間の経過措置^{※2}が平成 29 年 12 月末で終了したことで、平成 29 年度は減少しています。
- 小児慢性特定疾病医療受給者数は、年々増加傾向となっています。
- 平成 29 年度末時点での特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の総数は 2,232 人で、本市の総人口 301,199 人に対して 0.75%を占めています。

◆ 特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



- 平成 27 年以降、特定患者数は特定医療費（指定難病）受給者数
- 平成 27 年以降、小児慢性特定患者数は小児慢性特定疾病医療受給者数

- ※ 1 法改正により対象疾病は 56 から 110 に拡大し、その後毎年見直しされており、平成 30 年 4 月時点で 331 の疾病が対象になっています。
- ※ 2 既認定者（平成 26 年 12 月末時点における特定疾患治療研究事業の受給者）のうち、重症度分類が「軽症」の患者が助成の対象外となりました。

資料：明石市障害福祉課（特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数、各年度末現在）
住民基本台帳（総人口、次年度 4 月 1 日現在）

1 - 2 進路の状況

■特別支援学校卒業生の進路状況

○特別支援学校卒業生の進路状況の推移をみると、いずれも「施設」が最も多く、福祉施設等に通所する人が大多数を占めています。

(明石市立養護学校、兵庫県立いなみ野特別支援学校、神戸大学附属特別支援学校)

◆特別支援学校卒業生の進路状況

単位：人

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	①全学年生徒数		161	139	139	117	142	133
②卒業生徒数		42	30	49	26	39	33	50
③進学者数		1	-	-	-	1	1	-
④一般就労者数合計		1	1	-	-	2	2	2
⑤一般就労者数業種別内訳	農業	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	漁業・水産養殖業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1	-	-	-	1	-	2
	電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-
	卸売業・小売業	-	-	-	-	1	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-
	公務	-	-	-	-	-	-	-
	医療・福祉業	-	1	-	-	-	1	-
その他	-	-	-	-	-	1	-	
⑥施設合計		40	28	49	25	36	29	47
⑦在宅・その他合計		-	1	-	1	-	1	1

2. 明石市地域自立支援協議会の委員構成

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体、関係機関代表者、公募委員などから構成される「明石市地域自立支援協議会」において検討を行いました。

【明石市地域自立支援協議会 名簿】

区 分		氏 名	団体・職名等
学識経験のある者	1	黒田 大治郎	元神戸学院大学大学院教授、工学博士
保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者	2	前田 享子	明石市民生児童委員協議会 障害福祉専門部会長
	3	飯村 一誠	明石市医師会 理事
	4	河石 洋美	兵庫県精神保健福祉士協会 理事
障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者	5	瀧口 幸司	博由園 管理者
	6	小松 正和	木の根学園 総括管理者
障害者団体を代表する者	7	板村 昌和	明石市身体障害者福祉協会 会長
	8	四方 成之	明石地区手をつなぐ育成会 会長
	9	吉田 静一郎	明石ともしび会家族会 副会長
ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者	10	坂口 逸子	明石市ボランティア連絡会 会長
	11	山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長
関係行政機関の職員	12	前川 達久	明石公共職業安定所 次長
その他市長が特に必要と認める者	13	渡邊 信雄	公募市民
	14	田井 正明	公募市民
	15	坂戸 真由美	公募市民
	16	瓜生 八代子	公募市民

3. 策定経過

年月日	内容
平成 30 年 7 月 4 日	<p>【第 1 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画策定について (2) 計画策定のスケジュールについて (3) アンケート調査、関係団体調査の実施について
平成 30 年 7 月 11 日～ 平成 30 年 8 月 10 日	<p>【アンケート調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の配布・回収（7/25～8/10） <p>【関係団体調査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の配布・回収（7/11～7/31） ・面談調査の実施（8/3～8/10）
平成 30 年 10 月 10 日	<p>【第 2 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査結果・関係団体調査結果について (2) 明石市第 4 次障害者計画進捗状況の報告 (3) 明石市第 5 次障害者計画骨子（案）について
平成 30 年 10 月 22 日	<p>【関係各課調整会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画素案について
平成 30 年 11 月 21 日	<p>【第 3 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 明石市第 5 次障害者計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
平成 30 年 12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 18 日	<p>【パブリックコメントの実施】</p>
平成 31 年 2 月 13 日	<p>【第 4 回明石市地域自立支援協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果報告 (2) 明石市第 5 次障害者計画（案）について

4. 用語説明

あ

◆（仮称）あかしインクルーシブ条例

本市が掲げてきた「やさしいまちづくり」の実現に向けて、「誰も置き去りにしない」インクルーシブな社会を構築していくための全市的な指針となる条例。

◆明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

罪に問われた人等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする、本市における更生支援に関する施策の基本となる事項を定める条例。

◆アクセシビリティ（Accessibility）

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◆インクルーシブ(Inclusive)

「包括的な」「包み込む」という意味の英語。特に福祉分野においては、「差別や区別なく、すべての人が対象となる」といった意味で使用される。

◆オストメイト(Ostomate)

事故や病気などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を増設した人のこと。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。明石市では、「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」として平成24年10月より業務開始。

◆共生社会ホストタウン

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る自治体。

◆合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

◆コミュニケーションボード

話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある人たちに対して、分かりやすいイラストを指で差しながら意思を伝えることができるツール。

◆コンパクトシティ(Compact City)

郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、及び中心市街地の活性化等が図られた、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市、あるいはそれを目指した都市開発のこと。

さ

◆災害時避難行動要支援者（要援護者）

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

◆サポートノート

主に発達障害のある人の保護者と支援者、支援者と支援者をつなぐ連絡の手段として平成 18 年 10 月に作成されたもの。乳幼児期から成人期に渡って記入でき、支援機関に本人の情報を伝える時の資料や成長の記録として利用するノート。

◆社会モデル

人が日常生活を送るにあたり、その活動に支障をきたす（障害がある）原因を、その人の身体・精神的特性にあるとみる（医学モデル）のではなく、その人の特性に対応できる環境が社会において構築されていないとみる考え方。

◆手話言語・障害者コミュニケーション条例

正式名称は「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」。障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定めた本市の条例。平成 27 年度より施行。

◆障害者就労・生活支援センターあくと

地域の関係機関と連携し、就労相談から就業準備、職場定着にいたるまで、その人に必要な就業面・生活面の一体的な相談支援を実施している機関。平成 21 年に設置。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、平成 30 年 6 月に施行された法律。文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大や、創造された作品の権利の保護や販売等の推進、文化芸術活動を通じた交流の促進などが定められている。

◆障害者配慮条例

正式名称は「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」。障害を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するために、合理的配慮の提供支援や障害理解の啓発に関する施策を推進するための条例。平成 28 年度より施行。

◆ジョブコーチ

障害のある人が就労するにあたり、職場への適応が円滑に進むよう、できることやできないことを伝えるなど、就労定着に向けた支援環境を整える人。

◆成年後見制度

知的障害や精神障害など、判断能力に不安のある人が、財産管理やサービスの利用に際して不利益を被ることがないように、後見人や保佐人、補助人を通じて保護・支援する制度。

た

◆地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目標として、障害児者の福祉に関わる関係者が集まり、地域課題や取り組みなどについて協議を行う場。

◆地域総合支援センター

保健師や社会福祉士等の専門職が、高齢者や障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う本市独自の専門機関。地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っている。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった 5 つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

は

◆発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症 (LD)、注意欠陥多動症 (ADHD)、自閉スペクトラム症 (ASD) その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー(Barrier-Free)

障害のある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々な障壁 (バリア) となるものを取りのぞくこと。

◆ピアサポーター(Peer Supporter)

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗ったり、サービス利用等の意思決定の際に助言を行う人。

◆福祉避難所

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

◆ヘルプカード

障害のある人が災害時や外出先で困ったとき、自分の情報を周囲に伝え、適切な支援を得られるようにするためのカード。連絡先や障害の特徴、支援してほしい内容を記載する欄があり、障害のある人がそれを提示することにより、周囲の人に必要な支援を求めることができる。

◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

や

◆ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会の実現に向け、ソーシャルインクルージョン（誰もが孤立せず、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会の構成員として包み支え合う考え方）やユニバーサルデザインの考え方を普及させることを目的とした兵庫県の条例。

◆ユニバーサルデザイン(Universal Design)

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

◆ユニバーサルデザインタクシー

健康な人、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊婦など、様々な人が利用できる構造を持つタクシー車両。標準的な車いすで乗車可能な仕様であることが国の認定条件とされている。

平成 30 年 10 月 1 日現在で、明石市では 4 台導入されている。通常のタクシー営業として使い、予約なしでも利用でき、運賃料金が一般のタクシーと同額。

ら

◆リハビリテーション(Rehabilitation)

運動障害の機能回復訓練を行い、環境に適応させるだけではなく、障害がある人の「全人的復権」を目的とし、人生そのものを含む生活の質（QOL）の向上や、社会的統合を実現するための手段。

◆レスパイトケア(Respite Care)

障害者や高齢者など、介護を必要とする人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援。ショートステイや放課後等デイサービスが該当する。

英数字

◆ARTSHIP 明石

障害のある人の豊かな表現活動と、アートを通じたユニバーサル社会の実現のために、障害のある人が作成した作品を展示する場。

◆SDGs

正式名称は「Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標」。平成 27 年度に国連サミットで採択された、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成すべき目標。「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「住み続けられるまちづくり」など 17 項目の目標が設定されている。

◆SNS

「Social Networking Service」の略称。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。Twitter や LINE、Facebook や Instagram などが SNS に含まれる。

明石市第5次障害者計画

発行年月：2019年（平成31年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

編集：明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課

電話：(078) 918-1344

FAX：(078) 918-5244

高齢者福祉施策の充実について

1 概要

本市では、「いつまでも」「すべての人に」「やさしい」まちの実現に向け、安心して暮らせるまちづくりを進めているところです。

団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年を間近に控え、高齢者がいつまでも元気で活躍できるよう、また配慮が必要な高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成30年度は、4月に地域総合支援センターの本格稼働、9月に高齢者福祉月間の創設、中学校給食を活用した高齢者給食、認知症早期支援事業など、幅広い施策を新たに実施しています。平成31年度には、高齢者施策のさらなる充実を図ることとしています。

2 主な施策内容

(1) 高齢者の外出促進・移動支援

① 高齢者たこバス無料化

高齢者の外出支援と経済的な負担軽減を図るため、敬老優待乗車制度(たこバス分)を拡充します。また、路線の充実、再編を含むたこバスの今後のあり方を検討します。

- ・70歳以上のたこバス運賃の無料化(50円→無料)

② 市制施行100周年記念寿タクシー券の増額

これまでの明石の発展への貢献に対する感謝の意を表すとともに、市制施行100周年記念イベントへの参加を促進するため、敬老優待乗車制度(寿タクシー券分)を拡充します。

- ・70歳以上の寿タクシー利用券の増額(2,000円分→4,000円分)

(2) 高齢者の活躍支援

① 高年クラブ等の活動助成金の拡充

高年クラブ等の活動助成金を拡充するとともに、加入促進の取り組みを進めます。

ア 高年クラブ活動助成金の拡充

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・会員30人以上 | 年額 96,000円→120,000円 |
| ・会員25人以上30人未満 | 年額 24,000円→84,000円 |
| ・会員10人以上25人未満(新設) | 年額 0円→60,000円 |

イ 高年クラブへの加入促進

- ・PR冊子の作成、配布
- ・活動紹介などの地域セミナーの開催

ウ シニア活動応援助成金の増額

- ・1団体 最大40万円→50万円(整備費25万円、運営費25万円)

② みんな食堂の開設支援(新規)

地域共生社会の実現をめざし、「こども食堂」から、食を通じて、誰もが気軽に立ち寄り、利用できる居場所である「みんな食堂」へ発展させるため、高齢者が担い手として一定数が関わっているなどのこども食堂の実施団体に対し、備品購入・改修費の助成金を支給します。また、リハビリテーション専門職の派遣や研修の実施等も行います。

③高齢者の介護職就労支援（新規）

高齢者の介護職場での就労活動を支援し、高齢者の生きがいがづくりや介護人材の確保につなげます。

ア 介護職就職奨励金の支給

- ・65歳以上で介護職員初任者研修等の介護職資格を有する人で、介護施設や事業所等へ再就職をする場合に報奨金を支給（一人あたり20,000円）

イ 介護職員初任者研修等の介護職資格の取得助成

- ・65歳以上で、新たに介護職員初任者研修等の介護職資格を取得しようとする人に、学習・就労支援として助成金を上乗せ支給（一人あたり上限30,000円）

<参考>

介護職員初任者研修等の介護職資格の取得助成については、年齢に関係なく研修費用の半額を助成する制度（上限60,000円）を、新年度から別途開始することとしています。

上記「③高齢者の介護就労支援」に係る「イ 介護職員初任者研修等の介護職資格の取得助成」は、年齢制限なしの資格取得助成を受けた65歳以上の人を対象に、自己負担額の範囲内で3万円を上限に助成しようとするものです。

④その他、ボランティアや地域貢献活動を継続している75歳以上の高齢者に対する「地域活動表彰制度」を新設するとともに、高齢者の就業や社会参加の機会を提供しているシルバー人材センターへの運営支援を強化します。

（3）高齢者の安心・安全のために

①認知症関連施策

ア 認知症施策推進条例の制定に向けた取り組み（新規）

- ・総合的認知症支援のための条例検討会を設置し、認知症施策の指針となる条例を制定します。

イ 認知症早期支援事業の推進

- ・昨年9月から実施している認知症早期支援事業については、新たに75歳になった方に対して認知症チェックシートを送付し、制度の周知や自己チェックの提出促進を図ります。

②高齢者暮らしの安心手帳の作成（新規）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、老後の不安の解消に向けて、医療や介護などの福祉的支援に加え、住まい、終活など生活全般に関する情報を掲載した「暮らしの安心手帳」を作成し、コミセンや地域総合支援センター等で配付します。

③民生委員・児童委員活動の支援の拡充

民生委員・児童委員などのきめ細やかな活動を支援するため、中核市移行後初めての一次改選における定数を増員するほか、民生委員活動をPRする地域福祉講演会を開催します。

消費税増税に伴う介護保険料の軽減について

2019年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者（第1段階から第3段階）に対する2019年度の保険料軽減について、国において政令改正が行われる予定であり、本市でも第1段階から3段階の軽減後の賦課割合及び保険料率を決定しましたので報告します。

記

1 本市の軽減後の賦課割合と保険料率

2019年度の保険料軽減については、2019年10月以降の消費税率引き上げによるものであり、国が示す軽減後の標準的な賦課割合は、2020年度以降の軽減幅の半分の水準とされています。

本市におきましても、軽減割合が国の基準内であれば、保険料軽減分に対する国等からの助成を受けることができることから、国が示す軽減後の標準的な賦課割合を参考とし、2019年度については、2020年度以降の軽減幅の半分の水準とします。

	現行 (賦課割合/ 介護保険料)	2019年度 (賦課割合/ 介護保険料)	2020年度 (賦課割合/ 介護保険料)	国が示す軽減後 の標準的な賦課 割合(2020年度)
第1段階	0.45 / 31,698円	0.375 / 26,415円	0.3 / 21,132円	0.3
第2段階	0.63 / 44,377円	0.565 / 39,798円	0.5 / 35,220円	0.5
第3段階	0.75 / 52,830円	0.725 / 51,069円	0.7 / 49,308円	0.7

2 明石市介護保険条例施行規則の改正について

(1) 改正の概要

2019年度の軽減後の第1から第3段階までの保険料については、明石市介護保険条例第3条第2項の委任により、明石市介護保険条例施行規則第11条でその額を定めます。また、2020年度については、国で政令が改正された後、改めて規則改正を行います。

(2) 規則の施行日

2019年(平成31年)4月1日

妊婦健康診査費用助成の拡充について

現在、妊娠届出をした妊婦に82,000円を上限に妊婦健康診査費用にかかる助成を行っておりますが、妊婦が自己負担なく、健やかに安心して出産を迎えられるよう、下記のとおり助成額を増額いたしますので報告します。

1 対象者

市内に住所を有する妊婦 約3,000人 ※転入妊婦も含む

2 助成額について

現行	変更後
14回・82,000円	14回・120,000円

3 変更時期

2019年7月以降

※実施日以前に変更前の助成券を交付された妊婦も、実施日時点において妊婦であれば、変更後の助成が受けられるよう措置します。

4 他市の状況

市名	平成30年度	平成31年度
明石市	82,000円	120,000円
神戸市	120,000円	120,000円
姫路市	93,500円	93,500円
尼崎市	85,327円	86,130円
西宮市	82,000円	82,000円
加古川市	96,000円	96,000円
県内平均	94,746円	-

※120,000円に増額することで、中核政令市規模では最高水準の助成額となります。

5 予算措置

平成30年度・・・204,000千円 } 交付税措置対象
 平成31年度・・・313,701千円 }

6 その他

- ・日本産婦人科医会は、14回、117,890円が望ましい健診項目の実施に必要な金額として算出しています。
- ・市内指定医療機関では120,000円の助成で自己負担なく受診が可能です。

明石こどもセンター（児童相談所）の開設について

これまで、平成31年4月の開所に向けて、市独自の児童相談所である明石こどもセンターの準備を進めてきましたが、その概要について報告するものです。

1 明石こどもセンター運営の基本方針

明石こどもセンターでは、市民に最も近い基礎自治体である中核市が設置する児童相談所として、「こどものための児童相談所」であることを念頭に、「こどもの利益」を最優先に位置付け、こども目線に立った運営・対応を徹底します。

そこで、以下の基本方針のもと、業務を実施していきたいと考えています。

- ▶ 豊富な情報量を活かして、こどもの命を守るため迅速かつ的確に対応します。
- ▶ 様々な施策の直接的な実施主体であること活かして、こどもの幸せのため、総合的かつ継続的に、よりきめ細かに支援します。
- ▶ 地域との密接なつながりを活かして、地域に根差したこどもの見守りを行うとともに、社会的養護の担い手の拡大に向けた取り組みを実施します。

2 業務実施体制

上記の基本方針を踏まえて、家庭にかかる幅広い相談・課題等に対し、的確に対応できるよう、以下のような組織体制で業務を実施していきます。

部署	業務内容
緊急支援課	・緊急的な対応を必要とする児童虐待等について迅速かつ的確に対応する。
こども支援課	・こどもの養護など、幅広いこども・家庭にかかる諸課題に対し総合的かつ一貫性を持って支援を実施する。 ・療育手帳等の判定など、障害相談をはじめとしたこどもの育成等の相談に応じ、支援する。
さとおや課	・里親登録、支援にかかる業務を実施するとともに、家庭復帰にかかる親への支援を実施する。
こども保護課	・緊急的に養育が必要となるこどもに対し、安全で家庭的な環境を提供し、必要な調査や支援等を実施する。
総務課	・センターの施設管理や総務管理業務を実施する。

これらの組織において、円滑かつ効果的に業務を実施できるよう、児童福祉司や児童心理司、児童指導員、弁護士、保健師、指導主事、警察OBなど専門的知識や技術を有する職員を確保し、配置します。

3 療育手帳の交付

児童相談所設置にかかるさらなる市民サービスの向上に向けて、国に対し、児童相談所を設置する中核市でも療育手帳が交付できるよう権限委譲を要望してきましたが、これを受けて、この度、国の通知改正がなされることから、都道府県や政令市以外の児童相談所設置市においても、療育手帳を交付することができるようになりました。

そこで、本市では、明石こどもセンター開設後、市内の対象となるこどもについて、市で判定を行うことに加え、市として療育手帳を交付することによって、交付手続きの簡素化等による交付手続きのスピードアップを実現します。

【交付の流れ】

	従前 (平成31年3月31日まで)	センター開設後 (平成31年4月1日以降)
判定・交付フロー	①申請受付（市障害福祉課） ↓ 県へ送付・進達 ②判定（兵庫県） ↓ ③交付決定・手帳発行（兵庫県） ↓ 県から送付 ④送付（市障害福祉課）	①申請受付（市障害福祉課） ↓ ②判定 <u>（明石こどもセンター）</u> ↓ ③交付決定・手帳発行 <u>（明石こどもセンター）</u> ↓ ④送付（市障害福祉課）

※療育手帳既交付者に対し、療育手帳判定・交付機関の変更を順次連絡しています。

4 その他

(1) 関係機関とのさらなる連携の強化

同センター開設による関係機関との連携の強化を図る観点から、現在のあかし里親相談室（明石駅前再開発ビル5階）を発展させ、「あかし里親センター」とし、あかし保健所1階の空きスペースに移転します。また、あわせて、あかしこども財団事務所も同様に移転します。

さらに、同センター隣接地である市有駐車場に、児童虐待等に対する高度な研修を実施する機関である（仮称）関西こども研修センター（あかし研修所）を設置することにより、明石こどもセンターを中心に、あかし里親センター、あかしこども財団、研修センターの密接な連携による量だけでなく質も充実した総合的なこども施策の推進を図ってまいります。

(2) 子育て支援センター等の移設

こども施策の総合拠点としての明石こどもセンター設置に伴い、周辺機能のさらなる強化を図るため、現在、イオン明石内に仮移転している子育て支援センターおおくぼを同施設横に移設するとともに、こどもがより一層、気軽に本に親しむことのできる環境を整える観点から、支援センターの2階部分にこども図書館を設置します。

放課後児童クラブのあり方検討プロジェクトチームにおける検討結果について

本市では、子どもを核としたまちづくり施策として、保育所等における就学前の待機児童の解消に全力で取り組んでいるところでありますが、次なる課題として、放課後児童クラブについて、さらなる受け皿を確保していくとともに、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えていく必要があります。

そこで、今後増々ニーズの高まる放課後児童クラブの「量と質」に関する課題について、子ども・子育て、教育、地域などの関係機関が連携して取り組むため、「放課後児童クラブのあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、これからの放課後児童クラブのあり方等について検討を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 放課後児童クラブにおける現状と課題及び対応方針

(1) 量の確保(待機児童の発生防止)

① 施設の確保

現状・課題	学校の余裕教室等の改修が、どうしても困難な場合は、敷地内に専用施設の建設を行う必要があるが、費用負担が大きくなるほか、敷地面での教育環境の悪化を招いている。 夏休み等長期休業期間のみの受け入れや、子どもの静養、情緒が不安定となった場合の場所も必要である。
対応方針	学校、保護者、指導員の理解を得て、放課後等の特別教室や長期休業期間の普通教室など学校施設のさらなる活用を図るほか、学校以外の公共施設（幼稚園、コミセン等）についても最大限に活用する。

② 指導員の確保

現状・課題	入所児童の増加に伴い、必要となる指導員の数も増加しているが、指導員の勤務時間がフルタイムではなく、変則的であること、また、給与水準も低いことから、指導員の入れ替わりも生じやすく、安定した確保が難しくなっている。
対応方針	給与水準の引き上げや昇給の仕組みの構築など、指導員の処遇を改善し、モチベーションの向上を図るとともに、勤務時間や年齢制限の見直し等の柔軟な働き方の検討や、保育士確保の取り組みと連携した指導員の確保及び職のPRを図る。

(2) 質の確保

① 指導員の質の向上

現状・課題	指導員については、可能な限り有資格者を配置しているところであるが、指導員不足により、経験や資格のない補助指導員も配置している。また、指導員全体の質の向上のための取り組みも必要である。
-------	---

対応方針	<p>就業規程や業務マニュアルを改定し、果たすべき役割や子どもの育成方針、育成方法を明確化した上で、研修体系や制度の見直しを行う。また、指導体制や研修実施体制の充実を図るため、教員OBをスーパーバイザーとして配置する。</p> <p>県が実施する認定資格者研修の全指導員の受講を進めるとともに、無資格者については、認定資格者研修に準じた市独自の資格研修を実施する。</p> <p>主任指導員のさらなる配置を推進し、責任体制の明確化や育成内容の充実を図る。</p>
------	---

② 育成内容の充実

現状・課題	<p>放課後児童クラブを単に子どもを預かる施設ではなく、「学びや出会いのある場所」、また、「子どもや家庭に対する気づきの場所」として充実させるため、指導員、学校、地域、関係団体等が、子どもに関する情報や地域の組織や団体に関する情報を共有するとともに、地域との交流、地域による学習支援など、地域みんなで子どもを支援する体制を作る必要がある。</p> <p>発達障害等により支援の必要な児童への対応が必要である。</p> <p>保護者からは、基本的な生活習慣の習得や遊び等の内容の充実、読書や学習支援等の学習面での支援のほか、夏休みのみ入所の拡大、育成時間の延長、夏休み給食の実施等に対するニーズがある。</p>
対応方針	<p>関係機関がより連携できる仕組みづくりのため、共有する情報の内容や連絡窓口、方法等について協議を進める。</p> <p>地域との交流等については、主任指導員がコーディネーターとなり、高齢者との交流や地域行事への参加など、コミセンでの活動団体や校区まちづくり組織、市民活動団体等と協働した取り組みを行えるよう、市や事務局が支援していく。</p> <p>放課後子ども教室については、放課後児童クラブの児童も含めた、全ての児童が放課後に多様な体験や活動ができるよう実施校の拡大や参加促進に取り組む。</p> <p>支援の必要な児童への対応については、臨床発達心理士や作業療法士などの専門職による巡回支援訪問、職員研修、保護者との相談等を行うほか、関係機関との連携を深めるなど、きめ細やかな対応ができる支援体制を構築する。</p> <p>また、保護者ニーズを踏まえた、サービスの拡大等についても検討していく。</p>

2 放課後児童クラブの今後のあり方について

放課後児童クラブの「量と質の確保」については、喫緊の課題であり、市が責任を持って迅速に対応すべきである。国においては、今後、指導員の配置人数及び資格要件が緩和される方向であるが、本市においては、引き続き、有資格者を複数人配置することを原則とし、市独自の研修制度の実施等により、さらなる質の向上に取り組んでいく。

また、明石放課後児童クラブ運営委員会については、本年度より、事務局の体制強化を図っているところであり、今後も、市との連携をさらに強化し、指導員確保や育成内容の充実に取り組んでいく必要がある。

一方で、運営委員会は、公立化以降、利用者数の増加や開所時間の延長等、多様化する保護者ニーズに対応してきたが、非常勤の運営委員や嘱託職員等で構成されている法人格のない組織であり、近年、指導員の確保や労務管理、育成内容の充実などの面において、十分に対応することが困難になってきている。

今後、放課後児童クラブにおける量と質の課題については、市が今以上に責任を持って対応するとともに、運営体制の見直しも含めた検討を行っていく必要がある。

保育所等の給食費（副食費）の無料化について

1 目的

就学前教育・保育施設における給食費（主食費及び副食費をいう。以下同じ）の取扱いにつきましては、1号認定児童（認定こども園等）は主食費及び副食費を全て実費負担、2号認定児童（保育所等（3～5歳））は主食費のみ実費負担で副食費は保育料に含まれており、3号認定児童（保育所等（0～2歳））は主食費及び副食費とも保育料に含まれています。

本年10月からの実施が予定されている国の幼児教育・保育の無償化施策では、児童の年齢や利用施設によって給食費の取扱いが異ならないよう、給食費は保護者負担となる予定です。（0～2歳児の非課税世帯については給食費も含めて無償化の対象となる予定です。）

一方で、本市が平成28年9月より実施している第2子以降保育料無料化事業では、保育料に含まれている給食費についても無料化の対象としています。

このため、国の無償化施策が実施された場合、保護者の負担増となったり、第1子と第2子以降で給食費の取扱いが異なることとなります。

このような制度上の相違点について整合性を図り、同年齢の児童の取扱いを統一するとともに、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を一層整えるため、国の無償化施策では対象とならない保育所及び認定こども園における副食費について、無料化するものです。

2 事業内容

国の無償化施策では保護者負担となる給食費のうち、現在、市独自で実施している第2子以降保育料無料化事業で対象としている副食費について、引き続き、無料化の対象とするとともに、これまで市の無料化事業では対象としていない3～5歳児の第1子や認定こども園を利用する1号認定児童（幼稚園部分）の副食費についても新たに無料化の対象とします。

3 対象施設及び児童

対象施設	対象児童
保育所	2号認定児童（3～5歳）
認定こども園	1号認定児童（3～5歳）、2号認定児童（3～5歳）

4 実施時期

平成31年10月（国の幼児教育・保育の無償化施策に合わせて実施）

5 予算措置

予算額110,000千円（平成31年度当初予算に計上）

(仮称) 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の 運営に関する基準を定める条例の制定について

1 目的について

保育施設については、量の拡充とともに保育の質の確保が大変重要です。本年10月から国の幼児教育・保育の無償化が実施される予定ですが、認可外保育施設については、国の指導監督基準を満たさない施設であっても経過措置として5年間は無償化の対象となる予定です。

これに対し、全国市長会から保育の質の確保を求める意見が出され、国と地方の協議を経て、国から無償化の対象となる認可外保育施設の範囲について地域の実情に応じて自治体の条例で定めることを認める方針が示されました。

これらを踏まえ、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の運営に関する基準を定める条例の制定に向け検討を進めているところです。

なお、本市としては、これら認可外保育施設についても、保育の質の向上を図っていく予定です。

2 市内認可外保育施設の現状について

- ・市内認可外保育施設のうち、企業主導型及び事業所内保育型以外の一般認可外保育施設12か所を調査（既に廃止を予定している施設及び公立施設等は除く。）
- ・調査結果

国の指導監督基準のいずれかの項目を満たしていない施設が12か所中、9か所あり

※ハード基準（施設・設備基準等）を満たしていない施設・・・9か所

※ソフト基準（従事者、保育内容等）を満たしていない施設・・・8か所

3 条例案の骨子について

本市においては無償化対象に係る経過措置にかかわらず、国の指導監督基準を満たす認可外保育施設等について無償化の対象施設とすべく検討しています。

1 総則

目的、定義、基本理念等を規定

2 責務

市、事業者（保育施設設置者）及び利用者（保護者）の役割と責務を規定

3 認可外保育施設等の運営に関する基準

国の指導監督基準のうち、ソフト面の充足を規定（具体的事項は規則委任の予定）

- ・保育に従事する者の数及び資格（乳幼児数に対する従事者の割合、有資格者の数など）
- ・非常災害に対する措置（消防計画の策定、避難訓練の定期的実施など）
- ・保育内容（保育計画の作成と実行、保育従事者の専門性向上、関係機関との連携など）
- ・給食（衛生管理、食事内容など）
- ・健康管理、安全確保（乳幼児の発育チェック、乳幼児や職員の健診実施、感染症対応など）
- ・利用者への情報提供（利用者へのサービス内容の説明、契約内容の書面交付など）
- ・備える帳簿（労働基準法等に基づく帳簿の整備、職員や在籍乳幼児に関する記録の整備など）

4 附則

- ・施行期日（関係法令の施行の日から施行：2019年10月1日の予定）
- ・準備行為（条例の施行日前においても準備行為ができる旨規定）
- ・条例の見直し（無償化の経過措置期間（5年）内に必要な見直しを行うことができる旨規定）

4 今後のスケジュールについて

平成31年4月 条例（案）についてパブリックコメントを実施（1か月間）

6月 6月議会において条例議案提案

待機児童緊急対策等の取り組みについて

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、3年間で約3,800人規模の受入枠増を図ってきました。特に今年度は「待機児童完全解消プロジェクト」として2019年(平成31年)4月の待機児童の解消に向け、2,000人規模の受入枠増を図ったところです。

しかしながら、就学前児童数が増加していることや保護者の就労意欲の高まりによる入所希望者が予想を上回り増加したため、2019年(平成31年)4月においても一定数の待機児童が発生すると見込まれます。また、これらに加え、2019年10月から国の幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、保育ニーズの高まりに対応したさらなる待機児童対策が必要となっています。

このような状況を踏まえ、平成31年度においては、当初計画していた600人の受入枠の拡充を1,200人に拡大し、就学前児童数の約5割が利用できる環境を整えるとともに、2020年4月の待機児童の解消を目指します。

【参考：就学前児童数と認可保育所の申込児童数等の推移(2016～)】

(単位：人)

	2016.4	2017.4	2018.4	2019.4	2020.4
就学前児童数(A)	16,060	16,357	16,745	17,300	17,800
受入枠	4,410	5,196	6,148	8,148	9,348
申込児童数(B)	5,510	6,467	7,149	8,400	9,400
保育所等申込率(B/A)	34.3%	39.5%	42.7%	48.6%	52.8%

1 受入枠の拡充【平成31年度予算額 3,174,426千円】

平成31年度の保育施設整備計画を、当初の600人から1,200人へ倍増し、受入枠の拡充を図ります。

内
訳

- ① 保育所、認定こども園の新設等9か所 860人
- ② 小規模保育施設の設置8か所 155人
- ③ 既存保育所の定員増、企業主導型保育事業の推進等 185人

※ ①②については、従来に引き続き、施設建設費基準額の1/8を市が上乗せし、7/8を補助することで、事業者の負担を1/4から1/8に軽減します。

受入枠拡大
状況

平成28年度
+786人

平成29年度
+952人

平成30年度
+2,000人

平成31年度
+1,200人

4年間で受入枠4,950人拡大
2016年(平成28年)4月1日から

【参考：今年度の施設整備状況】

N0	施設区分	施設名等（仮称略）	場所	保育定員等	開設(予定)
1	保育所新設	アリス プレスクール Alice Preschool	中朝霧丘	80人	H30.9
2	認定こども園新設	明石こども園	藤江 (卸売市場)	200人	H31.4
3	保育所新設	ゆりのき COCORO 保育園	大久保町 (JT跡地)	200人	H31.4
4	保育所新設	明石あすの保育園	大久保町 (JT跡地)	200人	H31.4
5	保育所新設	星鈴保育園	明南町	110人	H31.4
6	認定こども園新設	北おうじ虹こども園	北王子	80人	H31.4
7	定員増	中尾保育所、高丘保育所	2か所	30人	H31.4
8	小規模保育事業	桜町ちいさな COCORO 保育園ほか	3か所	56人	H31.4
9	幼稚園の空間活用	市立幼稚園	27か所	685人	H31.4
10	企業主導型保育事業	市内事業者	18か所	356人	H31.4
受け入れ枠合計				1,997人	

2 保育士に対して質も量も充実 ～こどもにも保育士にもやさしいまち明石～

【平成31年度予算額 253,353千円】

保育士にやさしいまち明石として、保育士の確保、定着、専門性アップに向けた施策を充実させます。

これまで実施してきた、市内私立保育所等で勤務する保育士に対する経済的支援や私立保育所等に対する処遇改善事業や、就業支援事業などの保育士確保策を引き続き実施します。

加えて、保育士総合サポートセンターの活動を充実させることにより、保育の量の拡充に見合う保育士を確保するとともに、昨年度から実施しているキャリアアップ研修等を実施することで質の確保もあわせて強化します。

また、保育所職場環境向上に向けた支援を行うことで、保育士がより働きやすい職場づくりに取り組めるようにします。

定着

- ❖ 定着支援金等の経済的支援事業 継続
- ❖ 保育所職場環境向上事業 拡充

専門性アップ

- ❖ 研修の充実 継続
キャリアアップ研修、階層別研修など

確保

- ❖ 保育士総合サポートセンター充実 拡充
PR活動、求職者獲得機能の強化など
- ❖ 保育士就職フェア、バスツアー 継続

（仮称）ユニバーサル歯科診療所の建設について

1 整備方針

明石市立総合福祉センター内にある明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所は、施設・設備の老朽化を機に障害当事者等のニーズを踏まえ、医科歯科の連携を軸に、ユニバーサル社会の実現へ向け、明石市立市民病院の敷地内に一般歯科での治療が困難な市民が受診できる歯科診療所として開設し、診療機能の充実を図ります。

2 施設概要

- (1)場 所 : 明石市立市民病院敷地内（現：訪問看護ステーション）
- (2)建 物 : 木造2階建て（約350㎡）
- (3)運 営 : 指定管理

3 予算額 252,943千円（建設、医療機器、移転費用等）

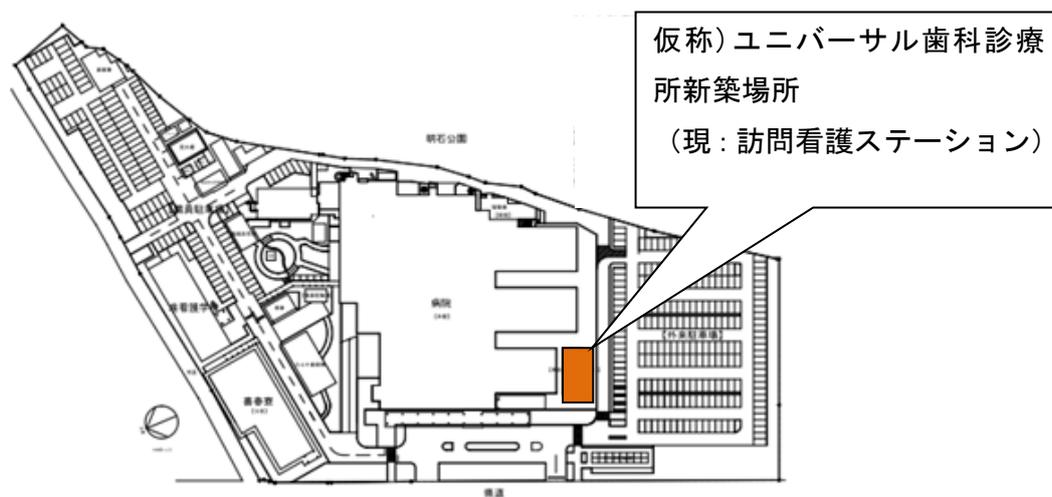
4 スケジュール

- 2019年4月 基本・実施設計完了
- 5～6月 工事入札
- 7月 既存取り壊し工事及び建設工事に着手
- 2020年3月 施設完成
- 4月 診療所開設

5 予定事業の内容

- ・障害者等の診療日時の拡大、全身麻酔治療への対応
- ・認知症や有病高齢者等の要配慮者の受入、障害者等を対象とした予防歯科の実施
- ・市民病院等の入院患者に対する周術期口腔ケアの実施、訪問歯科の充実

市民病院敷地内の建設予定地



風しん対策について

2018年秋頃より風しんが流行しており、感染拡大防止のため、定期接種の機会がなく抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査及び予防接種を実施する旨の骨子が、2018年12月13日付けで国より示されました。予防接種法に基づく定期接種とする方針で、政令改正等の準備が進められているところですが、市は下記のとおり、速やかに且つ丁寧な対応を図ることとします。

1 国の風しん対策の概要

- ① 現在39～56歳男性への抗体検査及び検査の結果、抗体価が低い者への予防接種
- ② 妊娠を希望する女性等への抗体検査

風しんとは

「三日はしか」とも呼ばれ、多くの方は短期間で治りますが、妊娠初期の女性が風しんにかかると出生児が、難聴や白内障、心臓の病気等を持った「先天性風しん症候群（CRS）」を発症する恐れがあります。

風しん報告数

	2016年	2017年	2018年	2019年 (1/16時点)
全国	125人	93人	2,917人	139人
兵庫県	9人	7人	51人	4人
明石市	0人	0人	3人	0人

2 今後の予定

- 3月 広報等による周知
- 4月 39～56歳男性に個別通知で無料クーポン券を配布
※ 個別通知による配布が遅れた場合は、償還払いで対応。
妊娠を希望する女性等には、申込者に対して無料クーポン券を送付

3 事業費

30,000千円

- ※ 平成31年度当初予算に計上。国から財源措置（補助金もしくは交付税等）がされる予定。

4 その他

居住地以外でも風しんの抗体検査や予防接種が受けられるよう、無料クーポン券や受診票、抗体検査等の実施にかかる契約を全国で統一する方向で、厚生労働省が調整中。

明石市自殺対策計画（案）について

1 計画策定の趣旨

明石市自殺対策計画(以下「計画」と略)は、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組む本市として、本人のみならず、家族、地域住民にまで大きな悲しみをもたらす自殺が起きることのないように、市をあげて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「誰もが自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現を目指しまとめました。

2 計画の概要

1) 計画期間 2019年度から2028年度の10年間

2) 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち～自殺ゼロを目指して～」

3) 計画の構成

○第1章 明石市自殺対策計画策定の趣旨等

○第2章 明石市における自殺の現状

○第3章 明石市の自殺対策における取組

<基本的施策>

(1) 相談体制の充実強化

(2) 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化

(3) 地域における支援体制の強化

(4) ライフステージに応じた取組

(5) 自死遺族等遺された人への支援の充実

(6) 自殺防止のための環境整備

4) 本計画の特徴

計画では、「生きることの包括的支援」として自殺対策を推進するために、「生きることの阻害要因(生活困窮、いじめや孤立、精神疾患の未治療等)」を減らし、「生きることの促進要因(信頼できる相談相手、地域における居場所づくり等)」を増やすことを通じて、自殺リスクである生きづらさを低下させ、国際目標である「SDGs」の基本理念である『誰一人置き去りにしない』やさしいまちづくりの実現を図ります。

3 市民への周知について

広報あかし・市ホームページへの掲載や、健康講座等における啓発を実施します。

4 パブリックコメントについて

平成31年1月10日から2月12日まで

5 今後の予定

平成31年3月末策定予定

明石市自殺対策計画（素案）

～誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち～

2019 年度～2028 年度

2018 年（平成 30 年）12 月現在

明石市

目次

第1章 明石市自殺対策計画策定の趣旨等	3
1 策定の趣旨	3
2 本計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の数値目標	4
5 明石市の自殺対策計画の施策体系図	5
第2章 明石市における自殺の現状	6
1 明石市における支援が優先されるべき対象群と5つの特徴	6
2 全国、兵庫県と比較した自殺者数と自殺死亡率の推移	8
3 性別でみた自殺による死亡者の推移	9
4 年齢別でみた自殺による死亡率の推移	9
5 職業別構成比	12
6 自殺の原因・動機	13
7 自殺未遂歴の状況	14
8 自殺企図の手段別	15
9 場所別	16
10 時間帯別	17
11 同居人の有無別の死亡率	18
第3章 明石市の自殺対策における取組	19
1 基本方針	19
2 施策体系	20
3 基本的施策	21
(1) 相談体制の充実強化	21
① 24時間体制での相談機関の周知	21
② ICT（情報通信技術）を活用した相談体制の確保	21
③ 様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の充実	21
④ 相談支援ネットワークの強化	24
(2) 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化	25
① 自殺未遂者、自殺をほのめかす人への支援計画の立案	25
② 自殺未遂者等への支援体制の充実	25
(3) 地域における支援体制の強化	26
① 自殺予防に対する理解の促進	26

② 地域で「気づき・つなぎ・見守り」ができるゲートキーパーの養成と活動支援.....	26
③ 職域との連携.....	27
④ 専門的人材の養成.....	27
⑤ 社会全体での連携した取組の促進.....	27
(4) ライフステージに応じた取組.....	29
① 子ども・若者の自殺対策の推進.....	29
② 若者・中高年の就労支援の充実.....	30
③ 妊産婦への支援の充実.....	31
④ 職域におけるメンタルヘルス対策の推進.....	31
⑤ 高齢者の健康づくりや生きがい事業の充実.....	32
⑥ 高齢者の抑うつ症状への早期支援.....	33
⑦ 介護者への負担軽減.....	33
(5) 自死遺族等遺された人への支援の充実.....	34
① 自死遺族に対する理解の促進.....	34
② 家庭、学校、職場等での対応への支援.....	34
③ 遺族支援団体等との連携.....	34
(6) 自殺防止のための環境整備.....	35
① 自殺、自殺未遂者の実態把握.....	35
② 危機情報の迅速な伝達及び対応の体制構築.....	35
③ 適切な精神科医療の受診確保.....	35
④ 兵庫県いのち対策支援センターとの連携.....	36
(7) 対策の点検と評価.....	37

第1章 明石市自殺対策計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年12月に庁内関係部署を構成員とした「明石市役所庁内自殺予防対策連絡協議会」を設置して、自殺対策の取組を積極的に進めてきました。

このたび、平成28年に改正された自殺対策基本法において、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、本市のこれまでの取組を発展させた自殺対策を推進するため「明石市自殺対策計画」を策定しました。

(1) これまでの取組

自殺の背景には、こころの問題の他、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等様々な社会的要因があります。そこで、本市では、自殺対策として、平成21年に「明石市役所庁内自殺防止対策連絡協議会」を設置し、福祉分野、産業分野、教育分野、消防等と庁内連携体制の構築を図ってきました。

また、平成24年の国の自殺総合対策大綱の見直しや、これまでの取組の課題等を踏まえ、自殺対策強化基金を活用した普及啓発や講演会、市役所の窓口職員への研修や、学校の教職員、民生委員・児童委員向けのゲートキーパー養成等の自殺予防の取組を行ってきました。

(2) 取組の強化

日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、世界の主要先進7か国と比較すると、高い状況にあります。こうしたなか、本市の自殺死亡率は、全国平均よりは低いものの、依然深刻な状況にあることは変わりなく、地域の実情に応じた実践的な取組をさらに強化する必要があります。

本市では、取組の効果に加えて、社会経済状況による影響もあり、自殺死亡者は減少傾向にあります。しかし、各年齢階層別の自殺者数及び自殺死亡率を見ると、19歳以下と30歳代、50歳代が全国や兵庫県より上回っており、子ども・若者、働き盛り層の自殺対策の強化が新たな課題となっています。

2 本計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、「自殺のない社会」の実現を目指すために、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本市では、平成 23 年 6 月に「明石市長期総合計画（第 5 次）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、自殺対策の推進に取り組んできました。「明石市自殺対策計画」は、市の関連計画（地域福祉計画、高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、「2019 年度から 2028 年度までの 10 年間」とし、自殺総合対策大綱の改訂に合わせて、おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、2017 年（平成 29 年）7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026 年までに、自殺死亡률을 2015 年（平成 27 年）と比べて 30% 以上減少させ、世界の主要先進国の現状の水準まで減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針をふまえると、本市の目標値は、2017 年（平成 29 年）の年間の自殺死亡率 14.4（43 人）を、2028 年までにおおむね 30% 程度、すなわち自殺死亡률을約 10.1（約 30 人）まで減少させることとなります。

しかし、市をあげて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向け、自殺ゼロを目指します。

（注 1）

自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日改定）に記載の数値目標の根拠
世界保健機関による先進諸国の自殺死亡率は
フランス 15.1(2013)、米国 13.4(2014)、ドイツ 12.6(2014)、カナダ 11.3(2012)、英国 7.5(2013)、イタリア 7.2(2012)
平成 27 年の全国自殺死亡率 18.5 を 30% 以上減少させると 13.0 以下となる。

<参考>

（注 2）

自殺者数：警察庁「自殺統計」、人口：平成 28 年 10 月 26 日公表の総務省「平成 27 年国勢調査人口等基本集計」に基づく厚生労働省作成資料より

5 明石市の自殺対策計画の施策体系図

<p>《基本理念》</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち</p> <p>～自殺ゼロを目指して～</p>
--

基本目標	基本的施策	施策の方向性
<p>一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されることで、自殺ゼロを目指す。</p>	(1) 相談体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 24時間体制の整備 ② ICTの活用 ③ 自殺のリスク要因を抱える人への相談体制の充実 (生活困窮、経済問題、多重債務、失業、産後うつ、ひとり親、児童虐待、犯罪・性暴力、がん・難病、ひきこもり、精神疾患等生活上の困難を抱える人) ④ 相談支援ネットワークの強化
	(2) ハイリスク者への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺未遂者、自殺をほのめかす人への支援計画の立案 ② 自殺未遂者等への支援体制の充実
	(3) 地域における支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺予防に対する理解の促進 ② 地域で「気づき、つなぎ、見守り」ができる人材（ゲートキーパー）の養成と活動支援 ③ 職域との連携 ④ 専門的人材の育成 ⑤ 連携した取組の推進
	(4) ライフステージに応じた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 子ども・若者の自殺対策の推進 ② 若者・中高年の就労支援の充実 ③ 妊産婦への支援の充実 ④ 職域におけるメンタルヘルス対策の推進 ⑤ 高齢者の健康づくりや生きがいづくり事業の充実 ⑥ 高齢者の抑うつ症状への早期支援 ⑦ 介護者への負担軽減
	(5) 自死遺族等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 自死遺族に対する理解の促進 ② 家庭・学校・職場等での対応の支援 ③ 遺族支援団体等との連携
	(6) 自殺防止のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 自殺、自殺未遂者の実態把握 ② 危機情報の迅速な伝達及び対応の体制構築 ③ 適切な精神科医療の受診確保 ④ 兵庫県いのち対策支援センターとの連携

第2章 明石市における自殺の現状

1 明石市における支援が優先されるべき対象群と5つの特徴

自殺総合対策推進センターの分析から、平成24年～平成28年の5年間に於いて、自殺者数の多い上位5区分が抽出されました。また、本市における自殺の実態を分析した結果、以下の5つの特徴があることがわかりました。本市では、これら上位5区分と市の特徴を踏まえ、支援を進めてまいります。

(1) 明石市において支援が優先されるべき対照群（表1）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	31	11.4%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	26	9.5%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40～59歳有職同居	24	8.8%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	23	8.4%	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性 40～59歳無職同居	21	7.7%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル2017（JSSC2017）より

※1 順位は自殺者数の多さにもとづきます。

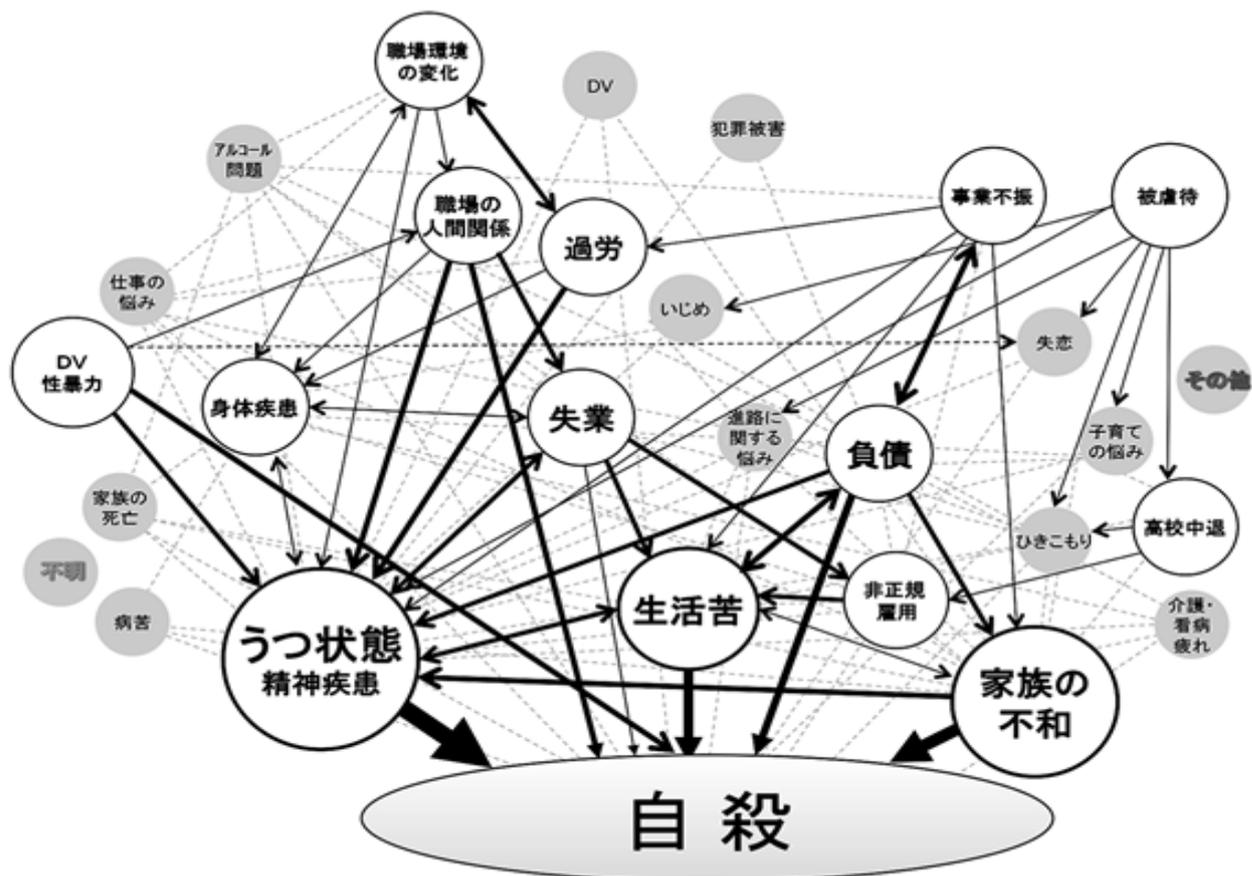
※2 「背景にある主な自殺の危機経路」とは

NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：図1）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（『自殺実態白書2013』（NPO法人ライフリンク））

※3 区分については、自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）を示しています。

表1の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図1. 背景にある主な自殺の危機経路



(2) 明石市における5つの特徴

- ① 男性の自殺は女性のおよそ2倍と多い。
- ② 50代男性の自殺死亡率が全国や兵庫県と比べて高い。
- ③ 自殺の理由は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順に多い。
- ④ 自殺者で未遂経験のある人はおよそ25%で、女性は38%に未遂歴がある。
- ⑤ 「同居人あり」の人が「同居人なし」の人より自殺死亡率が高い。

(3) 明石市における重点的な取組について

以上の本市の現状を踏まえ、働き盛りの50歳代の男性及び健康問題を抱える女性に対する取組を重点的に行う必要があります。加えて、子ども・若者の自殺をなくす取組も重要な課題です。

2 全国、兵庫県と比較した自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は、国、県と比較してやや低値で経過しています。

また、本市内の自殺死亡率は、年々減少傾向にあります。

表 2. 自殺者数と自殺死亡率

(人)

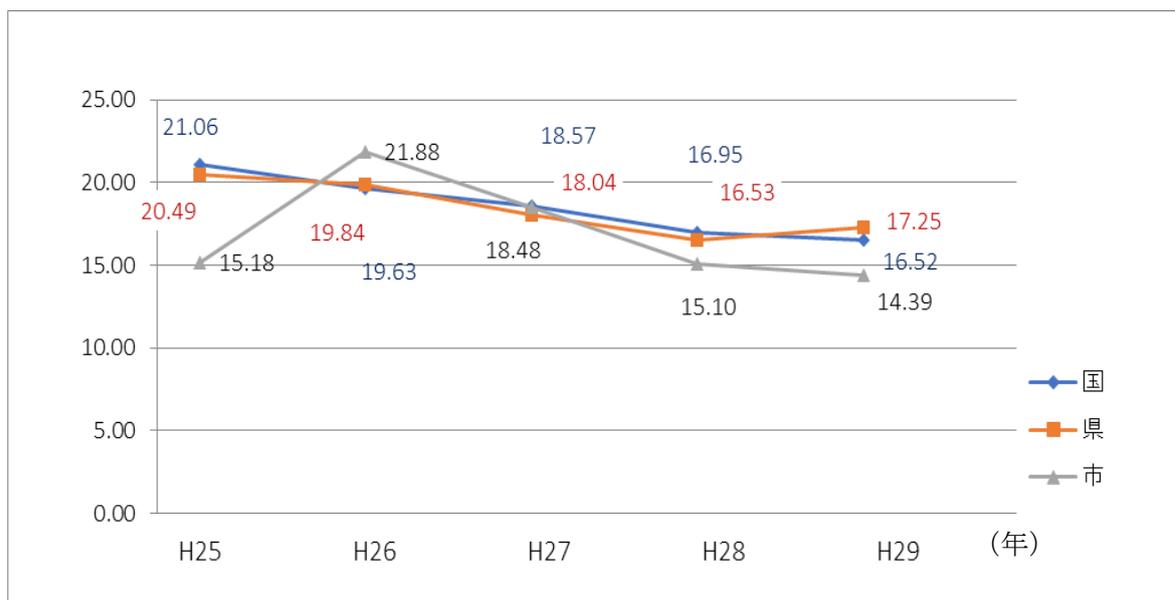
		平成 25～29 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自殺者数	市	253	45	65	55	45	43
	県	5,195	1,160	1,122	1,017	929	967
	国	118,895	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
自殺死亡率	市	17.00	15.18	21.88	18.48	15.10	14.39
	県	18.43	20.49	19.84	18.04	16.53	17.25
	国	18.55	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
人口 ※	市	—	296,512	297,057	297,547	298,059	298,799
	県		5,660,302	5,655,361	5,638,338	5,621,087	5,606,545
	国		128,373,879	128,438,013	128,226,483	128,066,211	127,907,086

※出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

・各年3月31日時点の「市区町村別人口、人口動態及び世帯数」より

・平成26年以降、1月1日時点に変更

図2. 自殺死亡率の推移



3 性別でみた自殺による死亡者の推移

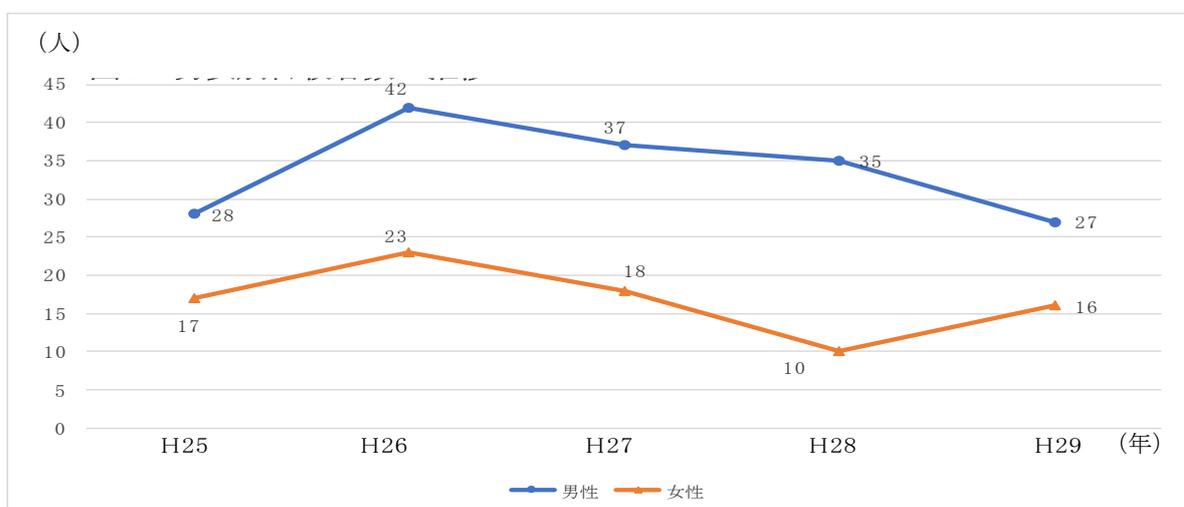
本市の自殺者の男女構成比は、男性 66.8%、女性 33.2%となっています。
 国、県も同様の傾向がみられます。

表3. 男女別自殺者数

(人)

性別	平成 25～29 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
男性	169	28	42	37	35	27
女性	84	17	23	18	10	16

図3. 男女別自殺者数の推移



4 年齢別でみた自殺による死亡率の推移

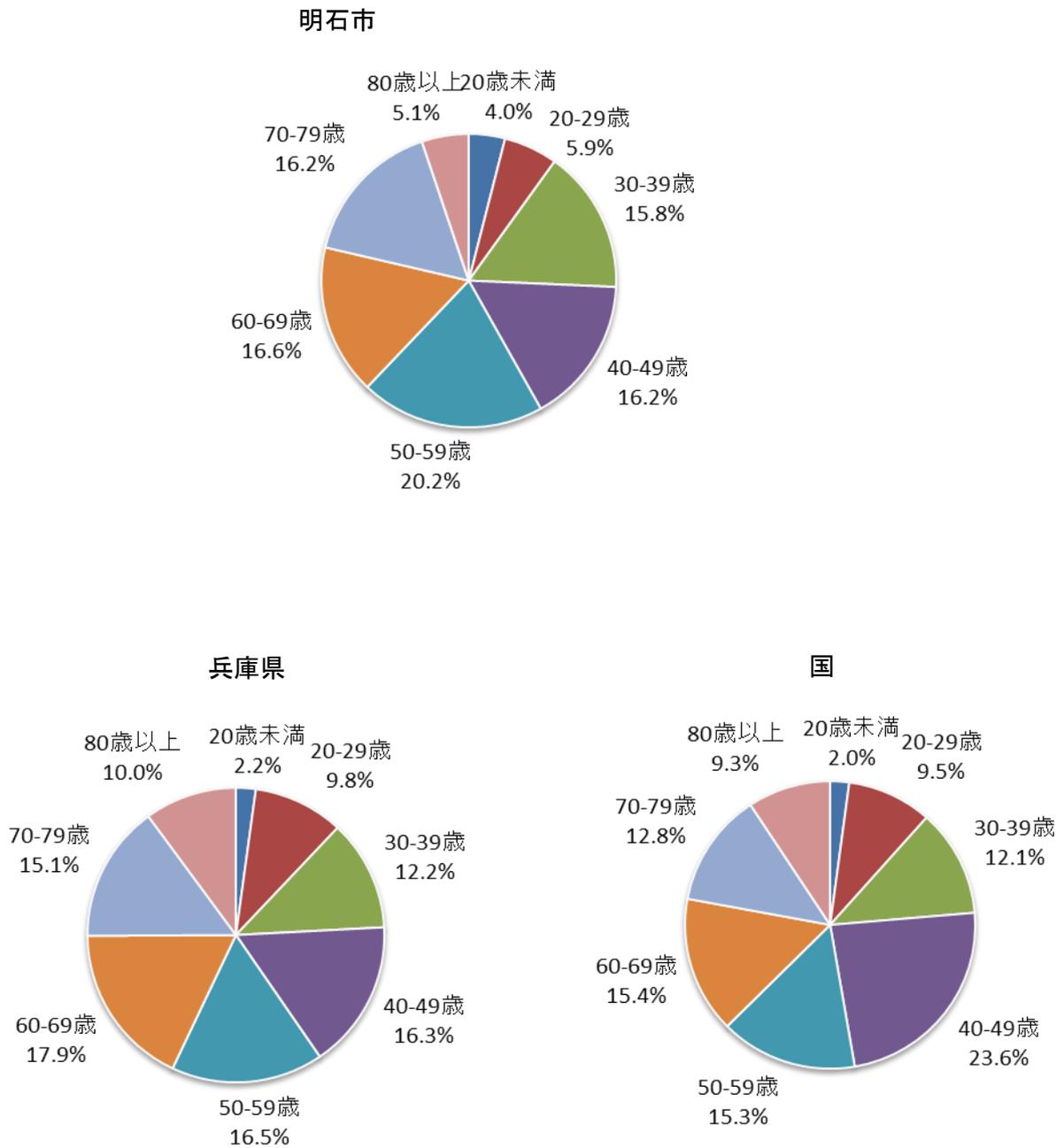
本市の自殺による死亡率は、19歳以下と30歳代、50歳代が全国や兵庫県の数を上回っています。逆に20歳代と40歳代、80歳代以降は国、兵庫県と比較しても低い値となっています。また、60歳代、70歳代が占める割合は年々減少傾向となっています。

また、男女の年代別の割合では、男女ともに50歳代が最も多い値となっています。女性は40歳代から70歳代までは大きな違いはありませんが、男性は50歳代が多い値となっています。

表4. 年代別自殺死亡率

年代	平成25～29年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
～19歳	3.61	2.17	2.41	1.79	2.70	2.39	3.59	2.22	2.35	3.60	2.54	2.44	1.81	1.28	2.31	7.26	2.09	2.55
20～29歳	9.74	17.90	18.40	12.71	18.26	20.44	6.44	20.82	19.85	6.51	15.10	17.64	13.13	17.52	17.01	9.91	17.74	16.95
30～39歳	20.58	18.00	18.79	14.83	17.86	21.05	17.60	18.93	19.80	25.83	18.10	18.44	15.82	16.97	17.36	29.38	18.10	17.02
40～49歳	17.90	20.34	21.53	11.20	23.26	25.17	22.02	22.31	22.79	23.92	18.39	21.46	17.37	17.97	19.68	14.89	19.92	18.79
50～59歳	29.15	25.36	25.32	26.34	29.15	28.53	32.05	25.90	26.71	25.78	25.46	25.40	33.48	20.71	22.93	28.00	25.68	23.03
60～69歳	20.27	23.17	21.71	21.29	26.91	25.49	31.01	26.56	23.51	26.77	24.57	21.74	17.02	17.87	19.65	4.91	19.83	18.14
70～79歳	25.81	25.39	23.93	29.37	30.07	27.72	50.86	25.80	25.24	21.63	24.89	24.42	21.77	25.99	21.35	6.20	20.34	20.97
80歳～	14.09	25.43	24.95	11.77	27.62	28.07	22.92	27.79	26.67	16.42	24.61	25.81	0.00	24.97	22.81	19.76	22.65	21.96
合計	17.00	18.43	18.55	15.18	20.49	21.06	21.88	19.84	19.63	18.48	18.04	18.57	15.10	16.53	16.95	14.39	17.25	16.52

図4. 明石市と県・国の年代別自殺者数の割合 (H25～29)



5 職業別構成比

職業別構成比を平成 25～29 年の 5 か年合計でみると、本市では、年金雇用保険等生活者の割合が 30.4%で最も多く、次いで、被雇用・勤め人が 25.7%、その他無職者 22.9% となっています。兵庫県では、同様の傾向がみられますが、全国では、被雇用・勤め人の割合が最も高くなっています。

また、男女に分けて比較すると、男性は、被雇用・勤め人が 31.3%と最も多く、女性は、年金・雇用保険等生活者が 41.7%と最も多い割合を占めています。

図 5-1. 自殺者の職業別状況 (H25～29)

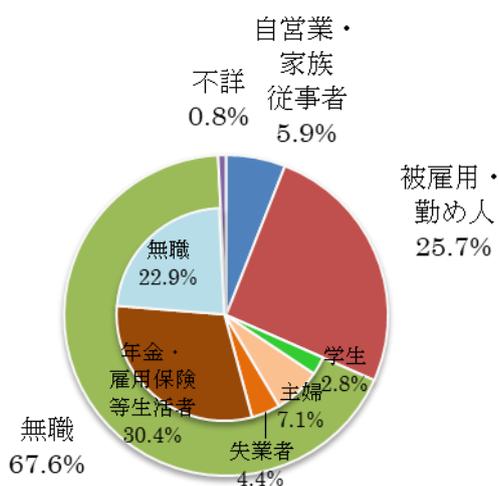


図 5-2. 自殺者の職業別状況 (男性)

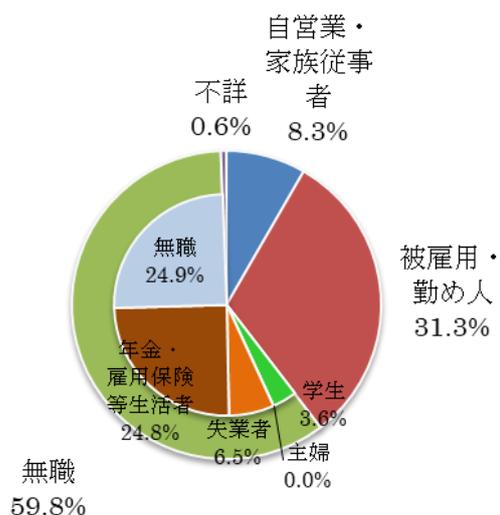
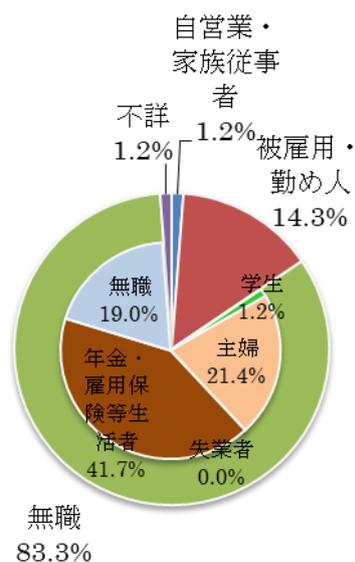


図 5-3. 自殺者の職業別状況 (女性)

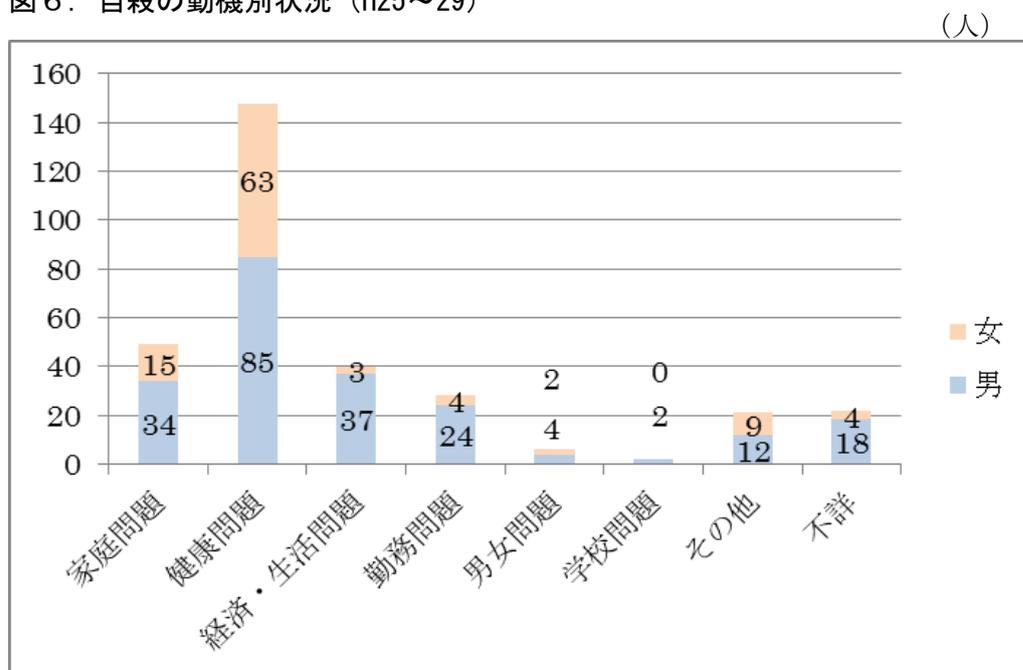


6 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機を平成 25～29 年の 5 か年でみると健康問題が 148 人と最も多く、全体の 46.8%を占めています。次いで、家庭問題（49 人・15.5%）、経済・生活問題（40 人・12.7%）となっています。全国、兵庫県と比較すると家庭問題の割合が高くなっています。

平成 25～29 年の本市の自殺の原因・動機を男女別に比較すると、男性は健康問題が 85 人（39.0%）と最も多く、次いで経済・生活問題が 37 人（17.1%）、家庭問題が 34 人（15.7%）と高い割合を占めています。一方女性は、健康問題が 63 人（63.0%）と最も多く、女性は健康問題が自殺の原因・動機に大きく関与していると考えられます。

図 6. 自殺の動機別状況（H25～29）



7 自殺未遂歴の状況

自殺者の自殺未遂歴の有無を平成 25～29 年の 5 か年合計で見ると、自殺未遂歴のある人は全体の 24.5%となっており、全国や兵庫県も同様の傾向です。

また、男女で比較すると、自殺未遂歴のある人は、男性は 17.7%、女性は 38.1%で男女比に差がみられます。

図 7-1. 自殺未遂歴の状況 (H25～29)

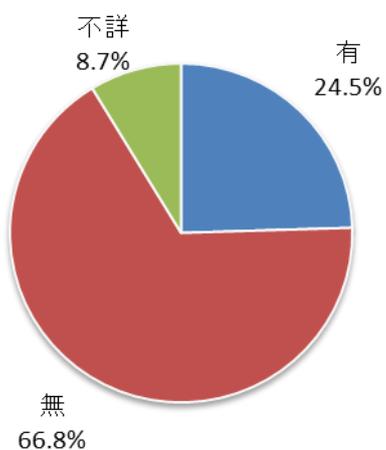


図 7-2. 自殺未遂歴の状況 (男性)

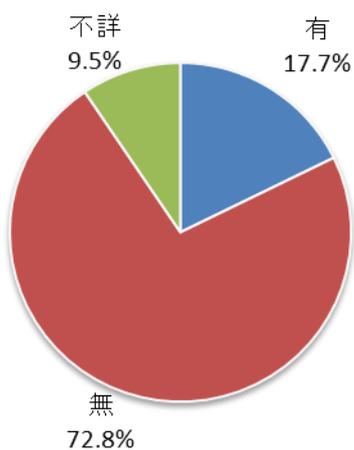
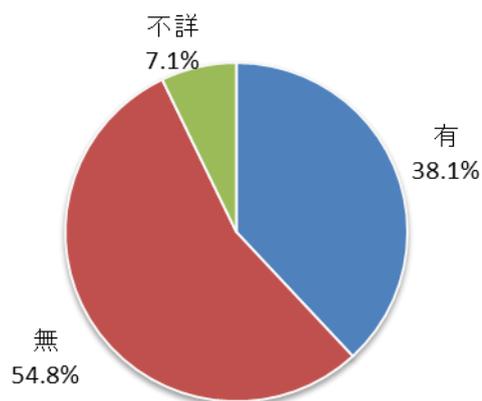


図 7-3. 自殺未遂歴の状況 (女性)



8 自殺企図の手段別

自殺企図の手段別を平成 25～29 年の 5 か年でみると首つりが 54.5%と最も高く、次いで飛び降りが 19.4%、練炭等が 7.9%となっており、全国や兵庫県と比較しても同様の傾向となっています。しかし、全国や兵庫県と比較すると首つりの割合が低く、飛び降りの割合が高くなっています。

図 8-1. 自殺企図の手段別状況 (H25～29)

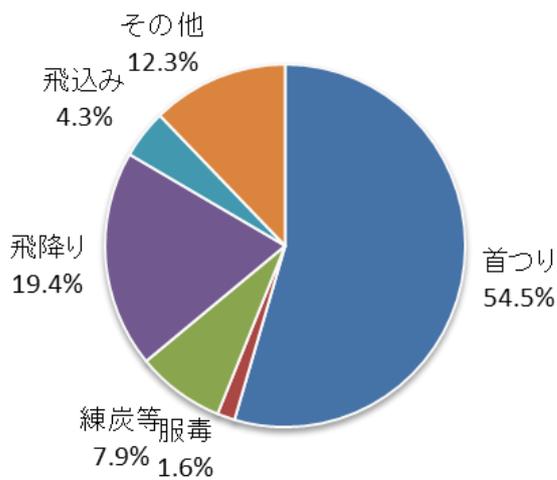


図 8-2. 自殺企図の手段別状況 (男性)

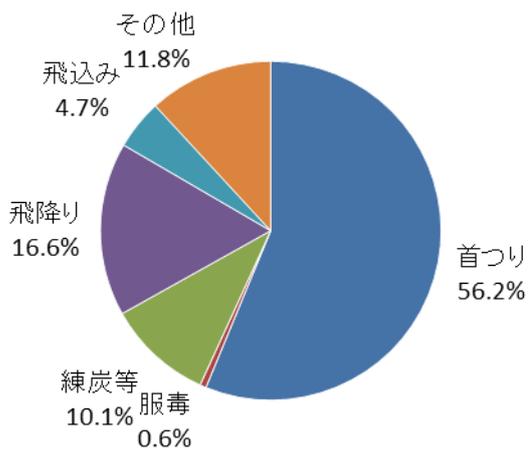
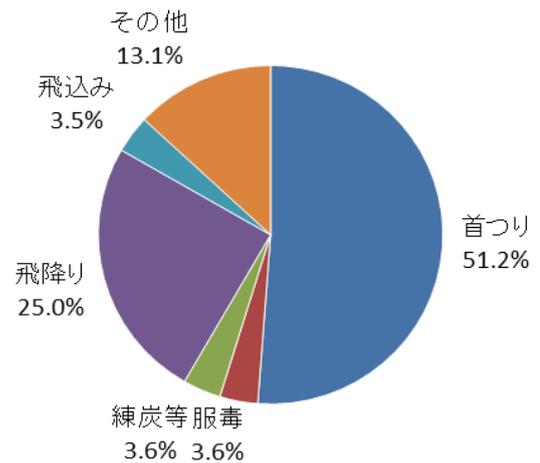


図 8-3. 自殺企図の手段別状況 (女性)



9 場所別

場所別に平成 25～29 年の 5 か年でみると、自宅等が最も多く、次いでその他、高層ビル、乗物の順になっています。国や県も同様の傾向ですが、本市は、海（湖）河川の割合が高い値となっています。

また、男女で比較すると、男性は自宅等が 50.3%となっており、次いで高層ビル、乗り物が 10.1%、9.5%となっています。一方、女性は自宅等が 59.5%と高く、次いで高層ビル 21.4%となっています。女性は、高層ビルからの飛び降りが男性よりも高くなっています。

図 9-1. 場所別自殺者数の状況（H25～29）

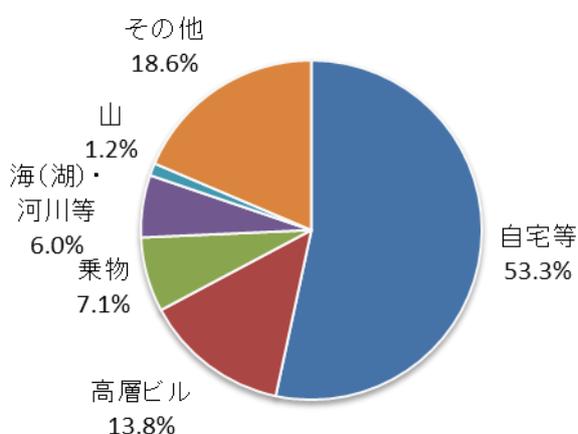


図 9-2. 場所別自殺者数の状況（男性）

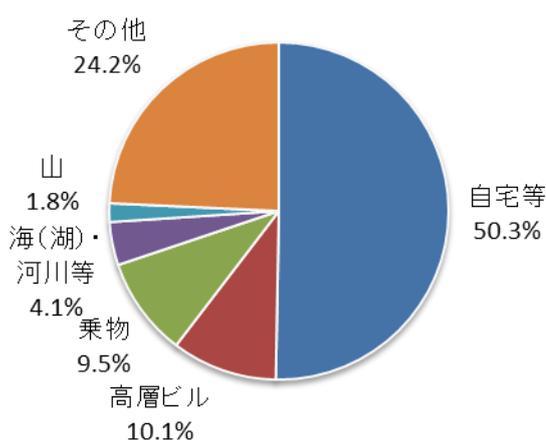
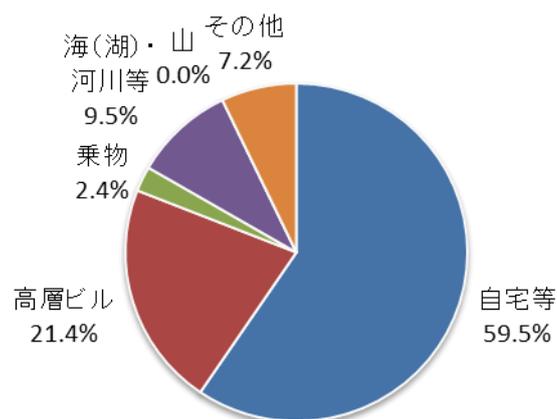


図 9-3. 場所別自殺者数の状況（女性）

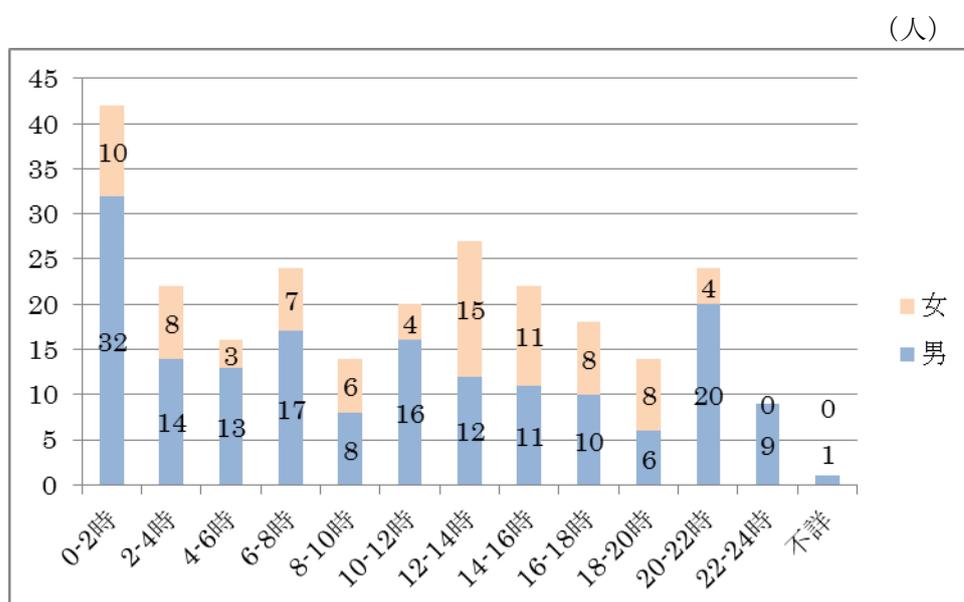


10 時間帯別

時間帯別に平成 25～29 年の 5 か年でみると、0-2 時が最も多く、次いで 12-14 時、6-8 時、20-22 時となっています。兵庫県では同様の傾向がみられますが、全国的には 12-14 時の時間帯が最も多い時間帯となっています。

また、男女で比較すると、男性では 0-2 時が 18.9%と最も多く、次いで 20-22 時が 11.8%、6-8 時が 10.1%となっています。女性では 12-14 時が 17.9%と最も多く、次いで 14-16 時が 13.1%となっています。男性は女性と比較して、深夜や早朝に自殺が多い傾向がみられ、逆に女性は昼間の時間帯に割合が高い傾向がみられました。

図 10. 時間帯別自殺者数 (H25～29)



11 同居人の有無別の自殺死亡率

同居人の有無別による自殺死亡率は、同居人ありの割合は 65.6%で、同居人なしは 34.0%となっています。男女別でみると、男性の方が女性と比較して同居人なしの割合が高くなっています。全国と兵庫県も同様の傾向となっています。

図 11-1. 同居人の有無の状況 (H25~29)

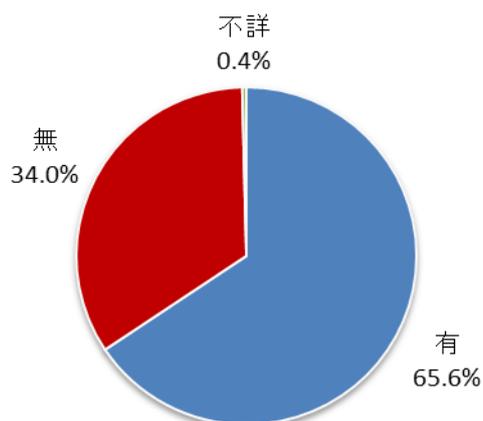


図 11-2. 同居人の有無の状況 (男性)

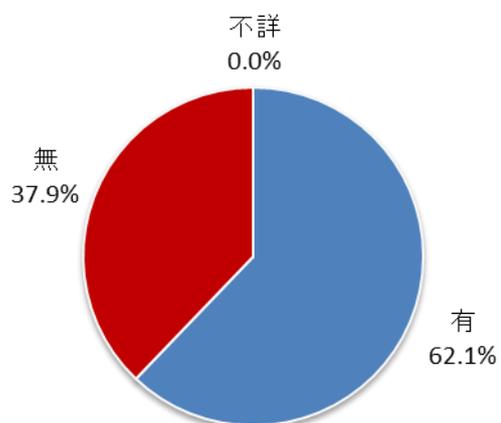
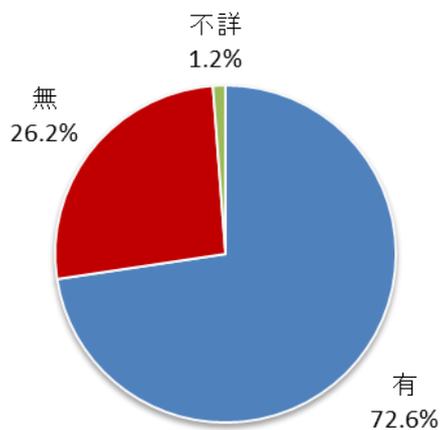


図 11-3. 同居人の有無の状況 (女性)



第3章 明石市の自殺対策における取組

1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、また、年間50人弱の自殺による死亡があるといった深刻な本市の現状を踏まえ、以下の3点を、自殺対策における基本方針とします。

(1) 「生きることの包括的な支援」として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害因子（自殺のリスク）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害因子」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

(2) 相談支援ネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・学校・職場環境等様々な要因と、本人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関連施策、多様な人々や組織が密接に連携する必要があります。

特に、生活困窮者自立支援制度やいじめ防止対策、ひきこもり対策、過重労働対策等は、自殺対策と共通する部分が多くあり、これらの施策との連携強化が必要です。

また、あらゆる相談窓口が自殺予防の包括的な支援の入り口となり、支援が行えるよう、適切な相談機関につなぐための仕組みを構築し、「生きることの包括的な支援」を強化します。

(3) ライフステージ等に応じたきめ細やかな対策を推進

自殺の原因となるリスク要因は、多種多様です。さらに、「子ども・若者」におけるいじめやひきこもり、「中高年層」における失業や経営失敗、多重債務、「高齢者層」における健康問題や孤独感等、年齢階層ごとに特徴的なリスク要因が顕在します。

全世代を通じた様々なリスク要因に対する適切な対応策を講じていくことに加え、ライフステージに応じた特有の課題に対してもきめ細かな対策を推進します。

2 施策体系

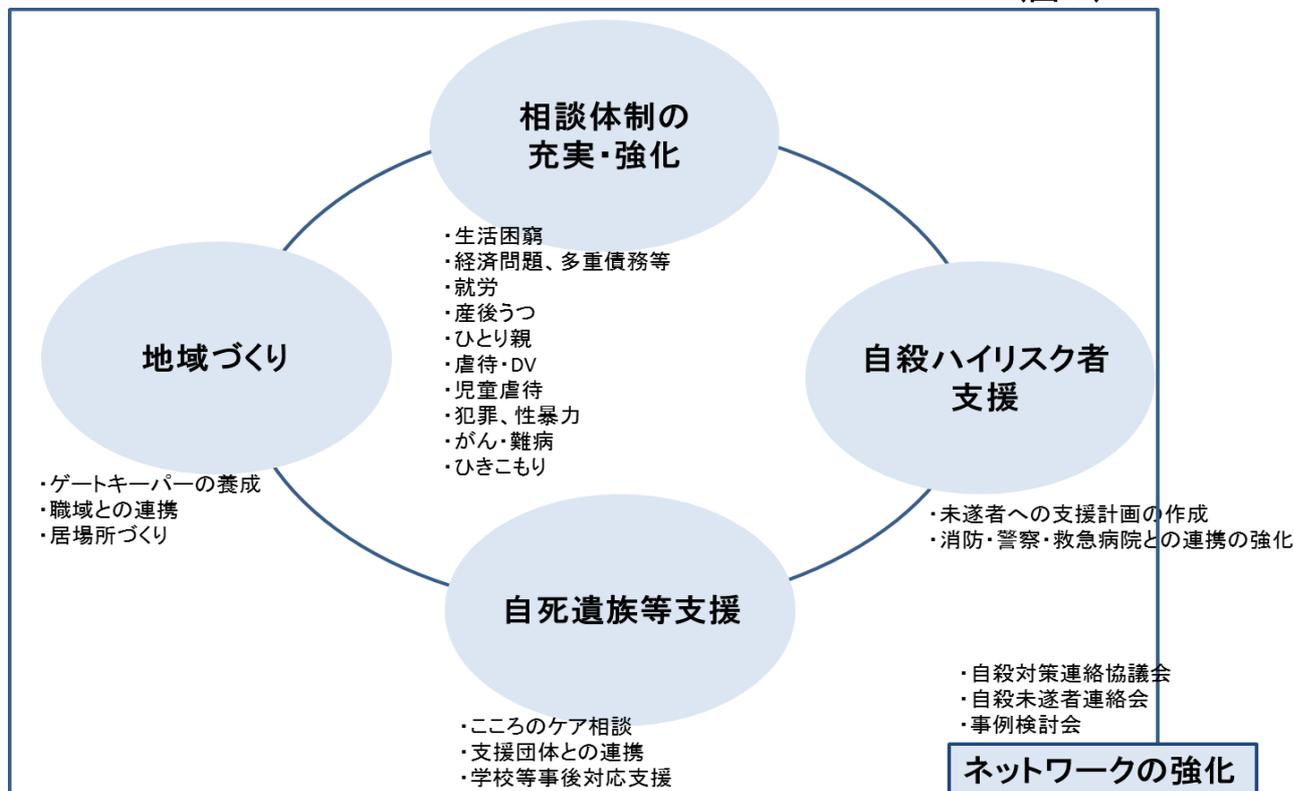
本市の自殺対策は、取組の基本方針に基づき、全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、以下の4つの柱により取組を進めます。

- (1) 各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施
- (2) 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化
- (3) 地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進
- (4) 遺族等遺された人への支援

「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち～自殺ゼロを目指して～」の基本理念の下、国の定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村で取り組むべきとされている基本施策の、地域におけるネットワークの強化や住民への啓発等による地域づくりに取り組みます。

基本施策は、地域での自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。さらに、高齢者や生活困窮者への支援に加え、自殺のリスク要因となっている勤務問題や、子ども・若者向けの対策、自死遺族支援等、それぞれの対象に関わる様々な施策を展開することで、本市の自殺対策を「生きることの包括的支援」として推進していきます。(図1)

(図1)



3 基本的施策

(1) 相談体制の充実・強化

自殺の原因は健康問題、経済問題等多岐にわたり、複雑に絡み合っているため、その解決には様々な関係機関等が関与する必要があります。このため、本市で実施するところのケア相談等各種専門職による相談等の充実を図るとともに、各種相談窓口との連携を推進し、自殺リスク要因を抱える人への相談体制の充実を図ります。

① 24時間体制での相談機関の周知

自殺は時間、曜日を問わず発生することから、24時間の相談に対応できることが重要となります。兵庫県が支援し、民間団体の実施する「いのちの電話」や相談窓口の少ない夜間帯や休日でも対応する「いのちと心のサポートダイヤル」の周知に努めます。

《主な取組事業》

- いのちの電話（県いのち対策室）
- いのちと心のサポートダイヤル（県いのち対策室）
- 夜間休日電話法律相談（県弁護士会）
- 子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル（子育て支援課）

② ICT（情報通信技術）を活用した相談体制の確保

現在では、子どもや若者から中高年層までコミュニケーションの手段としたSNSを活用する人が多いことを踏まえ、相談窓口等の情報についてICTを活用して積極的に発信していきます。さらに、電話や面談、訪問の相談だけでなく、日常的に利用しているコミュニケーション手段（SNS等）を活用した相談の機会を確保できるよう、検討します。

③ 様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の充実

社会全体の自殺リスクを低下させるため、自殺のリスク要因となる様々な悩みや問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実を図ります。

ア 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な相談支援を行うとともに、「ワークサポートあかし」等の関係機関とも緊密に連携し、本人の状況に応じた効果的かつ効率的な支援を行います。

イ 経済問題等に係る相談の実施

解雇や多重債務、生活保護、家庭の問題等、生活上のトラブルを抱えたときに法律で解決できる悩みへの相談に対応するため、弁護士による法律相談を実施します。

ウ 多重債務者に対する相談支援の周知

多重債務に関しては、市の相談窓口（消費生活センター）及び県の相談窓口（生活科学総合センター、地域消費生活センター、さわやか県民相談、消費者金融相談）等における日常的な相談窓口の周知を図ります。

また、国の多重債務者対策本部が多重債務者の救済・支援について取り組むべき具体的な施策をとりまとめた「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月30日決定）に基づき、多重債務者に対する債務整理や生活再建のためのカウンセリング体制、生きていくための資金を調達するセーフティネット貸付等の様々な支援の周知を図ります。

エ 失業者に対する相談窓口の周知

ハローワーク明石において、求人情報の提供や面接相談会等の開催に加え、就職活動に伴う心理的な相談等、就職活動に伴う様々な相談に対応します。その中でこころのケアが必要な人へは保健所や医療機関を紹介する等、切れ目のない支援を行います。また、ハローワークと保健所との連絡会を行い、連携を強化します。

県が設置・運営する、ひょうご・しごと情報広場、若者しごと倶楽部（ジョブカフェひょうご）の窓口において、きめ細かなカウンセリング・職業相談を実施し、早期の再就職を支援します。

オ 産後の抑うつ症状への支援の充実

産後うつ等については、新生児訪問指導時に「産後うつ病のスクリーニング（EPDS）」を実施し、早期介入・継続支援を行い、適宜、医療・福祉の関係機関と連携して必要な支援を行います。

また、医療機関との連携では、「養育支援ネット推進事業」として、研修会の開催や医療機関への訪問を行い、医療機関からも情報提供が得られるよう連携を強化し、支援体制の構築を図ります。

カ ひとり親家庭の悩みに対する相談窓口の充実

子育てと生計の維持を一人で担う、ひとり親家庭の子育て・生活に関する悩みや就業に関する様々な悩みに対して、母子・父子自立支援員が相談に応じ、

必要時、他の支援機関と連携しながら総合的・包括的な支援を推進します。また、ハローワーク明石では、ひとり親家庭の就労支援として、専門の相談員を配置し、相談対応を行っており、相談窓口の周知と連携を図ります。

キ 児童虐待の被害児への相談支援の充実

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、明石こどもセンター（児童相談所）を中心とした相談支援の体制を強化します。

ク 犯罪・性暴力の被害者への相談支援の充実

配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者は、被害に遭っても誰にも相談できないケースが少なくないことから、被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や配偶者暴力相談支援センター等関係機関による支援の連携を強化します。併せて、自殺対策に係る電話相談や民間支援団体による支援窓口、困難を抱えた女性の支援窓口との連携を図ります。

ケ がん患者や難病等慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした相談体制の充実と周知を行います。また、難病等慢性疾患に苦しむ患者等からの相談に対して、適切な医療が受けられるよう医療情報等の提供を行います。

さらに、ハローワーク明石では、長期療養就職支援窓口を設置し、治療後の回復期から、生活設計の一環として就労支援を実施しているため、周知に努めます。

コ ひきこもり当事者等に対する支援体制の充実

長期化、高齢化が進むひきこもり当事者や家族への支援として、全年齢を対象として、電話、来所、訪問（アウトリーチ型支援）を実施します。また、ハローワーク明石における職業訓練等を通じた就職支援との連携を図ります。

サ 精神疾患に関わる相談体制の充実

㊦ うつ病等の早期支援

訪問指導や出前健診、健康相談の機会、介護福祉現場において、うつ病等の治療が必要な人を早期に精神科医療につなぎ、継続して治療を受けられるよう支援します。

① うつ病以外の精神疾患等に対する支援

精神科医、臨床心理士等によるこころのケア相談や保健師、精神保健福祉士等のアウトリーチによる相談支援を実施します。

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験等により深刻な生きづらさを抱える者については、関係機関等との連携強化により適切な医療や相談機関につなげるとともに継続した支援を行います。

《主な取組事業》

- 経済問題等に係る相談体制の充実（生活福祉課・市民相談室、ハローワーク明石）
- 消費生活相談、多重債務者対策の推進（市民相談室・兵庫県消費生活課）
- 生活困窮者自立支援事業の実施（生活福祉課、ハローワーク明石）
- 多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業（地域総合支援室）
- DV、配偶者からの暴力に関する相談（配偶者暴力相談支援センター）
- ひとり親家庭相談、ひとり親家庭総合支援事業の実施（児童福祉課）
- 新生児訪問指導、養育支援ネットの推進事業、乳児家庭全戸訪問事業
（こども健康課）
- こどもすこやかネットの推進（子育て支援課）

④ 相談支援ネットワークの強化

自殺は、複数のリスク要因が複合的に連鎖して起こることが多いことを考慮し、地域で、自殺リスク要因に関わるあらゆる相談窓口が自殺予防の包括的な支援の入り口となり、連携支援が行えるよう、関係機関と連携して適切な相談機関につなぐための仕組みづくりを検討します。

「明石市自殺対策連絡協議会」の開催により、関係機関の相談窓口や関係団体との相互の連携強化を図り、相談支援を実施する窓口が有機的に連携するネットワークの強化を推進します。

(2) 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化

① 自殺未遂者、自殺をほのめかす人への支援計画の立案

自殺未遂者、自殺をほのめかす人が自殺を考える背景には、単一な要因ではなく様々な要因がからんで、自殺以外の考えができない視野狭窄、死ぬことと生きることの間で考えが揺れる両価的な考えがあることがわかっています。

そこで、医療機関や相談機関から自殺未遂者や自殺を考える人の相談、連絡をもらった際は、自殺の危険度のリスク評価と複合的な要因に対してアセスメントを行い、その人に合った目標や個別支援等のプランニングを行い、“生きる支援”を行います。

② 自殺未遂者等への支援体制の充実

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域の保健・医療・福祉等社会資源に応じた支援対策を推進します。また、自殺未遂者を見守る家族をはじめ、身近な支援者への支援の充実を図ります。

ア 救急医療に携わる関係者等への研修の実施

自殺未遂者に対する精神的ケアを含めた支援を行うために、救急医療に携わる看護師、精神保健福祉士をはじめとした医療関係者や地域の保健福祉関係者に対して、資質向上を図るための研修を実施します。

イ 救急医療施設における自殺未遂者支援

救命救急センター等に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防止するため、医療機関において心身両面でのケアを提供するとともに、急性期の治療が終了した後も、継続した支援が行えるよう、地域の医療機関等適切な相談窓口につなぐ体制づくりや継続した相談支援に取り組みます。

《主な取組事業》

- 自殺未遂者支援事業（健康推進課）

(3) 地域における支援体制の強化

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。こうしたことから、市民一人ひとりが、自殺を考えている人の存在に気づき、専門職につなぎ、見守っていくという、自殺対策における市民一人ひとりの役割の重要性について理解を促すため、研修や広報活動を通じた啓発事業を展開します。

さらに、様々な分野で関わる専門職等や自殺リスク要因に関わる各種相談窓口の相談員に対して自殺予防の意識啓発を図るとともに、相談支援の質の向上を図ります。

① 自殺予防に対する理解の促進

自殺や精神疾患に係る正しい知識の普及を図るため、市民の参画と協働による啓発活動を推進し、自殺の危険を示すサインや危険に気づいた時の対応方法等について市民の理解を促進します。

特に、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）にあわせて、関係団体と連携してキャンペーンを展開します。

また、自殺や自殺関連事象に関する間違っただけの社会通念からの脱却と市民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力を高めるため、支援を必要としている人が適切な支援機関等に辿り着けるよう、インターネットやSNS等のICT（情報通信技術）を活用した自殺予防情報の発信を強化します。

《主な取組事業》

- 自殺予防に係る広報・啓発事業（健康推進課・広報課）
- メンタルヘルスに関する出前講座（健康推進課）

② 地域で「気づき・つなぎ・見守り」ができるゲートキーパーの養成と活動支援

自殺のリスク要因を抱える人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及するとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門職につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。

また、養成されたゲートキーパーが地域において関係機関を周知する等の活動を支援します。

《主な取組事業》

- ゲートキーパー養成研修の実施と活動支援（健康推進課・関係機関）

③ 職域との連携

中高年、特に男性は相談機関とつながりにくく、また、事業所においても従業員のメンタルヘルス対策が進みにくい現状があります。近年は職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、新たな自殺総合対策大綱や本市の現状においても、勤務に悩みを抱えた人への支援は重要課題となっています。適切な相談・支援先につながるよう、相談窓口の周知や職域におけるゲートキーパー養成研修の実施等、県や兵庫産業保健総合支援センター、職域団体等と連携しながら、積極的な取組を進めていきます。

《主な取組事業》

- 中小企業経営者に対する相談窓口の周知（健康推進課・関係機関）

④ 専門的人材の養成

ア 自殺対策に従事する保健・医療・福祉等専門職員の資質向上

自殺対策に従事する職員等が援助を求められた場合に、そのこころの痛み適切に対処できるよう、実践的な援助力を育成するための事例検討会や研修を実施します。

イ 自殺のリスク要因に関わる各種相談窓口の相談員の資質向上

生活困窮者自立相談支援の窓口、消費生活センターの多重債務相談窓口、ハローワーク明石の相談窓口等の相談員に対し、自殺予防についての基礎的な知識の普及を促進します。

《主な取組事業》

- 関係課や関係機関の既存研修を活用した人材育成の場の開拓（健康推進課）
- 自殺対策に関わる専門研修等の実施（健康推進課）
- ※地域総合支援センター職員、介護支援専門員、ボランティア団体 等

⑤ 社会全体での連携した取組の促進

ア 居場所づくりと連携した支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者との離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、地域の関係団体等との連携を図りながら、孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

イ 相談窓口や支援策の周知

自殺のリスク要因となる様々な悩みや問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、地域における関係機関の幅広い連携により、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）において重点的に相談窓口や支援策等を周知します。

《主な取組事業》

- 市民対応職員等への自殺予防研修の実施（健康推進課）
- 各地域における自殺対策事業（健康推進課）
- こども夢文庫、あかし子育て相談室（子育て支援課）
- AKASHIユーススペース（子育て支援課）
- 地域支え合いの家設置運営事業（地域総合支援室）

(4) ライフステージに応じた取組

① 子ども・若者の自殺対策の推進

全国的にみると10代から30代までの死因の1位は「自殺」であり、当市の現状からも子ども・若者対策は重要な課題です。特に思春期は、精神面が不安定で、問題を抱えたときの解決の幅が狭い、衝動性が高い等の課題があります。仕事や職場における多様な人間関係を経験し始める年代では「勤務問題」による影響も重要な自殺の要因と考えられます。また、結婚、出産、子育て等のライフイベントによる変化の影響も受けやすい階層です。このような子ども・若者特有の課題に応じた自殺対策の取組を推進します。

ア 命の大切さが実感できる教育・学習の推進

㊦ 体験活動の推進

子どもたちに豊かな人間性や社会性等を育むため、自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動をはじめ、発達段階に応じた体験活動を推進します。

㊧ 道徳教育の推進

道徳の時間（「特別の教科 道徳」）等の指導内容や指導方法等の工夫改善を図り、児童生徒が自己の生き方について考えを深める「考え、議論する道徳」を目指します。また、児童生徒の発達段階に応じた「命の大切さを実感させる教育プログラム」の普及・活用を図る等、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培いながら、実生活に活かすことができるよう、児童生徒の内面に根ざした道徳教育を推進します。

㊨ 人権教育の推進

すべての児童生徒が様々な体験活動や交流を通して、人権尊重への理解を深め、自己実現と共生をめざし、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成する人権教育を推進します。

㊩ 環境学習・教育の推進

自然とのふれあいや身近な生活のなかで、環境について幅広く関心を持ち、理解を深めるとともに、自然に対する感性や命を尊ぶ心をはぐくむ環境学習・教育を推進します。

㊪ 学校で取り組む自殺予防への支援

若者の自殺対策の関心を高め、同世代の周囲の若者への意識啓発を図る等、取

組を推進します。

《主な取組事業》

- 明石市立図書館・西部図書館の利活用（政策室）
- わくわく地域未来塾運営（青少年教育課）
- 教職員向けの自殺予防研修（児童生徒支援課）

イ いじめによる自殺の予防

いじめを苦にした自殺が起きないように、いじめの未然防止期対応に向け、いじめ対策とも連動して自殺対策を行います。「いじめは絶対に許されないことだが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という認識のもと、教育委員会や学校と連携し対応します。

《主な取組事業》

- いじめ防止対策事業（児童生徒支援課）
- 教育相談（児童生徒支援課）

ウ 青少年のこころの問題に対する取組の推進

友人、学校等の人間関係、進路等で悩む青少年のこころの問題に総合的に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生徒指導相談員を配置し、こころの相談に対応します。

また、ひきこもり者へは、精神保健福祉センター等の技術的支援を受けながら、相談支援の実施や、関係機関・団体による情報交換等一層の連携推進を図ります。

《主な取組事業》

- 兵庫ひきこもり相談支援センター等相談窓口の周知（健康推進課等）

② 若者・中高年の就労支援の充実

就職活動の複雑多様化や雇用のミスマッチ等、若者を取り巻く就労環境による悩みに適切に対応するとともに、個々のニーズに応じた就職・再就労に関する相談・支援ができるよう、あかし若者サポートステーションやハローワーク明石と連携のうえ実施します。また、大学・高校等との連携により就職・定着支援につなげます。

さらに、ニートをはじめとした若年無業者に対しては、「あかし若者サポートステーション」等と連携し、セミナー、出張相談、職場体験等を通じ、社会参加を支援します。

《主な取組事業》

- あかし若者サポートステーション事業との連携（健康推進課）

③ 妊産婦への支援の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に専門職が全妊婦に面接を実施し、支援の必要な妊婦を把握することで、安心・安全な出産を迎えるための支援を行います。

出産後は、乳児全戸訪問事業や新生児訪問指導において、育児に必要な支援や子育てに関する情報を提供することにより、子育ての孤立を防ぎ、産後のメンタルヘルスにおける心身のケアや育児サポートの重要性の啓発と周知に努めます。

また、継続した支援を必要とする妊産婦については、訪問に加え、医療・福祉の関係機関と連携して安心して子育てができるサポート体制を確保することで、妊娠期から子育て期にかけて専門職が切れ目のない支援を行い、安心して産み育てることができる支援体制の構築を図ります。

《主な取組事業》

- 全妊婦面接、産前産後サポート事業等の子育て世代包括支援センター業務
(こども健康課)
- 新生児訪問指導、乳児全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業（こども健康課）
- 不妊・不育治療費助成事業（保健総務課）

④ 職域におけるメンタルヘルス対策の推進

ア すべての事業所でのストレスチェックの普及啓発

労働安全衛生法の改正により、平成 27 年 12 月からは、労働者が 50 人以上の事業所では、毎年 1 回ストレスチェックが義務付けられました。今後は、労働者が 49 人以下の小規模事業所においても、ストレスチェックをはじめとしたメンタルヘルス対策が充実されるよう、明石労働者福協議会・明石市医師会等と連携して、事業所等への啓発を行います。

イ 産業保健総合支援センターや地域窓口の利用推進

兵庫産業保健総合支援センターや地域産業保健総合支援センターの提供する健康指導、健康相談をはじめとした産業保健サービスの利用を推進し、労働者の心身の健康の保持増進を図ります。

ウ 産業保健の充実

産業医や産業保健師等を中心とした産業保健の充実を図り、事業所のメンタル

ヘルス対策や長時間労働是正対策を推進するとともに、産業保健と地域保健の連携を推進します。

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を充実します。

エ ハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等を予防するための周知・啓発を図るとともに、ハラスメント等の相談窓口の設置の推進を図ります。

オ ワーク・ライフ・バランス（WLB）の啓発推進

「ひょうご仕事と生活センター」における、企業に向けた啓発や先進事例の情報発信、相談・研修等の実施による、長時間労働の縮減や職場環境の見直し等でのWLBに配慮した働きやすい環境づくりを推進します。

特に、過労死等防止啓発月間（11月）に合わせ、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン月間を設定し、市民向けの講演会等を行い、WLBへの理解の促進や気運の醸成を図ります。

《主な取組事業》

- ワーク・ライフ・バランスの推進（男女共同参画課）
- 庁内職員・学校職員の健康管理（職員室・学校教育課）
- 学校職員ストレスチェック（学校教育課）
- ひょうご仕事と生活センター事業の推進（県労政福祉課）

⑤ 高齢者の健康づくりや生きがい事業の充実

高齢者が地域とのつながりや役割をもち、支え合いながら自分らしく暮らせるよう、市民の主体的な健康づくりや生きがいづくり活動を支援し、地域の居場所づくりを推進します。

また、元気高齢者が長年培った知識、経験、技能等を生かしたコミュニティビジネスやボランティア等の取組も支援します。

高齢者のうつや閉じこもりを予防する観点から、地域のなかで生きがいや役割を持って生活できる地域社会づくりや高齢者の見守り、声かけを推進します。

《主な取組事業》

- 高年クラブ活動支援事業（高年介護室）

- シニアいきいきパスポートの交付（高年介護室）
- 自主グループ活動支援（地域総合支援室）

⑥ 高齢者の抑うつ症状への早期支援

高齢者は、身体疾患や配偶者をはじめとした家族との死別や離別等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。抑うつ症状や閉じこもり等の高齢者を把握した場合、自殺予防の観点からも、関係機関と連携し、適切な医療機関につなげます。また、対応が必要な高齢者を広範囲に把握できるよう、関係機関と連携を推進します。

⑦ 介護者への負担軽減

高齢者を介護する者の身体的、精神的な負担の軽減のため、介護者の集い等の取組の充実を図ります。特に、自宅での生活を希望する中重度の要介護高齢者のニーズに応えるとともに、介護を行う家族の負担軽減にも資する 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護事業所の充実を図ります。

《主な取組事業》

- 介護支援専門員等への自殺予防研修の実施（健康推進課）
- 認知症家族会・あった会の開催（高年介護室）
- 介護相談（高年介護室）

(5) 自死遺族等遺された人への支援の充実

自殺が突然生じると、親族をはじめ、職場、学校等における身近な人々は強烈な心理的打撃を受けることから、影響をできる限り少なくするための支援を実施します。

① 自死遺族に対する理解の促進

自死遺族は「自死」であることを対外的には語りにくく、社会で孤立する傾向があるため、保健・医療・福祉関係者を中心とした支援者を対象にグリーフケア等の研修を実施し、遺族ケアの重要性についての理解を促進します。

《主な取組事業》

- グリーフケア研修、支援者向けの講演会の実施（健康推進課）

② 家庭、学校、職場等での対応への支援

自殺未遂・自殺の発生直後の周囲の人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう、職場や学校における対応マニュアルの普及といった、適切な事後対応を支援します。

また、自死遺族等で眠れない等の症状がある人への相談、治療を支援します。その中でもPTSDの症状がある人に対しては、必要に応じて兵庫県立こころのケアセンターと連携をしながら、治療を支援します。

《主な取組事業》

- 自殺による対応支援（健康推進課）
- 学校における自殺の事後対応支援（児童生徒支援課）
- PTSD症状のある人の治療（兵庫県立こころのケアセンター）

③ 遺族支援団体等との連携

遺族支援団体等は自死遺族等が死別による悲嘆と向き合い回復をしていく中で、重要な役割を果たす一つの社会資源となります。そこで遺族支援団体等と連携を図りながら、支援策を検討します。

《主な取組事業》

- 自死遺族支援団体等との連携（健康推進課）

(6) 自殺防止のための環境整備

① 自殺、自殺未遂者の実態把握

自殺対策を効果的に推進するため、消防局、明石警察署、医療機関の情報から性別や年代別等の自殺や自殺未遂の現状、その背景にあるものを明らかにするように努めます。

そして本市の自殺、自殺未遂者の実態を多面的に分析して、自殺対策計画の総合的な推進に活用します。

《主な取組事業》

- 自殺、自殺未遂者の情報共有（国、県、消防局、明石警察署、健康推進課）
- 自殺、自殺未遂者のデータ分析（健康推進課）

② 危機情報の迅速な伝達及び対応の体制構築

自殺未遂者の再企図防止のために早期から対象者に支援を開始することを目的に、医療機関、消防局、明石警察署等と情報共有や話し合いを行い、緊急対応時の情報伝達、窓口へ繋ぐための情報提供の仕方、体制構築等を図っていきます。

《主な取組事業》

- 自殺対策連絡協議会の開催（庁内関係各課、関係機関）
- 自殺未遂者連絡会の開催（消防局、明石警察署、健康推進課）

③ 適切な精神科医療の受診確保

自殺や自殺未遂の背景にはうつ状態があることが多いと言われており、これらを発見した支援者や医療者は対象者を適切な精神科医療につなげる必要性が高くなります。そこで市民が必要に応じて各種の相談、支援機関に相談（セカンドオピニオンを含む）できたり、医療機関間の紹介を円滑に行うために、医療機関リストの作成や精神科病院連絡会等を通して医療機関との連携強化に努めます。

ア かかりつけ医と精神科医の連携推進

かかりつけ医がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や、様々な分野の関係機関につなげる他機関連携体制の整備を医師会の協力のもと推進します。

イ 精神科救急医療体制の確保

平日夜間及び休日に、精神障害により受診が必要な人に対応するため、県と連携し、適切な精神科救急医療体制の充実を図ります。

《主な取組事業》

- 精神科医療機関リストの作成（健康推進課）
- 精神科病院連絡会の開催（健康推進課）

④ 兵庫県いのち対策支援センターとの連携

自殺対策計画の進捗状況を把握・検証についての助言を得たり、自殺の原因や背景にもとづいた情報交換や連携方策の検討を行ったりする等、いのち対策支援センターから専門的な立場で必要な支援を受け、相談支援体制の強化・充実を図り、自殺対策を総合的に推進します。

(7) 対策の点検と評価

本計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況、その効果等を取組の評価指標等を用いて把握します。PDCAサイクルの視点から施策の見直しと改善に努めます。

評価項目	現状値 (2017年)	2023年までの 目標値	2028年までの 目標値
自殺死亡率	14.4	0	0

1. 地域におけるネットワークの強化

評価項目	現状値 (2017年度)	2023年	2028年
自殺対策連絡協議会	1回/年	1回/年	1回/年
自殺対策連絡協議会への参画 団体数	17団体	現状値より 増加	現状値より 増加

2. 自殺対策を支える人材の育成

評価項目	現状値 (2017年度)	2023年	2028年	「参加してよ かった」「自殺 対策の理解が 深まった」と答 える人の割合 (%)
専門職・市民向け ゲートキーパー 研修受講者数	延べ1,225人	延べ1,700人	延べ2,300人	70%以上

3. 市民への啓発と周知

評価項目	現状値 (2017年度)	2023年	2028年
リーフレット等の配布	15,000枚/年	30,000枚/年	55,000枚/年

自殺対策計画策定会議 構成員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	阪田 憲二郎	神戸学院大学教授
保健関係者	西山 美津子	兵庫県健康福祉部障害福祉局いのち対策室主査
保健関係者	井場 智恵	兵庫県精神保健福祉センター臨床心理士
医療関係者	松岡 俊行	明石市医師会精神科医会会長
労働部門	石川 昌秀	明石労働者福祉協議会会長
労働部門	前川 達久	明石公共職業安定所次長
福祉関係者	山下 孝光	明石市社会福祉協議会副理事長
当事者・支援者	松本 幸雄	明石障害当事者等団体連絡協議会会長
地域住民代表	前田 享子	明石市民生児童委員協議会障害福祉専門部会部会長
教育関係者	小林 久展	明石市中学校長会副会長
法律関係者	木村 裕介	兵庫県弁護士会弁護士
市関係部署	濱田 昌範	あかし保健所所長

(敬称略 順不同)

明石市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち～

2019年（平成31年）3月

発行・編集 明石市福祉局あかし保健所健康推進課

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番7号

電話 078-918-5657 FAX 078-918-5440

Mail kenkou@city.akashi.lg.jp

用語解説

区分	用語	解説
あ行	アウトリーチ	支援が必要な人に対し、積極的にその人の居る場所に出向いて働きかけること。
	アセスメント	対象者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。事前評価などと訳される。
	明石市長期総合計画	地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画のこと。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。
	AKASHI ユーススペース	中高生世代の自主的な活動をサポートする施設。
	あかし若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える、概ね 15 歳から 39 歳までの若者に対し、職業選択や能力開発に関する専門職による相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。
か行	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険サービスを受ける人が適切なサービスを受けられることができるよう、対象者からの相談や利用者の状態を考慮し、介護サービス事業者との連絡・調整などを行う者のこと。
	グリーフケア	大切な人を亡くし大きな悲嘆（グリーフ）に襲われている人に対するサポートのこと。
	ゲートキーパー養成講座	地域の中で自殺危機の可能性のある人に出会った際、そのサインに気づき、必要に応じて、相談機関につなげるためのスキルを身につける講座。
	高年クラブ	高齢者の教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動等を通して、老年期の生活を健全で豊かなものにするため、自主的に作られた会員組織の団体。
	こども健康センター (子育て世代包括支援センター)	妊娠、出産から子育て期において、保健師等の専門家が継続的・包括的に妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する機関。
	子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安等の相談事業や子育てサークル等への支援及び児童虐待への早期発見等地

区分	用語	解説
		域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関。
	こども夢文庫	絵本や児童書、おもちゃを通じて、子どもの感性を豊かにし、親子や親同士が気軽に集い交流できる場。読み聞かせや手遊び等も行っている。
さ行	産業医	労働者の健康を保持するため労働者の作業環境や作業管理、健康管理に関して専門的立場から助言・指導を行う医師のこと。
	自殺企図	自殺しようとする事。自殺を企てている事。
	自主グループ活動支援事業	住民が主体となり、定期的に体操を中心とした介護予防活動に取り組むグループに対し、リハビリテーション等の専門職を派遣し、そのグループに合った運動の指導と、その活動が継続して行えるよう支援を行います。
	シニアいきいきパスポート	高齢者の外出促進や豊かな生活を送れるよう、65歳以上の市民の方を対象に、公共施設等での利用料の割引や協賛店で特典を受けることができるもの。
	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険サービスの中の、地域密着型サービスのひとつで、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援するサービス。小規模の施設で一体的にサービスの提供を行うため、連続性のある介護を受けることができる施設。
	スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名および当該の任に就く人のこと。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が日常生活で直面する悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。
	ストレスチェック	ストレス刺激となるもの（ストレッサー）と、ストレス刺激を受けて生体に歪みが生じた状態（ストレス反応）とを確認する行為を指す。
	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある人に対し、困窮状態からの早期脱却に向けた就労や家計の安定を目指し、関係部署・機関と

区分	用語	解説
		連携して支援を行う。
	セカンドオピニオン	患者が主治医以外の専門家に相談や受診し、その診断や治療、経過、予後などについて判断や意見を求めること。
	セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。
た行	地域総合支援センター	高齢者や障害者、児童など、生活のしづらさを抱える市民の悩みや困りごとに対し、総合的な相談対応や関係機関との支援調整を行う相談機関。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が複合的な問題をたらいまわしにせず、早期発見・早期対応し、地域の身近な相談窓口としての機能を持つ。
	定期巡回・随時対応サービス	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またそれぞれが密着に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
	出前健診	国民健康保険加入者を対象とした特定健診を、まちづくり協議会等と連携し、各地区に出向いて実施するもの。
な行	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。
は行	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供等を行う施設のこと。
	パワー・ハラスメント（パワハラ）	職場などの組織内で、立場を利用して、特定の個人に対し、本来の業務とは関係のない事項について、計測的に嫌がらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与え続けること。
	母子・父子自立支援員	ひとり親離死別直後の精神的安定を図り、その自立

区分	用語	解説
		に必要な情報提供、相談指導等の支援（以下「相談指導等」という。）を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
ま行	民生委員・児童委員	厚生労働省から委嘱された非常勤特別職。社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める人。
	メンタルヘルス	こころの健康状態を指す言葉。
や行	抑うつ症状	気分が落ち込み、憂うつになる状態。抑うつ状態を呈する代表的な疾患としては、うつ病が知られているが、不安障害、統合失調症、適応障害、パーソナリティ障害、などあらゆる精神疾患の併発症状となり得る。
ら行	ライフステージ	人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。一般的に、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が用いられる。
わ行	わくわく地域未来塾	学力向上推進事業の1つで、国語・算数の学力補充教室。参加を希望する小学校児童を対象に、土曜日に実施している。
	ワークサポートあかし	ハローワーク明石の出張相談所で、生活困窮者自立支援窓口と連携し、就労についての相談を受ける窓口。
	ワーク・ライフ・バランス (WLB)	「仕事と生活の調和」の意味。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことを指す。
英単語	DV	配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。
	SNS	「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略語。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。TwitterやLINE、FacebookやInstagramなどが含まれる。
	PDCA サイクル	Plan（目標を決め、それを達成するために必要な計画の立案）、Do（立案した計画の実行）、Check（目

区分	用語	解説
		<p>標に対する進捗を確認し評価・見直し)、Action (評価・見直しに基づき、適切に必要な処置を行う) というサイクルを回しながら改善を図っていくこと。</p>
	<p>PTSD</p>	<p>強烈な精神的衝撃を受け、数週～数か月の潜伏期間の後に、長期にわたり恐怖感、無気力、睡眠障害、悪夢など様々な症状を示す障害。地震、洪水、火事のような災害、または事故、戦争といった人災、監禁、虐待、強姦など犯罪など、多様な原因によって生じる。</p>

議案第2号関連資料**平成31年度 組織改正案について****1 基本的な考え方**

本市が目指す「すべての人にやさしいまちづくり」に向けて、児童相談所の設置など、必要な体制整備を図る。

2 改正の概要

別紙「平成31年度組織改正総括表(案)」のとおり

改正後の組織の規模

[現行] 9局 36室 71課 178係

[改正] 10局 37室 74課 177係(1局増 1室増 3課増 1係減)

3 改正案の内容**(1) すべての人にやさしいまちを目指した体制整備****① 地域共生社会室の設置**

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、認知症施策をはじめ要支援者施策を横断的に所管するため、「地域総合支援室」の名称を「地域共生社会室」に変更し、あわせて共生社会づくり担当を新設します。

② 高齢者総合支援室への名称変更

高齢者施策の重点的展開に向け、「高年介護室」の名称を「高齢者総合支援室」に変更します。

③ 児童相談所の設置

「あかしのこどもはあかしで守る」の考えのもと、こどもの命と権利、未来を守るセーフティネットとして、児童相談所を設置します。

児童相談所の組織は、総務課、緊急支援課、こども支援課、さとおや課、こども保護課の5課体制とし、組織の名称を「明石こどもセンター」とします。

④ こども局の新設

児童相談所の設置にあわせ、こども関連の事務を所管する「こども局」を新設します。

(2) 組織の効率化に向けた見直し

- ① 市民協働推進室のコミュニティ推進課と生涯学習課を統合して、コミュニティ・生涯学習課とし、コミュニティセンター関連業務などの効率化を図ります。
- ② 住宅・建築室営繕課の保全系の業務を財務室財政健全化担当に統合し、事務の一元化を図ります。

(3) その他

- ① 西明石地区活性化の取り組み等を進めるため、都市開発室大久保駅南プロジェクト担当の名称をプロジェクト担当に変更します。
- ② 文化財保護の事務が教育委員会から市長部局に移管されることに伴い、同事務を市民生活局の所管事務に加えます。(組織の変更はありません。)

4 改正の手続

事務分掌条例等の改正を行い、平成31年4月1日の実施を予定。

平成31年度組織改正総括表（案）

改正案（平成31年4月1日）			改正前（平成30年4月1日）		
市長事務局			市長事務局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	都市開発室 都市ビジョン担当 <u>プロジェクト担当</u> 新庁舎担当 まち再生担当		政策局	都市開発室 都市ビジョン担当 <u>大久保駅南プロジェクト担当</u> 新庁舎担当 まち再生担当	
市民生活局	市民協働推進室 <u>コミュニティ・生涯学習課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>（削る）</u>	略	市民生活局	市民協働推進室 <u>コミュニティ推進課</u> 人権推進課 男女共同参画課 <u>生涯学習課</u>	略
福祉局	<u>地域共生社会室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>共生社会づくり担当</u>		福祉局	<u>地域総合支援室</u> 地域総合支援担当 地域福祉担当 更生支援担当 <u>（新設）</u>	
	<u>高齢者総合支援室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略		<u>高年介護室</u> 高年福祉担当 介護保険担当 介護認定担当	略 略 略
<u>こども局</u>	子育て支援室 子育て支援課 児童福祉課 こども健康課 <u>（削る）</u>	<u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	福祉局	子育て支援室 子育て支援課 児童福祉課 こども健康課 <u>児童相談所準備担当</u>	<u>調整係</u> <u>支援係</u>
	こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略		こども育成室 利用担当 運営担当 施設担当 放課後児童クラブ担当	略
	待機児童緊急対策室		待機児童緊急対策室		
	<u>明石こどもセンター</u> 総務課 緊急支援課 <u>こども支援課</u> <u>さとおや課</u> <u>こども保護課</u>	 <u>総合支援係</u> <u>相談係</u>		<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>(削る)</u>	都市局	住宅・建築室 住宅課 建築安全課 開発審査課 営繕課	略 略 建築第1係 建築第2係 設備係 <u>保全係</u>
<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 37室 74課 177係</u></p> <p>(1局増 1室増 3課増 1係減)</p> <p>(・市長事務部局 6局 34室 57課 127係)</p>			<p>○組織の規模</p> <p><u>9局 36室 71課 178係</u></p> <p>(・市長事務部局 5局 33室 54課 128係)</p>		

勤務時間外の電話対応の実施について

教職員の働き方改革について、本市においては、「ノー部活デー」や「学校閉庁日」を設定する等取り組んできました。また、平成30年2月9日、文部科学事務次官通知の中でも、教育委員会において取り組むべき方策の1つとして、「勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間管理の設定」が挙げられ、中央教育審議会では、勤務時間の上限設定等が議論されています。

これらのことを受け、来年度から、勤務時間外の電話対応について音声ガイダンスを導入することで、学校における業務の質的転換を図り、教職員が子どもと向き合える時間や教材研究等に取り組む時間を確保し、心身ともに健康でゆとりをもって充実した教育活動が行えるようにしていきます。

1 実施内容

○すべての小・中・養護学校において

(1) 全市一律で本年8月1日から実施します。

(2) 音声ガイダンスの設定時間は、基本的には全市一律とします。

・小学校・養護学校：平日午後6時～午前7時45分・土日祝日

・中学校：平日完全下校時間1時間後～午前7時45分・土日祝日

ただし、定時退勤日、ノー部活デー、テスト等の場合は、あらかじめ保護者に連絡し、勤務時間終了後の範囲において（例えば午後5時から）、より早い時間に設定することは可能とします。

2 実施方法

(1) ガイダンスの設定は手動とします。

台風等の災害時、学校行事や緊急対応、定時退勤日、ノー部活デー等、学校の状況に応じて、学校長が判断して時間の設定をできるようにします。

(2) 勤務時間外の学校外窓口は設置しません。

いじめ、虐待等は24時間ホットラインで対応しています。

※ガイダンス（例）

「本校へのお電話ありがとうございます。本日の電話受付時間は終了いたしました。恐れ入りますが、平日の午前〇時以降に改めておかけ直し下さい。」

3 周知方法

音声ガイダンスによる電話対応についての趣旨や実施内容等を、「広報あかし」及びHP等で広く市民に、また、各小・中・養護学校を通じ文書で保護者に周知します。

4 参考

県内では伊丹市の小学校、猪名川町の全小・中学校で導入されています。保護者・地域からの苦情等は特になく、学校からは業務が軽減されたとの効果が報告されています。

よりよい部活動の推進について

明石市立中学校の部活動が一層有意義な活動となるよう、短期的長期的な取組について検討する「部活動のあり方検討委員会」を設置し協議しています。そこで出された意見を参考に、教育委員会で進むべき方向性を定めたので報告します。

1 検討項目

- (1) 子どもの選択権の保障に関すること
- (2) 部活動の指導者に関すること
- (3) 地域主導型スポーツクラブへの移行に関すること

2 方向性

(1) 子どもの選択権の保障に関すること

学校の生徒数が減少し、すべての部活動の設置が難しい中、希望する部活動が通学区域の中学校にない生徒・保護者のニーズに応え選択権を保障するため、部活動による通学区域の変更を許可する制度を作ります。

- ① 許可条件：中学校入学時に、指定された中学校に小学校在学中にしていた活動（週1回以上継続して中学入学時に2年以上団体やクラブで活動）の部活動がなく、活動を続けたい強い意志がある場合。なお、希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、通学距離が最も短い中学校を明石市教育委員会が指定します。
- ② 許可期間：卒業までとし、途中で、部活動をやめたり理由なく長期にわたり休部したりした場合は、原則、元の通学区域の学校に戻ることとします。
- ③ 実施時期：2020年4月から（現小学校5年生から）

(2) 部活動の指導者に関すること

○ 部活動指導員の配置について

教員に代わり部活動を指導できるよう、新たな部活動指導員制度を設け、2019年度からモデルクラブを導入します。

- ① 職務：運動部の主顧問として、公式戦での監督や単独で引率を行うことができる。
- ② 任用期間：1年以内とし、更新も可能とします。
- ③ 任用条件：当該校における部活動の指導方針に沿った指導や管理運営や顧問会議に出席して生徒の情報共有ができるなど、校長の推薦を受けた者から任用します。また、任用にあたっては、市教育委員会が研修を実施します。

○ 適正な部活動運営について

顧問会議の設置・運営、「ノー部活デー」の拡充、活動時間や朝練習の制限等について「中学校における運動部活動指導の手引き」を改訂し、より適切な運動部活動を推進します。

- ① 休養日については、週当たり2日以上「ノー部活デー」を設けます。
平日：原則として水曜日
週休日：第2、第4日曜日及び第1、3、5土曜日または日曜日
- ② 朝練習については、原則行わないこととします。ただし、大会前等は30分間程度、事前に校長の許可、保護者の同意を得て実施することを認めます。

(3) 地域主導型スポーツクラブへの移行に関すること

子どもを地域全体でサポートするような部活動のあり方について、学校運動部活動と地域スポーツクラブが協働・融合したモデルクラブについて検討します。また、モデルクラブを運営していくための方法や課題等を協議し、地域におけるスポーツ環境整備について引き続き検討していきます。

本年度の教職員研修の実施状況について

1 実施状況

中核市として県教育委員会から研修が移譲されたことにより、これまで県教育委員会が実施してきた教職員年次研修の内容や質を確保しながら研修体系を整理し、計画・実施してきました。特に初任者研修では、明石市の教員として、市の重要施策への理解を深めて“明石の先生”になるという自覚を持たせるとともに、市長部局と連携協力し、「子どもに寄り添う学校」、「一人の子どもも見過ごさない学校」を目指す精神の涵養がさらに求められることから、「まちづくり研修」を実施しました。

なお、「まちづくり研修」は、受講対象を初任教員に加え新規採用の栄養教諭、養護教諭、事務職員にも広げ、授業に影響のない夏季休業中に実施しました。

【年次研修】

研修名	本年度の日数と主な内容	移譲前
初任者研修	22日 （県主催の研修に参加する6日を含む） 教科指導、授業実践、生徒指導、ICT活用、コンプライアンス等	3日
2年次研修	2日 （2019年度より5日）特別支援教育、人権教育	2日
3年目研修	3日 （2020年度より5日）生徒指導、授業力向上等	3日
5年次相当研修	1日 選択研修	0日
中堅教諭等資質向上研修	10日 教科指導、生徒指導、教育課題、若手育成等	0日
15年次相当研修	1日 選択研修	0日

【市独自：初任教員および新規採用職員（養護、栄養、事務）対象】

まちづくり研修 <連携先> 福祉局 福祉総務課 子育て支援課 児童福祉課 児童相談所準備担当 さとおや担当 あかし保健所 市民生活局 文化・スポーツ室 あかし動物センター 天文科学館 政策局 政策室 教育委員会事務局 学校給食課	3日 第1回「人にやさしいまちづくり」 （1）共生社会をめざす明石市の取組について理解する。 （2）ユニバーサルマナーについて理解し、検定3級を受験する。 （3）障害のある方と街に出かけてフィールドワークを行う。 第2回「だれもが安心して学び過ごせる環境づくり」 （1）明石市の子ども総合支援推進体制について理解する。 （2）児童虐待の早期発見・早期対応の方法を学ぶ。 （3）社会福祉協議会、児童養護施設カーサ汐彩を訪問する。 第3回「明石の施設に学ぶ」 （1）明石市の施設に実際に足を運び、その機能や役割を理解する。 （2）授業への活用法や学校との関わり等を考える。
---	---

2 成果

(1) 本市の教育課題に応じた研修

- ・市で独自に研修を行うことで、明石の教育課題を反映させ実施することができました。教科指導や生徒指導についても、全県を対象に行われてきた研修に比べ、明石の子どもたちの学習状況や学習環境、学校生活の様子等に則した内容で実施することができました。
- ・研修センター指導主事が10数名ずつのグループを担当し、研修状況やメンタル面の状況を学校長と情報交換を行うことで、きめ細やかなサポートができました。
- ・教育委員会事務局法務担当課長による「コンプライアンス及びリスクマネジメント」研修を実施し、保護者や地域から信頼される学校職員としての意識を高めることができました。

(2) 本市のこども支援に係る重点施策の理解

- ・関係の市長部局と連携し、ユニバーサルマナー検定、障害者とのフィールドワーク、児童虐待の早期対応、児童養護施設の見学等の具体的な内容で「まちづくり研修」を実施することで、「こどもを核としたまちづくり」を進める市の施策を理解し、連携の大切さと知るとともに本市の教職員としての自覚も高めることができました。

※受講者の感想

「虐待の傾向に気づきやすい立場にいることを自覚し、日々子どもの様子を見守り早期発見・早期対応に努めたい」

「困ったときにサポートしてもらえる仕組みがあることが分かったので次につながるようなことができるようにしたい」

(3) 効果を高める工夫や条件整備

- ・受講前に関連資料に目を通す事前学習や学びたいことを整理する「研修ノート」、受講後に研修内容の定着を図る「理解度確認テスト」、それらをもとに客観的に研修を振り返る「研修総括シート」を用いることにより、主体的に学び、明日からの教育実践にいかすイメージをもつ等の研修効果を高めることができました。
- ・北庁舎へ移転しホールや研修室を活用できるようになったことで、一斉研修や小グループ研修などの多様な研修形態が可能になり、ねらいに基づいた効果的な研修を実施することができました。

3 来年度の取組について

- ・『まちづくり研修』を継続して実施します。
- ・年次研修では、新たに移譲される『2年次研修』等を含め、指導主事の専門性の向上と市長部局との連携等による研修内容の充実を図ります。
- ・主催講座では、教職員の働き方改革に合せ、集合型研修と派遣型研修のバランスを見直す等、研修の充実と効率化を図ります。

平成31年度 明石商業高等学校の入試状況について

1 平成31年度入試状況

(1) 推薦入試〔推薦入試日:平成31年2月15日(金) 合格発表日:平成31年2月20日(水)〕

① 国際会計科(定員40名)

	志願者				合格者			
	男	女	計	率	男	女	計	率
市内	5	14	19	48.7%	5	14	19	48.7%
市外	7	13	20	51.3%	7	13	20	51.3%
合計	12	27	39		12	27	39	

② 商業科(定員120名)

	志願者				合格者			
	男	女	計	率	男	女	計	率
市内	20	50	70	41.7%	10	33	43	35.8%
市外	50	48	98	58.3%	39	38	77	64.2%
合計	70	98	168		49	71	120	

(2) 学力検査入試 商業科(定員120名)〔学力検査日:平成31年3月12日(火) 合格発表日:平成31年3月19日(火)〕

	志願者				合格者			
	男	女	計	率	男	女	計	率
市内	22	33	55	39.6%				
市外	38 37	46 47	84	60.4%				
合計	60 59	79 80	139					

(3) 合計(定員280名)

	志願者				合格者			
	男	女	計	率	男	女	計	率
市内	47	97	144	41.6%				
市外	95 94	107 108	202	58.4%				
合計	142 141	204 205	346					

2 志願者数の推移

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
志願者数	推薦入試	国際会計科	41	57	43	44	52	41	39
		商業科	224	213	197	215	189	162	168
	学力検査	商業科	215	200	215	170	190	164	139

*H25~H27の定員(推薦入試:国際会計科40名/商業科140名 学力検査:商業科140名)

3 合格者の市内率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
合格者の市内率	48%	44%	50%	45%	44%	43%	

※ 3月5日の委員会当日に、志願変更の状況を踏まえた志願者数の時点修正の報告がありましたので、その報告のとおり、一部修正を行っています。(1の(2)学力検査入試商業科と(3)合計の項目)